

## 【少子化総合対策室関係】



## 1. 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業については、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づいて、その体制整備・事業実施を推進いただいているところであるが、平成29年度予算案では、計画を踏まえた「量的拡充」及び「質の向上」などを実施するための経費として、1,076億円を内閣府において計上しているところである。

本年度の子ども・子育て支援交付金の執行状況をみると、必ずしも計画どおりに進捗していない事業も見受けられることから、市町村におかれては引き続き積極的な取組をお願いしたい。また、都道府県におかれても、必要な予算を確保いただくなど円滑な事業の実施に向けた支援をお願いしたい。

なお、地域子ども・子育て支援事業の実施に要する経費に対する国の補助については、「平成28年度子ども・子育て支援交付金の交付について」（平成28年7月20日府子本第474号）により行ってきたところであるが、本交付要綱において定めている国庫補助基準額を下回る金額により、民間法人等に対する補助等を行っている事例も見受けられるところである。補助額は、事業に従事する職員の人件費をはじめとした事業の実施体制に大きく影響を与えるものであり、加えて、地域子ども・子育て支援事業の地方負担分については、消費税率引上げによる増収分を充当する「子ども・子育て支援の充実」に係る分も含め、総務省において適切に地方財政措置を講じる方針であることを確認していることから、各地方公共団体において適切な対応をお願いしたい。

地域子ども・子育て支援事業の見込量を含む子ども・子育て支援事業計画について、内閣府から「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」（平成29年1月27日、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡）をお示ししたところである。各事業の実施、利用の状況等に応じた検討をお願いしたい。

特に、放課後児童クラブの平成31年度末までの見込量については、小学校就学児童数の見込、利用申込や待機の実績、潜在ニーズを含めた利用希望の動向などを踏まえつつ、検討をお願いしたい。

## 2. 放課後児童対策について

### (1) 放課後子ども総合プランの推進について

放課後児童クラブの実施状況については、毎年5月1日現在の状況を取りまとめているところである。平成28年においては、クラブ数、登録児童数ともに増加し、過去最高値となった一方で、利用できなかった児童（待機児童）数は全体として262人増え、17,203人となったところであるが、小学1年生から3年生については、対前年比743人の減となった。

#### (関連資料1、2)

引き続き、待機児童解消のため、放課後児童クラブの受け皿の量的拡充を進めていただきたい。

1. 放課後児童クラブ数：前年比1,011か所増加  
22,608か所(27年) → 23,619か所(28年)
2. 放課後児童クラブの支援の単位数  
26,528支援の単位(27年) → 28,198支援の単位(28年)
3. 登録児童数：前年比68,450人増加  
1,024,635(27年) → 1,093,085人(28年)
4. 利用できなかった児童数：前年比262人増加  
16,941(27年) → 17,203(28年)  
うち、小学1年生～3年生：前年比743人減少  
10,700人(27年) → 9,957人(28年)  
小学4年生～6年生：前年比1,013人増加  
6,233人(27年) → 7,246人(28年)

#### ① 放課後子ども総合プランの目標達成に向けた整備について

放課後子ども総合プランでは、国全体の目標として、放課後児童クラブについて、平成31年度末までに約122万人分の受け皿を確保することを掲げており、さらに「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえて、追加的な受け皿確保を平成30年度末に前倒して達成することを目指して整備を推進しているところである。

このため、平成29年度予算案では、施設整備費の補助率嵩上げを継続するとともに、運営費補助基準額の増額等、目標達成に向け必要な予算を計上しているところであり、市町村においても、子ども・子育て支援事業計画等に基づく一層の取組をお願いしたい。

## ② 放課後子ども総合プランにおける一体型の推進について

平成26年7月に文部科学省と共同で、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」を策定し、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることとしたところである。

一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室は、同一の小学校内等で両事業を実施することで、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加でき、多様な体験活動や地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られるというメリットがあるものである。さらに、一体型として実施する場合には、放課後児童クラブの創設整備や、既存施設を活用してクラブを設置する場合の改修費補助等の補助基準額が増額となることから、積極的な取組をお願いする。

なお、一体型として実施する場合でも、両事業の機能を維持しながら、取り組んでいただく必要があり、特に放課後児童クラブについては、児童が安心して生活できる場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要である。また、放課後児童クラブのニーズがあるにも関わらず、児童が安心して生活できる場としての放課後児童クラブではなく、全ての児童に一律の居場所を提供する、いわゆる「一体化」の取組は、市町村が条例で定める基準を満たしておらず、本来ならば、放課後児童クラブにおいて対象となる児童に確保されるべき、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる環境が確保されない恐れもあることから、十分ご留意いただきたい。

また、放課後児童クラブの受入児童数の拡充を図り、利用できない児童の解消を目指すに当たっては、小学校の余裕教室等、放課後児童クラブの実施場所の確保について、地域の協力、理解を得ることが重要であり、地域ぐるみでの放課後の子ども達の安全・安心な居場所づくりを進めていただきたい。(関連資料3)

## (2) 放課後児童クラブ関係・平成29年度予算案の概要について

平成29年度予算案では、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末に前倒して実施するため、施設整備費の補助率嵩

上げを継続するとともに、運営費補助基準額の増額を行うほか、放課後児童支援員の処遇改善などを推進することとしている。

(関連資料 4～6)

### ① ソフト面（運営費）について（別冊資料参照）

平成29年度予算案では、受入児童数の拡大（1,138,801人→1,177,959人）を図るとともに、以下のとおり市町村への支援策の充実を図ることとしているため、各市町村においても放課後児童クラブに対する支援の強化に努めていただきたい。特に、「ニッポン一億総活躍プラン」を受けて新たに設ける放課後児童支援員の経験等に応じた新たな処遇改善のための補助については、現行の放課後児童支援員等処遇改善等事業とともに、積極的な事業実施をお願いする。

なお、以下の具体的な事業内容については、関連資料をご参照いただきたい。また、これら事業に係る実施要綱案等、詳細な内容については追ってご連絡する。

#### ア 放課後児童クラブの運営費基準額の見直しについて

放課後児童クラブにおける人件費の状況等の運営実態を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営や必要な職員の確保という観点から、積算上の職員の人件費に関し最低賃金による日額単価で算出していたものを、一人分について月額単価（福祉職俸給表1-6）による算出に見直し、運営費補助基準額を引き上げる。（児童数40人の場合：年額374.4万円→年額430.6万円）

#### イ 放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善について

「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、経験等に応じた放課後児童支援員の処遇改善を図るため、勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善を行う。

具体的には、

- i) 放課後児童支援員（経過措置対象者を含む。以下同じ。）を対象に年額12.4万円（月額約1万円）、
- ii) 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を修了した者を対象に年額24.8万円（月額約2万円）、
- iii) 経験年数が概ね10年以上の事業所長（マネジメント）的立場にある放課後児童支援員を対象に年額37.2万円（月額約3万円）

を補助基準額として算定し、1支援の単位あたりの賃金改善に要する費用の補助を行う。

なお、ii)における「一定の研修」については、平成29年度においては、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添9「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「Ⅱ 放課後児童支援員等資質向上研修事業」に基づく研修と同程度の内容の研修を想定しており、都道府県・市町村が実施する研修で、市町村が処遇改善の補助を行うに当たって適当と認める研修を修了したことを要件とすることを検討している。

#### ウ 放課後児童支援員等処遇改善等事業の見直しについて

賃金改善の対象となる職員について、家庭、学校等の連絡及び情報交換等の全ての業務の主担当であることを補助の要件としているが、これは当該業務の主担当を配置することが主目的ではなく、放課後児童クラブが運営指針に基づく当該業務を着実に実施しているクラブを対象とすることが目的であるため、当該要件を見直し、要件とする業務のいずれかの業務に従事していれば賃金改善・常勤職員配置の補助対象とする。

また、常勤職員を配置するための追加的費用を補助するための事業を実施する場合、常勤職員のみ賃金改善分(配置する経費を含む)を補助対象としているが、これを拡大し、常勤職員以外の職員の賃金改善分についても補助対象とする。

#### エ 長期休暇期間中の受入れ支援について

年間を通じて開所している放課後児童クラブにおいて、長期休暇期間中の一時的な利用児童の増に対応するため、支援の単位を新たに設けて運営するクラブに対し、運営費補助の加算を行う。

#### オ 賃貸借等により実施する放課後児童クラブの防災対策について

放課後児童クラブを新たに実施する場合や、児童数が増加する場合等を補助対象としている放課後児童クラブ設置促進事業(既存施設の改修等)、放課後児童クラブ環境改善事業(備品購入等)及び放課後児童クラブ運営支援事業(移転関連費用)について、防災対策として実施する場合についても補助対象とする。

民家・アパート等を借りて実施している放課後児童クラブには、借り主の都合等により、耐震診断を実施していない又は耐震診断実施の有無が不明なものもあることから、これら事業も積極的に活用し、利用児童の安心・安全の確保に努めていただきたい。

## カ 障害児受入強化推進事業の充実について

障害児受入推進事業による職員1名の加配に加え、障害児5人以上の受入を行う場合に、追加で職員1名を加配するための経費の補助を行っているが、当該要件について障害児3人以上の受入を行う場合に拡充する。また、医療的ケア児を受け入れる場合に、看護職員の配置等に要する費用の補助を行う。

なお、障害児への対応については、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部が改正され、障害児等療育支援事業及び巡回支援専門員整備等について、放課後児童クラブが支援の対象となっていることが明記されたので、ご承知いただくとともに、地域生活支援事業の担当部署と連携いただき、これら事業の活用などもご検討いただきたい。

## ② ハード面（整備費について）

平成29年度予算案においては、引き続き、学校の敷地内等に整備する場合の補助基準額の増額を行うとともに、資材費、労務費等の上昇を踏まえた補助基準額の引上げを行うほか、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は待機児童解消加速化プランに参加している場合は、補助率の嵩上げを実施することとしている。

なお、現時点の交付要綱等の案については、別冊資料4を参照願いたい。

また、全国の放課後児童クラブを実施している建物の耐震化については、「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査」（調査基準日は平成26年10月1日現在）によれば、耐震化率が87.1%に留まっている状況（参考：保育所83.3%、児童養護施設84.0%）にあることから、子ども・子育て支援整備交付金や①のオに記した施策も積極的に活用し、利用児童の安心・安全の確保に努めていただきたい。



(参考)「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査結果」における放課後児童クラブの耐震化の状況

	調査対象に該当した棟数 A	S57年以降に建築された棟数 B	S56年以前に建築された棟		耐震化済の棟数 B+C+D=E	耐震化率 E/A
			耐震診断の結果、改修不要とされた棟数 C	改修済、改修中の棟数 D		
放課後児童クラブ数	11,779	6,826	984	2,448	10,258	87.1%
公立	9,604	5,368	899	2,276	8,543	89.0%
私立	2,175	1,458	85	172	1,715	78.9%

### ③ 研修事業について

研修事業については、放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修を実施するために必要な経費の補助、及び放課後児童支援員等の質の向上のための現任研修を実施するために必要な経費の補助を引き続き計上している。

**都道府県認定資格研修**については、放課後児童クラブの設備運営基準において、平成31年度末までに当該研修を修了することを予定している者についても放課後児童支援員の資格を満たしているものとして取り扱う経過措置を設けているところであるが、平成28年5月現在で、放課後児童支援員のうち当該研修を受講した者の割合は、19.3%であった。都道府県におかれては、経過措置期間中にすべての放課後児童支援員が受講できるよう、計画的な研修の実施に特段のご配慮をいただきたい。

**放課後児童支援員等資質向上研修事業**については、平成27年3月にとりまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、「放課後児童支援員等の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、(略)計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要」とされている。また、平成29年度予算案において実施する経験等に応じた処遇改善のうち、経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員に対する支援については、一定の研修を修了した者を対象とすることとしているため、当該補助事業を活用するなどして、地域における現任研修に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、当該補助事業は、講師がクラブを訪れ職員に対し講習等を行う形式の研修も対象であるので、地域の実情に応じてご検討いただきたい。

#### ④ 小規模学童保育に係る特別交付税について

市町村が単独事業として実施している年間開所日数等が国庫補助要件を満たさない放課後児童クラブ（小規模学童保育）については、「特別交付税に関する省令」（昭和51年自治省令第35号）附則第5条第6項の規定により、特別交付税の算定対象となっている。昨年12月12日付けで「特別交付税に関する省令」が一部改正（同日付けで施行）されたところであるが、平成28年度における小規模学童保育に係る特別交付税の算定基礎額は、昨年度と同額の児童一人当たり55,000円とされているので、ご了解いただきたい。

なお、10人未満の放課後児童クラブのうち、山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合や、当該放課後児童クラブを実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合は、平成27年度から国庫補助対象としている。

また、国庫補助対象となる10人未満クラブについては、毎年、厚生労働大臣への協議を実施している。今年度の協議では、10人未満のクラブに対する支援の運用について、周知が十分になされていない可能性があったため、例外的に平成27年度において結果的に10人未満となったクラブについても協議を受け付けたところである。来年度の協議では、念のため、引き続き平成29年度において10人未満となる見込みであるクラブに加え、平成28年度において結果的に10人未満となったクラブについても協議を受け付ける予定であるが、再来年度以降は、平成29年度において結果的に10人未満となったクラブについては協議を受け付けないので、平成29年度の協議の際にはご留意いただきたい。

### （3）放課後児童クラブの設備運営基準関係について

#### ① 都道府県認定資格研修講師養成研修の実施

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）第10条において、放課後児童支援員となるためには、「都道府県知事が行う研修」（認定資格研修）を修了しなければならないこととしている。

平成28年度においては、この認定資格研修の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブにおいて放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の

理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、厚生労働省主催の都道府県認定資格研修講師養成研修を実施したところであるが、平成29年度も引き続き本研修を実施することとしており、開催時期等、詳細が決まり次第お知らせするので、昨年度同様、市町村担当者を含め積極的な受講者の推薦をお願いしたい。

## ② 都道府県認定資格研修の実施

認定資格研修については、平成27年度より各都道府県において実施していただいているところであるが、本研修は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（以下「運営指針」という。）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識していただくことを目的として実施するものである。

認定資格研修は、放課後児童支援員という全国共通の認定資格を付与するための研修として位置づけられているものであるため、講義内容や担当する講師等に関して全国共通の一定程度の質が確保されることが必要である。また、研修科目の講師要件の中には、「放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員」を設けているが、当該都道府県内で長年放課後児童クラブに従事してきた者が担当することで、その域内における人材育成にも寄与することを想定しているものであるため、こうした趣旨も踏まえて、委託先を選定する必要がある。

なお、昨年度に引き続き、各都道府県における実施方法、実施内容等を把握するため、認定資格研修の取組状況等を調査することとし、追って正式に依頼するので、ご協力をお願いしたい。

また、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）において、地方公共団体からの提案を踏まえ、認定資格研修の実施について、

- ・ 認定資格研修を受講しようとする者が認定資格研修の科目と同等以上の内容を放課後児童支援員等資質向上研修等において受講した場合には、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができる
- ・ 認定資格研修を受講していない者であって認定資格研修の講師となった者が講義した科目については、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したこととみなすことが

できる  
ことを今年度中に周知することとされたところである。詳細については、別途お知らせする。

### ③ 「放課後児童クラブ運営指針解説書」の作成について

平成27年3月に策定した運営指針は、最低基準としてではなく、望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様としての性格を有するとともに、子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が、放課後児童クラブが果たす役割や機能を再確認し、子どもとどのような視点で関わるかが求められるのかという共通の認識を得ていただくために策定したものである。

このため、運営指針の内容が広く都道府県、市町村担当者や事業者（運営主体）及び実践者に浸透し、その趣旨が正確に理解されるように、また、運営指針の基本的な考え方を踏まえた上で、放課後児童クラブの多様性を生かしつつ、放課後児童クラブにおける育成支援の一定水準以上の質の確保を図るために、厚生労働省において、「放課後児童クラブ運営指針解説書」を今年度中に作成する予定であるため、周知にご協力をお願いします。

なお、特に放課後児童健全育成事業の実施主体である市町村担当者におかれては、本事業の趣旨、目的、事業内容を十分にご理解いただき、子どもの生活環境の更なる向上のために考えていただく必要があるため、設備運営基準に加えて、運営指針を熟読していただくことが求められる。このため、実践者と同じ場で運営指針の学習会を開催するなど、双方で共通の理解を深め、放課後児童クラブの質の向上を図るための方策についてご検討いただきたい旨、管内市町村への周知徹底をお願いしたい。

### ④ 放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について

以下の2点について、「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（平成28年9月20日雇児総発0920第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を発出したので、ご了知願いたい。

#### ア 優先利用の基本的考え方について

放課後児童健全育成事業の対象は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、その家庭の様態は多種多様であり、地域によっては、児童の受入れに当たって、優先順位を付けて受入れを実施してい

るところもある。

平成25年12月に取りまとめられた「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」（以下「専門委員会報告書」という。）においては、市町村は、放課後児童健全育成事業の提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては優先順位を付けて対応することも考えられ、優先的に受け入れるべき児童の考え方について国として例示を示すべき、とされたところである。

これらを踏まえ、放課後児童健全育成事業の優先利用に関する基本的考え方として、優先利用の対象として考えられる事項について例示すると次のとおりである。ただし、それぞれの事項については、適用される児童・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があることにご留意いただきたい。

- ・ ひとり親世帯
- ・ 生活保護世帯
- ・ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ・ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- ・ 児童が障害を有する場合
- ・ 低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童
- ・ 保護者が育児休業を終了した場合
- ・ 兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む。）についての同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合
- ・ その他市町村が定める事由

#### イ 情報収集及び利用手続等について

放課後児童健全育成事業の利用手続については、現状では、利用申込先や利用決定機関が市町村である場合や各放課後児童クラブである場合など様々である。専門委員会報告書においては、市町村が必要な情報の収集や情報の集約を行い、各放課後児童クラブの協力を得て、利用を希望する保護者等に対し、必要な情報を提供することが適当であるとしている。また、放課後児童クラブの定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん又は調整等を行う必要があると指摘している。

あっせん・調整等を行う場合としては、保護者から求めがあった場合のほか、待機児童が発生した場合に、放課後児童クラブと市町村とが密接に連携し、その保護者に対し、定員に達していない放課後児童クラブを紹介する等の方法が考えられるとしている。

これらを踏まえ、市町村が情報の収集を行い、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うとした児童福祉法第21条の11の趣旨に基づき、可能な限り利用申込み先及び利用決定機関を市町村とすることが考えられる。地域の実情に応じ市町村以外の者を利用申込み先及び利用決定機関とする場合にも、市町村が放課後児童クラブの利用申込や待機児童の状況等について随時報告を受ける等により、利用状況を把握し、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うことができるような実施体制を構築することが望ましいので、ご了承願いたい。

#### ⑤ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議について

平成27年通常国会において、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）の一部が改正され、衆議員及び参議院の附帯決議において、裁判員候補者の出席率が低下するなどしていることを踏まえ、裁判員裁判に対する国民の参加意欲を高めるため、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むことが求められたところである。

特に、衆議院の附帯決議においては、政府及び最高裁判所が本法の施行に当たり格段の配慮をすべき事項として、放課後児童クラブを日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等が盛り込まれたところである。

これを踏まえ、地方裁判所所在地をはじめとする各市町村においては、小学生の児童の保護者が希望する場合には、放課後児童クラブを一時的に活用し、裁判員として裁判に参加することができるよう、積極的な対応をお願いしたい。

（参考）裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成27年5月15日 衆議院法務委員会）

#### （４）放課後児童クラブにおける安全確保について

放課後児童クラブにおける安全確保については、運営指針第6章等において事故等を防止するための室内外の毎日の点検や必要な設備の補修、

事故等の発生時のマニュアル作成等、子どもが安全に安心して過ごせるためにクラブとして実施すべき事項が規定されているので、引き続き安全への意識の喚起や取組への指導をお願いしたい。

また、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における事故の報告等について」（平成27年3月27日付け育成環境課長通知）に基づき、放課後児童クラブにおいて発生した

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、I C Uに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

について報告をお願いしているところである。

また、集約した情報については、データベース化し、内閣府HP「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において公表することとしているので、ご了承ください。

#### **（５）放課後児童健全育成事業の適正化について**

平成27年度に会計検査院が実施した実地検査において、放課後児童健全育成事業に係る執行について、放課後児童クラブの補助金の対象経費に実際には支出していない経費を含めて計上していたことや、事業実績報告書における実支出額及び寄付金その他の収入額の集計を誤ったこと等による国庫補助金の過大交付の指摘を受けた事例が見られたので、各市町村においては、適正な補助金執行事務の実施についてご留意いただくとともに、各放課後児童クラブに対する周知をお願いする。

また、各自治体における会計監査等において、過大交付等の不適切な補助金執行が発覚した場合には、速やかにご連絡いただきたい。

### 3. 利用者支援事業について

#### (1) 利用者支援事業の運営について（関連資料7参照）

利用者支援事業は、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業である。

このうち、基本型は、単なる相談や照会に応じるに止まらず、多種多様な課題や悩みを抱える子育て家庭にとっての最初の窓口として、利用者の立場に立って一緒に解決方法を考え、その個別ニーズに応じたサービス等に適切につなげていく（当事者目線の寄り添い型の支援、利用者支援機能）とともに、子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり、地域で必要な社会資源の開発等（地域連携機能）を実施するものである。次に、特定型は、待機児童等の解消を図るため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施するものである。さらに、母子保健型は、保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、関係機関との連携や情報の共有化を図りながら、必要に応じて支援プランを策定するなど、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するものである。

基本型・特定型については、少子化社会対策大綱において、平成31年度末までに1,800か所の設置を目指すこととされており、平成29年度予算案においては1,217か所を計上し、母子保健型については、市町村への実態調査の結果を踏まえ、763か所を計上したところであり、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

なお、参考資料として、地域の身近な場所で気軽に立ち寄れる相談体制づくりという観点から、地域子育て支援拠点施設で実施する基本型の先進事例を掲載したので、ご活用いただきたい。

#### (2) 加算事業の拡充について（基本型・特定型）

利用者の視点に立った相談支援の機能強化を推進する観点から、以下の加算事業について積極的な活用をお願いしたい。

##### ① 夜間・休日の時間外相談加算

利用者のきめ細かいニーズや意向、状況を積極的かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるため、平成28年度より、夜間・休日の時間外相談を実施した場合に加算する制度を設けたところである。

##### ② 出張相談支援加算



一定の場所での実施のみならず、様々な場所へ出張相談を行うことで、様々なニーズに対応するため、平成29年度予算案では、両親学級、乳幼児健診や地域で開催されている交流の場等に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育て支援の情報提供、地域の保育園や保育の利用に向けた相談支援などを実施する出張相談支援加算を新たに設けることとしたところである。

### ③ 機能強化のための取組加算

利用者支援事業については、利用者のニーズを把握し、必要としているサービス等へつなげているところであるが、更に、利用者のきめ細かいニーズや意向、状況を積極的かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるため、平成29年度予算案では夜間加算、休日加算又は出張相談支援加算のいずれかを実施した上で、更に1日当たり平均5件以上の相談件数の実績があること等一定の要件を満たした場合の機能強化のための取組加算を新たに設けたところである。

### (3) 整備費の拡充について

利用者支援事業所の整備に対する支援は、「次世代育成支援対策施設整備交付金」において、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人を整備費の対象としてきたが、平成29年度予算案では、多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等まで拡充することとしているので、積極的な活用や管内市区町村への周知をお願いしたい。

## 4. 地域子育て支援拠点事業について

### (1) 地域子育て支援拠点事業の運営について

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業であり、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業として、重要な事業である。

また、妊娠中の方が子育て支援に関する情報を得たり、既に子育て中の方々と接したりする場、父親同士の交流の場になるなど、子育てを通じたつながりをつくって孤立化を防ぐなど、地域で子どもを産み育てることを支援する場として様々な可能性を持ち得るものである。

少子化社会対策大綱においては、平成31年度末までに8,000か所の設置を目指すこととされており、平成29年度予算案においては7,600か所を計上したところであり、積極的な活用をお願いしたい。

### (2) 指導者養成等研修（地域の子育て支援機能等強化事業）の実施について

地域子育て支援拠点事業の従事者等を対象として、平成27年度から厚生労働省の委託事業により「地域の人材による子育て支援活動強化研修」を実施しているところである。本研修は、地域で実施されている子ども・子育てに関する先駆的・創意工夫のある取り組み等について知識の習得、情報共有等を行い、受講者の知見や援助技術の向上を図るとともに、各受講者が地域の指導者的な立場に立ち、その地域の関係者や住民等に対して、研修で得た情報や事例等を周知し、効果的な実践につなげていくことで、地域の子育て支援の一層の充実を図ることを目的として実施しているものである。

平成28年度においては、全国セミナーを1か所（長野市）、ブロック研修を4か所（札幌市、大阪市、福岡市、東京都台東区）で開催し、拠点事業において取り組むべき4つの基本事業（①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談、援助の実施、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施）の再確認や利用者支援事業の必要性や効果的な実践方法等を主な研修内容として実施したところであり、参加者からは、「各地のひろばでの実践内容を聞くことができた。内容が非常に今日的なテーマであり参考になった」、「子ども、家庭、地域の連携を今後どう進めるか、自分の立場に置き換えて考えることができた」等の感想が寄せられ、一定の効果があつたと考えている。地域の子育て支援の強化には、こうした研修を

通じて、各地域での取組の経験・ノウハウの共有、普段の活動内容の評価などを行うことが必要であり、平成29年度も引き続き本研修を実施することとしているので、平成28年度同様、自治体担当者を含め積極的な受講をお願いしたい。

なお、平成29年度における本研修の開催地は今後決定することとなるが、開催地となられた場合にはご協力をお願いしたい。

### **(3) 整備費の拡充について**

地域子育て支援拠点事業所の整備に対する支援は、「次世代育成支援対策施設整備交付金」において、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人を整備費の対象としてきたが、平成29年度予算案では、多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等まで拡充することとしているので、積極的な活用や管内市区町村への周知をお願いしたい。

### **(4) 従事者の資格要件に係る留意事項について**

地域子育て支援拠点事業に従事する者の資格要件については、児童福祉法施行規則第1条の7第1号において「子育て支援に関して意欲のある者であって、子育てに関する知識と経験を有するもの」と定められ、実施要綱において子育て支援員研修の受講を推奨しているところであるが、当事者性をいかした支援を行う本事業の趣旨に鑑み、保育士等の資格を必ずしも要件として求めていないことから、各都道府県においても、ご留意をいただくとともに、管内市町村等に対して改めて周知願いたい。

### **(5) 会計検査院の現地検査における指摘事項について**

会計検査院が平成27年度に実施した現地検査においては、地域子育て支援拠点事業に係る執行について、以下のとおり、国庫補助金等の過大交付の指摘等を受けたところである。

#### **① 専任職員の配置不足や対象外経費の計上等に係る指摘について**

専任職員を2名以上配置して開設していた日が実施要綱上の日数を満たさなかったり、補助対象経費とならない経費を計上等していたため、国庫補助金等が過大に交付されている事態が見受けられた。

上記のような事態が発生した原因としては、自治体直営の場合は市町村において、事業や実施要綱に対する担当者の理解が不十分であったことが考えられる。このため、今後は、市町村においては、担当者の事業や実施要綱に対する理解促進に努めていただきたい。

また、補助等による民営の場合は事業実施者において、事業や実施

要綱に対する理解が不十分であったことや事業実施者に対する市町村の指導等が不十分であったことが考えられる。このため、今後は、市町村において民営の事業実施者の理解促進を図るための説明会の開催や、報告書類等に対する審査の厳格化、現場に出向いての実施状況の確認を行うなど、具体的な対応をお願いしたい。

## ② 「地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組」に係る指摘について

地域子育て支援拠点事業実施要綱4の②のエに定める本取組については、地域子育て支援拠点事業の機能強化として多様な子育て支援を行い、かつ地域のネットワーク構築を進めるため、地域子育て支援拠点事業と実施要綱4の②のエの（ア）～（エ）に掲げる取組（一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業等。以下、「機能強化の取組」という。）を実施する場合、その連絡調整等に費用がかかると考え、地域子育て支援拠点事業に対して加算したものであるが、この連絡調整等は市町村の本来業務と考えられるため、市町村直営で機能強化の取組を実施する場合は加算の対象とはせず、機能強化の取組を「市町村からの委託等により」実施した場合に加算するものである。

しかしながら、検査の結果、第三者に委託等を行うことなく、市町村自ら機能強化の取組を実施した場合に加算分を計上し、このため国庫補助金等が過大に交付されている事態が見受けられた。

上記のような事態が発生した原因としては、市町村において、加算分を計上できる場合についての担当者の理解が不十分であったことが考えられる。厚生労働省としても、当該加算の対象になるのは、機能強化の取組を「市町村からの委託等により」実施した場合であることをわかりやすくするために実施要綱の改正を予定しているところであるが、今後は、市町村においても、担当者の事業や実施要綱に対する理解促進に努めていただきたい。

なお、実施要綱4の②のエの（ア）～（エ）に掲げる機能強化の取組の中には、子ども・子育て支援交付金等の対象になっている事業も含まれるが、子ども・子育て支援交付金等の対象事業として国庫補助を受ける事業にかかる経費は、当該加算の対象経費に含まれない点についてもご留意願いたい。

各都道府県等においても、直営か民営かに関わらず、適正な補助金執行事務の実施についてご留意いただくとともに、管内市町村等に対して改めて周知願いたい。

なお、上記以外にも国庫補助金等の過大交付の返還には至らなかつ

たが、実施要綱に定める「概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さ」について、十分な広さが確保されているか疑義のある施設が見受けられるとの意見や、施設が作成しているパンフレット等の配付物において開設時間等の表示が不十分な例があるとの意見も寄せられた。これらについては、利用者が利用しやすい広さの確保に努めること、及びパンフレット等には正確な情報を記載することを管内市町村等に対して改めて周知願いたい。

#### (6) 父親が参加しやすい環境づくりについて

男性の子育て参加や育児休業の促進等が課題となっているが、男性が積極的に育児に関わるきっかけとして地域子育て支援拠点施設のイベント等は有効である。

今後も、地域子育て支援拠点施設において、父親が参加可能な開設日・時間の設定や父親参加型イベントの実施、地域子育て支援拠点施設間において父親参加の取組等についての情報共有等を実施していただき、父親がより参加しやすい環境づくりに取り組むよう、都道府県におかれては管内市町村に周知をお願いしたい。

## 5. 児童厚生施設について

### (1) 児童館・児童センターの運営について（関連資料8参照）

児童館・児童センターは、遊び等の場として地域の子どもたちが立ち寄り交流する場であることに加え、今日、地域社会の人間関係が希薄化する中で、児童厚生員をはじめとする地域の大人に受けとめてもらえる場であったり、また、学校での人間関係や家庭環境など様々な問題等を抱える子どもにとっては「学校でもない、家庭でもない、落ち着ける場所」であったりといった、地域の子どもたちにとって居場所としての多様な意味を持つに至っている。

地域における子どもたちの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、平成23年3月に「児童館ガイドライン」を策定し、その中で、児童館・児童センターが地域の期待に応えるための基本的事項、望ましい方向性として具体的な活動内容を提示しているところである。

#### < 児童館の活動内容 >

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| ①遊びによる子どもの育成   | ②子どもの居場所の提供     |
| ③保護者の子育て支援     | ④子どもが意見を述べる場の提供 |
| ⑤地域の健全育成の環境づくり | ⑥ボランティアの育成と活動   |
| ⑦放課後児童クラブの実施   | ⑧配慮を必要とする子どもの対応 |

このため、各都道府県等におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、常に児童館・児童センターの運営の向上に努めるとともに、遊び及び生活を通じて子どもの発達を促し、子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう、管内市町村及び児童館関係者に対して、本ガイドラインの周知を図られたい。

また、国が平成26年7月に策定した子ども・子育て支援新制度における基本的な指針（平成26年7月内閣府告示第159号）の中で、子どもの育ちに関する理念について、「小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期である。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期である。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要である」と記載している。

子どもの健全育成を図る地域の中核的な活動拠点である児童館の取り

組みは、まさにこの理念を具現化していく場そのものであり、子ども・子育て支援新制度と相まって地域を支えていく社会資源として、大きな期待が寄せられているところである。

子どもの成長は、発達段階に応じて課題があり、遊びや生活の中で、課題を体得して成長していく。遊び及び生活を通じた子どもの健全な育成を支援していくことはこうした子どもの成長・発達を支えるものであり、その重要性を認識しつつ、児童館ガイドラインに沿って、虐待やいじめの発生予防、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援、中高生の居場所づくり、放課後児童クラブの実施など地域に根ざした取り組みを進め、子どもの健全な育成を地域ぐるみで取り組む中核施設としての役割を担っていただきたい。

また、特に、児童虐待の発生予防と早期発見のためには、子どもと子育て家庭が抱えている問題について早い段階から適切に対応していくことが求められる。

児童館は、日々通ってくる子どもの変化にいち早く気づく可能性もあり、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報の共有や役割分担を行い、関係機関が連携して対応する要保護児童対策地域協議会への児童館の積極的な参加をお願いする。

さらに、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、放課後児童クラブの対象児童が6年生まで拡大されたことにより、特に小学4年生の待機児童数が大幅に増加しているところである。高学年児童は、自身の意志や考えで自主的に行動できるようになることから、子どもの状況や保護者のニーズに応じて、放課後児童クラブに限らず、児童館でも高学年児童向けの活動や場所を用意するなど、子どもの放課後の居場所の確保を図っていただきたい。

なお、厚生労働省では、児童館活動の更なる活性化を図ることを目的として、各地の児童館における地域の実情に応じた活動内容を紹介するとともに、「児童館ガイドライン」でお示ししている上記の活動内容に着目した児童館の実践事例を取りまとめている。詳細については、厚生労働省ホームページに掲載しているので、ご了知いただき、以下の(2)及び(3)の内容にも留意して、より一層の児童館活動の推進に努めていただきたい。

児童館実践事例集～「児童館ガイドライン」の活動内容に着目して～

(厚生労働省ホームページ)

- ・トップページの「分野別の政策」の“子ども・子育て”  
→ “子ども・子育て支援” → 「施策情報」の“子育て支援”  
→ 「放課後児童健全育成等」の“実施状況等”に掲載

## (2) 子ども・子育て支援新制度における児童館の活用について

### ① 地域子育て支援拠点事業について

地域子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取り組みとして事業展開されているところであり、子ども・子育て支援新制度においても重要な事業として位置づけられている。平成27年度において、児童館での実施が888か所となっており、このうち、「連携型」については、児童館等を主な実施場所としているので、児童館を活用した積極的な事業実施に努めていただきたい。

### ② 利用者支援事業について

利用者支援事業については、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援することを内容としているところであり、地域の子育て家庭のニーズを実際の施設や事業等の利用に結び付ける上で、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と「車の両輪」ともなる極めて重要な事業である。

本事業の実施場所は「子ども及びその保護者の身近な場所」とされており、保護者等が日常的、継続的に利用できる敷居の低い場所が有効とされているので、その実施に際しては、児童館の積極的な活用をご検討いただきたい。

### ③ ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業について

昨今、特に課題となっている子どもの貧困対策について、ひとり親家庭支援対策の推進として、平成28年度より、放課後児童クラブ等の終了後に、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る子どもの生活・学習



支援事業を実施しているが、平成29年度予算案においても引き続き本事業を実施することとしているため、児童館での実施について、積極的にご検討いただきたい。

### (3) 児童館等に従事する者の人材育成について

#### ① 全国子どもの健全育成リーダー養成セミナーについて

厚生労働省では、児童館及び放課後児童クラブにおいて、社会的問題である児童虐待の発生予防と早期発見、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援などの取り組みを進め、地域で子どもの健全な育成や成長・発達を支えていくことができる人材の育成と専門性の向上を図ることを目的として、地域で子どもの健全育成に携わる指導者及び実践者、行政担当者等を対象とする「全国子どもの健全育成リーダー養成セミナー」を実施している。

本セミナーについては、平成29年度においても実施する予定であり、詳細が決まり次第、追ってお知らせするので、管内市区町村を通じて、児童館、放課後児童クラブ等に周知していただくよう、願います。

#### ② 児童厚生員等研修事業について

児童館は、年齢や家庭環境等の背景が様々な子どもが立ち寄る場であり、児童館に従事する児童厚生員（児童の遊びを指導する者）等にはそれぞれの子どもに応じた適切な対応が求められる。そのため平成27年度より、都道府県及び市町村が実施主体となって、児童館に従事する児童厚生員等の資質の向上を図るための研修の実施に必要な経費の補助を行っているところである。

すべての児童を対象とした遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を担う人材の育成に寄与するよう、本事業の趣旨をご理解いただき、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

### (4) 社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」について（関連資料9参照）

昭和60年に国が設置した「こどもの城」は、平成27年3月をもって閉館となり、これまで約30年にわたり蓄積されてきた遊びのプログラムや「こどもの城」が果たしてきた機能及び役割については、今後も国が引き継ぐこととし、平成27年5月に遊びのプログラムの全国的な普及啓発や新たなプログラムの開発等の在り方を検討するため、社会保障審議会児童部会に「遊びのプログラム等に関する専門委員会」を設置し、遊びのプログラムの普及啓発や、開発に向けた検討を行うとともに、地域の

児童館等の果たすべき機能及び役割の検討を行っているところである。

また、平成28年度に引き続き平成29年度予算案においても、『児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及』に係る経費を計上し、中高生の居場所づくりの取組や、発達障害など子どもの特性を踏まえた取組を推進するプログラムなどの実践事例の把握を行うとともに、プログラムを積極的に実践している、または実践しようとしている児童館を選定（指定）して（平成29年度は20か所予定）、モデル的にプログラムを実施することにより、当該プログラムが子どもの成長発達段階において、どのような効果をもたらすのかなどを分析し、ひいては、地域の児童館等が果たすべき機能及び役割についての検証、検討に資する調査研究を行うこととしているので、ご協力をお願いしたい。

なお、地域の児童館等の果たすべき機能及び役割については、「児童館ガイドライン」の改正も視野に入れ引き続き検討する予定である。

#### **（５） 民営児童館に対する財政支援措置について**

「民間児童館活動事業」及び「児童福祉施設併設型民間児童館事業」に係る国庫補助金については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるので、各自治体におかれては、地域児童の健全育成を図るため、引き続き、民営児童館を活用した取組の実施に努めていただきたい。

#### **（６） 児童館、児童センターに係る整備費の国庫補助について**

児童館、児童センターに係る施設整備費への国庫補助については、平成24年度から次世代育成支援対策施設整備交付金により実施しているところであるが、平成28年度の執行においては、次世代育成支援対策施設整備計画協議要綱に基づき、

- ・ 創設については、放課後児童クラブを併せて実施するための整備や、多機能化を図るための施設
- ・ 大規模修繕については、耐震補強など、利用児童の安全確保や健康被害の予防に資する整備

などの事業について、同一市町村内における整備状況や建物の老朽度等を踏まえて採択したところである。

また、全国の児童館・児童センターの建物の状況としては、「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査」（調査基準日は平成26年

10月1日現在)によれば、耐震化率が83.0%に留まっていることも踏まえ、平成29年度においても、これらの状況の改善に向けた整備などの事業を採択することとなるので、この点を十分勘案した上で整備計画を策定されたい。

(参考)「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査結果」における児童厚生施設の耐震化の状況

	調査対象に該当した棟数 A	S57年以降に建築された棟数 B	S56年以前に建築された棟		耐震化済の棟数 B+C+D=E	耐震化率 E/A
			耐震診断の結果、改修不要とされた棟数 C	改修済、改修中の棟数 D		
児童厚生施設(児童遊園を除く)	4,188	2,718	447	311	3,476	83.0%
公立	4,035	2,607	442	311	3,360	83.3%
私立	153	111	5	0	116	75.8%

## 6. 児童委員及び主任児童委員について

### (1) 円滑な児童委員・主任児童委員活動について

家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭を取り巻く環境が複雑化・深刻化している中で、地域の住民に最も身近な児童委員・主任児童委員に地域のこれらの問題への適切な関わりが求められている。

また、平成26年4月の「民生委員・児童委員の活動環境の整備に向けた検討会」の報告書の提言では、①活動への支援の充実、②力量を高める取組、③地方自治体等の理解の促進に向けた取組、④国民の理解の促進に向けた取組が盛り込まれており、地方自治体等においても、民生委員・児童委員の活動環境の整備に向けた取組にご協力をお願いしたい。

(関連資料10参照)

なお、社会・援護局地域福祉課で作成した「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集」(平成24年7月作成)も参考にされたい。

自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集

(厚生労働省ホームページ)

- ・ トップページの「分野別の政策」の“福祉・介護”
  - “生活保護・福祉一般” → 「施策情報」の“民生委員”
  - “民生委員に対する個人情報の提供状況等について”  
に掲載

### (2) 関係機関との連携について

民生委員・児童委員の職務は、地域の実情の把握、地域での相談・援助活動の他、関係行政機関(市区町村、児童相談所、学校、保健所など)への協力が主たる業務であり、関係機関との情報の共有を含めた関係づくりが必要である。

特に、市区町村の要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するとともに、児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援や児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されている。研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いしたい。

また、児童に関する問題については、学校だけでは抱えきれない問題が多く、学校に配置されるスクールソーシャルワーカーや養護教員と児童委員が連携することで、効果的な支援が期待できることから、児童福祉部局、教育委員会及び学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が活動しやすい環境づくりに努めていただきたい。

### (3) 児童委員・主任児童委員の一斉改選について

民生委員・児童委員、主任児童委員については昨年12月1日に3年に1度の一斉改選が行われたところであり、改選に当たっては、各都道府県及び市町村には多大なご協力を賜り感謝申し上げます。今回の一斉改選の結果は次のとおりである。

#### 【民生委員・児童委員 改選結果】

	平成28年度	前回 (平成25年度)
定数	238,352人	236,271人
委嘱数	229,541人	229,488人
充足率	96.3%	97.1%

委嘱数うち再任156,963人 (68.4%) 新任72,578人 (31.6%)

#### 【主任児童委員 改選結果】

	平成28年度	前回 (平成25年度)
定数	21,896人	21,800人
委嘱数	21,235人	21,197人
充足率	97.0%	97.2%

委嘱数うち再任15,053人 (70.8%) 新任6,182人 (29.2%)

今回の一斉改選に伴い、全体の約3割の者が新たに委嘱されている現状を踏まえ、各自治体においては、引き続き、民生委員・児童委員、主任児童委員の方々が円滑に活動でき、地域住民への対応が滞ることなく行われるために、必要な知識の習得等についての研修の企画、実施を、計画的かつ重点的に行っていただくようお願いする。

### (4) 民生委員制度創設100周年について (関連資料11参照)

今年は民生委員制度創設100周年とともに児童委員制度創設70周年という節目の年でもあることから、これまで児童委員が地域の中で児童の健全育成に大きくご尽力いただいていることを踏まえつつ、今後も地域における身近な相談役としてご活躍できるように、活動環境の整備に向

けた取組の一層のご協力をお願いしたい。

## 7. 母親クラブ等の地域組織活動等について

母親クラブや子育てNPO等の地域組織については、地域における親子交流・世代間交流をはじめとする子どもの健全育成の向上のための事業の実施や子どもの事故防止等のための活動など、多様な地域子育て支援活動を実施いただいている。

母親クラブ等の活動費の助成については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるので、各自治体におかれては、子どもの健全育成のため、引き続き母親クラブ等と連携し、地域組織活動の推進に努めていただきたい。

なお、行政が地域組織と積極的に連携し、児童の健全育成や子育て支援に効果的に取り組んでいる例をとりまとめた「行政と地域組織の連携に関する事例集～『地域の力を活かし、子どもたちが健やかに育つ環境づくり』を目指して～」(平成23年10月20日雇児育発1020第1号)も参考とされたい。

行政と地域組織の連携に関する事例集～『地域の力を活かし、子どもたちが健やかに育つ環境づくり』を目指して～

(平成23年10月20日 雇児育発1020第1号)

(厚生労働省ホームページ)

- ・トップページ「分野別の政策」の“子ども・子育て”
  - “子ども・子育て支援” → 「施策情報」の“子育て支援”
  - “地域組織活動”に掲載。

## 8. 児童福祉週間について

### (1) 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行っている。

### (2) 児童福祉週間の標語について

児童福祉週間の理念を広く啓発する標語の全国募集（平成28年9月1日～10月20日）に際しては、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき、御礼申し上げます。当該期間中、9,930作品の応募があり、選考の結果、次の作品を平成29年度児童福祉週間の標語と決定した。

<平成29年度児童福祉週間標語>

できること たくさんあるよ きみのてに

みたに ろい  
三谷 露唯さん 8歳 香川県

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知することとしているが、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及をお願いしたい。

### (3) 児童福祉週間の事業展開について

子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが重要であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努め、行政のみならず、民間企業、団体等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進していくこととしているので、引き続き積極的な取組をお願いします。



## 9. 児童福祉文化財の普及について

社会保障審議会では、児童の健やかな育成に役立てるため、優れた出版物や演劇、ミュージカル、コンサート等の舞台芸術、映画、放送、ビデオ等の映像・メディアについて、推薦を行っており、各自治体の児童福祉主管部局、教育委員会等に情報提供している。

厚生労働省のホームページには最新の推薦児童福祉文化財一覧を掲載しているので、各自治体におかれても児童福祉文化財の普及に御協力をお願いする。(関連資料12参照)

### 社会保障審議会推薦児童福祉文化財一覧

(厚生労働省ホームページ)

- ・トップページ「分野別の政策」の“子ども・子育て”  
→ “子ども・子育て支援” → 「施策情報」の“子育て支援”  
→ “児童福祉文化財” に掲載。



[関連資料：少子化総合対策室]



# 放課後児童クラブの概要

## 【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項):平成10年4月施行)

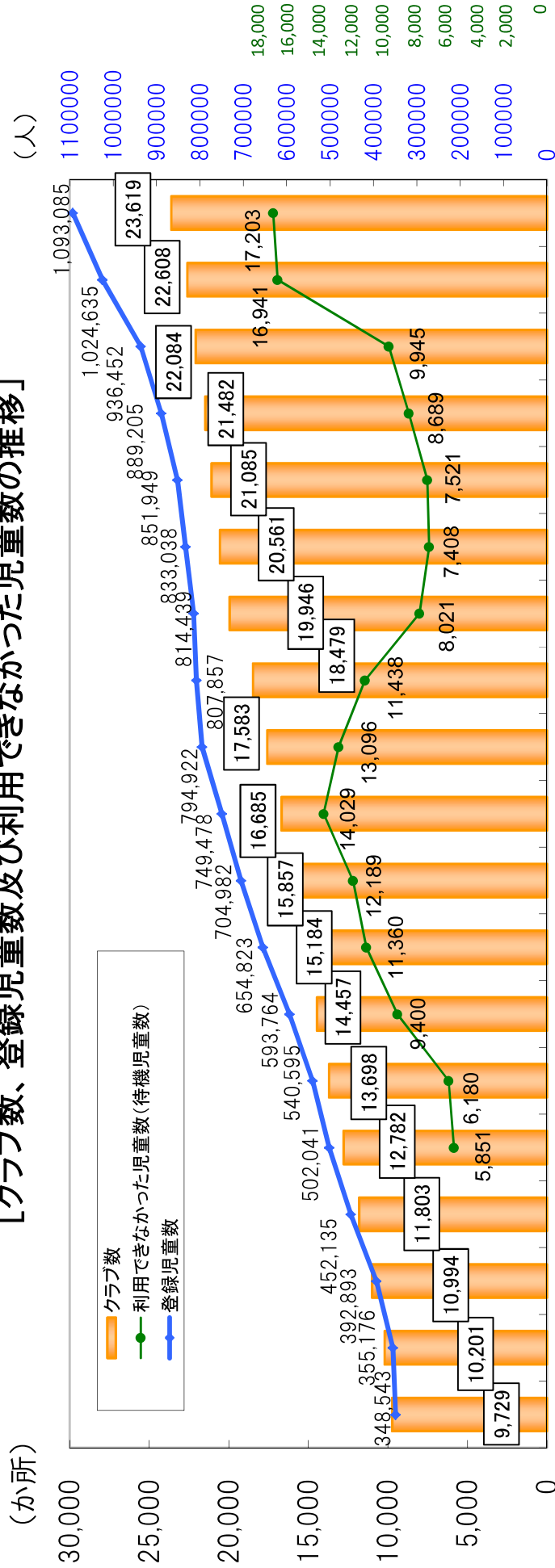
※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

## 【現状】(クラブ数、支援の単位数及び児童数は平成28年5月現在)【今後の展開】

- クラブ数 23,619か所
- (参考:全国の小学校19,655校)
- 支援の単位数 28,198単位(平成27年より調査)
- 登録児童数 1,093,085人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 17,203人

- 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文科科学省と共同で策定)
- ⇒国全体の目標として、平成31年度末までに、
  - 放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備
  - 全小学校区(約2万か所)で一體的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

## 【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



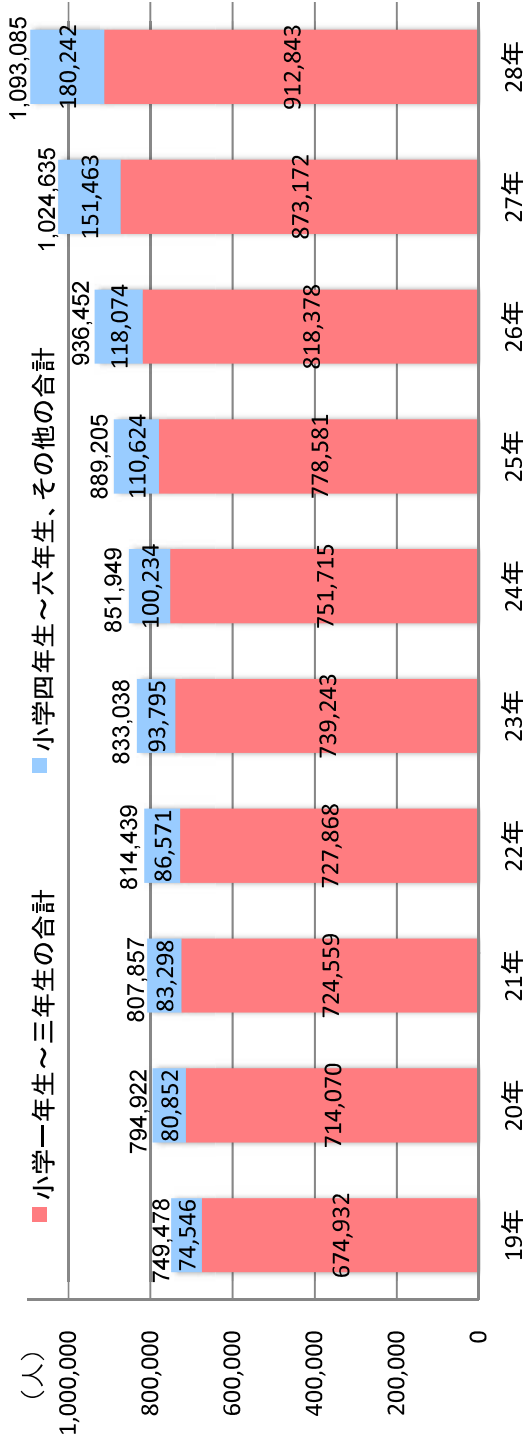
10年 11年 12年 13年 14年 15年 16年 17年 18年 19年 20年 21年 22年 23年 24年 25年 26年 27年 28年

※各年5月1日現在(総務課少子化総合対策室調)

# 放課後児童クラブの登録児童数及び待機児童数の推移について

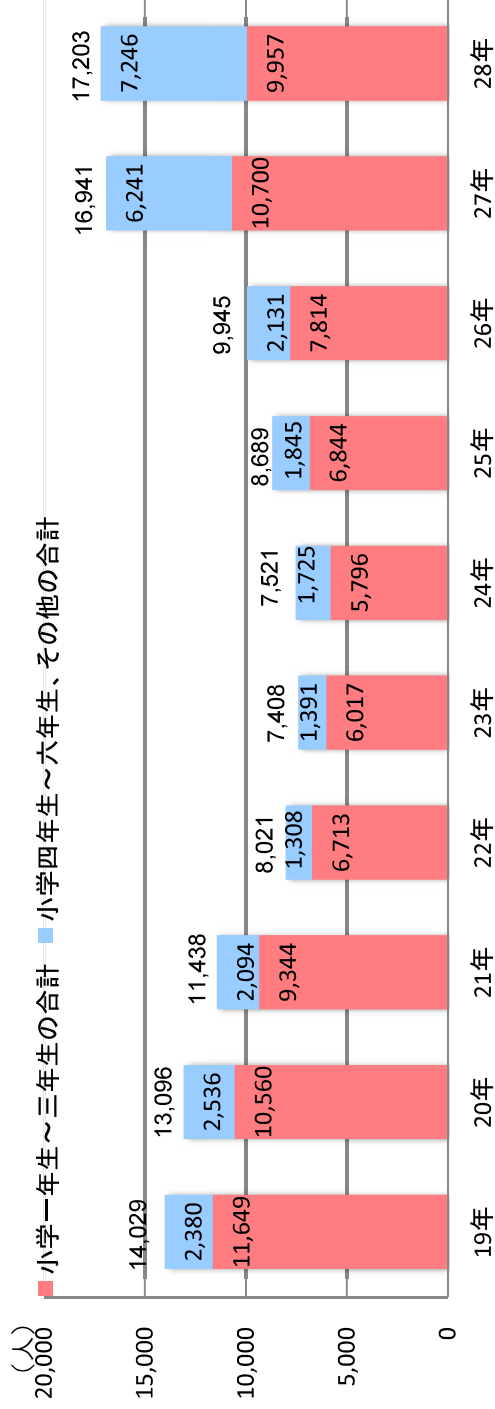
## 【登録児童数の低学年・高学年別の推移】

○ 低学年・高学年児童ともに年々増加傾向にあるが、特に平成27年度から対象児童が6年生まで拡大された影響等で、高学年児童等の数は平成27年度は対前年28%増、平成28年度は19%増と大幅に増加している。



## 【利用できなかった児童数(待機児童数)の低学年・高学年別の推移】

○ 平成27年度から対象児童が6年生まで拡大された影響等で、高学年等の待機児童数が平成27年度から大幅に増加している。



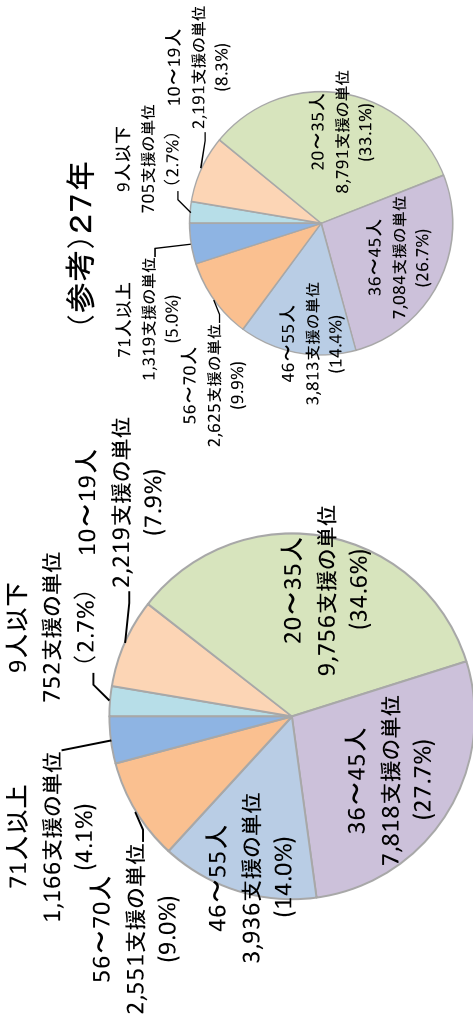
※各年5月1日現在(総務課少子化総合対策室調)

# 放課後児童クラブの現状①

※平成28年5月1日現在（総務課少子化総合対策室調）

## ○登録児童数の規模別の状況

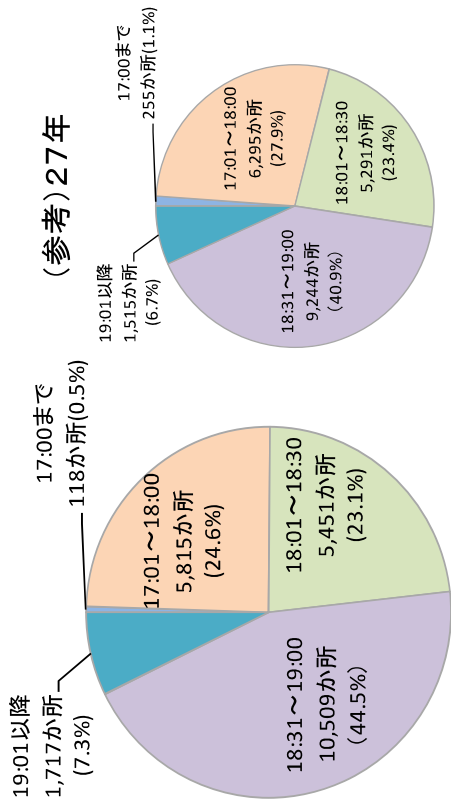
登録児童数の人数規模別で見ると、45人までの支援の単位が全体の約73%を占める。



(参考) 27年

## ○終了時刻の状況(平日)

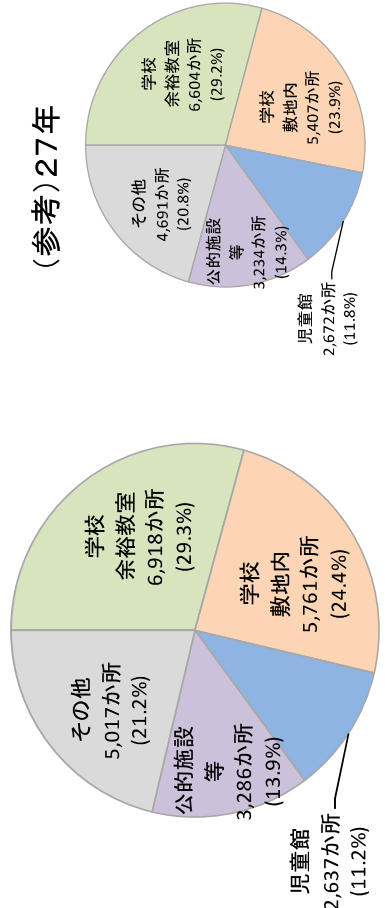
18時半を超えて開所しているクラブが全体の約52%を占める。



(参考) 27年

## ○設置場所の状況

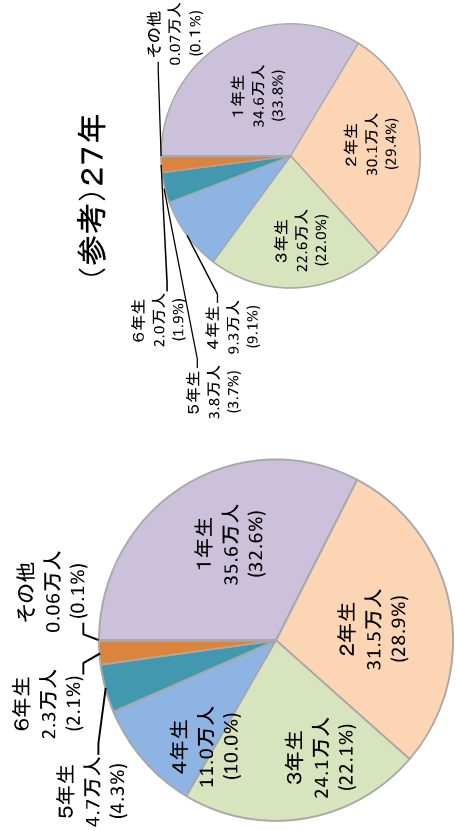
設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校敷地内の専用施設が約24%と小学校内での合計が約54%、児童館が約11%であり、これらで全体の約65%を占める。



(参考) 27年

## ○学年別登録児童数の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約84%を占める。



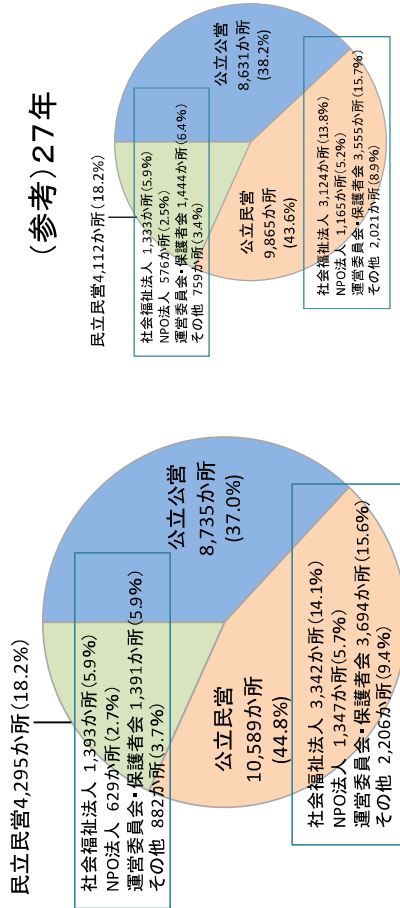
(参考) 27年

# 放課後児童クラブの現状②

※平成28年5月1日現在(総務課少子化総合対策室調)

## ○設置・運営主体別実施状況

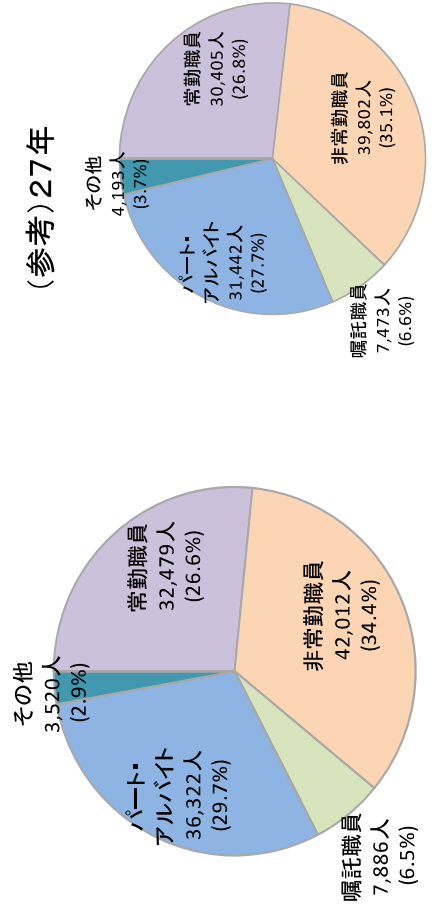
設置・運営主体別実施状況でみると、公設公営と公設民営のクラブが全体の約82%を占める。



## ○放課後児童支援員等の状況

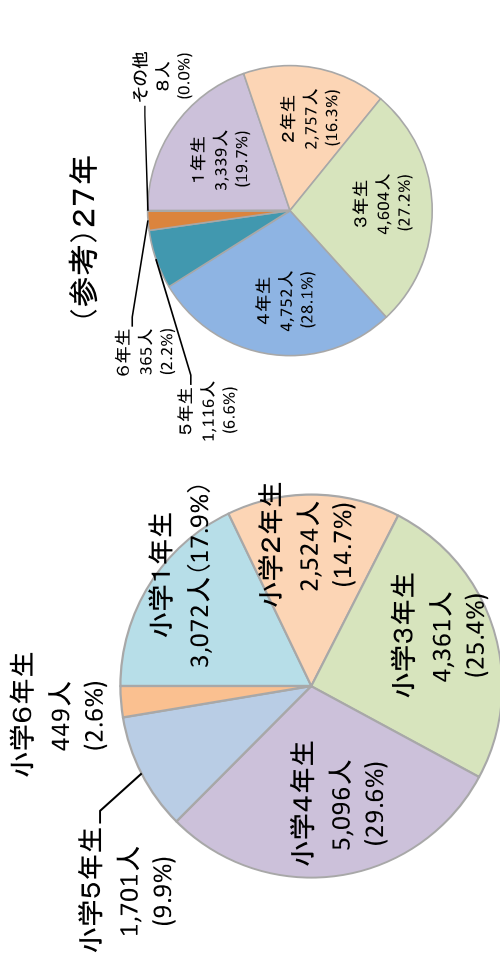
### ①雇用形態別の人数

常勤職員が全体の約27%を占める。



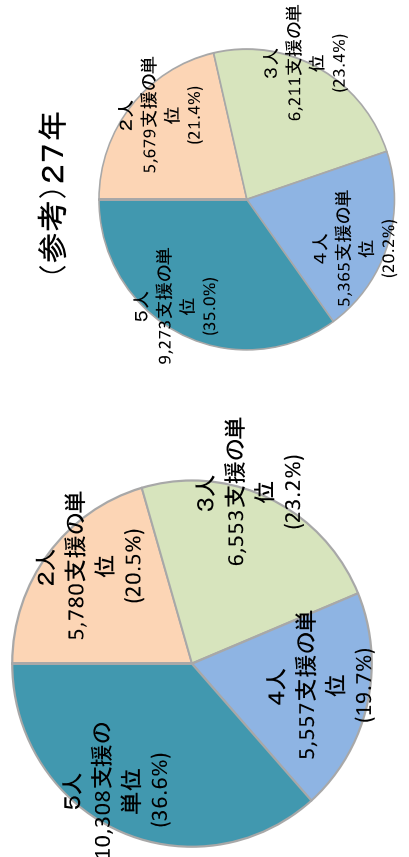
## ○待機児童数の学年別の状況

小学校4年生以上の占める割合が約37%から約42%へと増加。小学校1年生から3年生の各学年は、前年より人数、割合とも減少。



### ②支援の単位あたりの人数

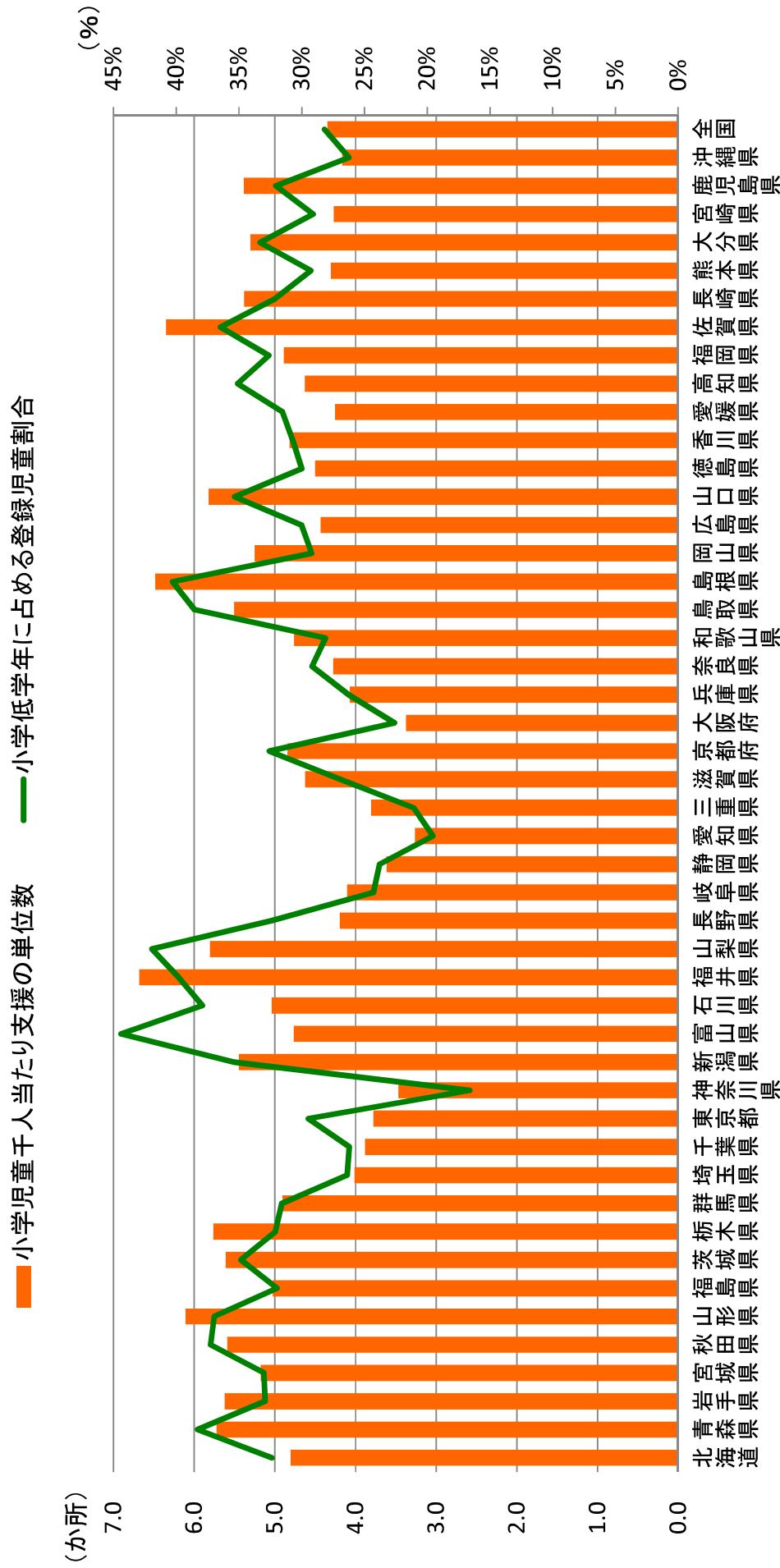
5人以上配置しているところが全体の約37%を占める。





# 放課後児童クラブの状況(都道府県別・低学年)

○平成28年5月における放課後児童クラブ「支援の単位」の状況は、全国で小学生児童(全学年)千人当たり4.3単位、小学生低学年における登録児童の割合は28.1%。  
 ○登録児童(低学年)割合の最高値は44.4%(富山県)、最低値は16.6%(神奈川県)。



※平成28年5月1日現在(総務課少子化総合対策室調)

## 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【詳細】

\* 各年5月1日現在の総務課少子化総合対策室調査

## 1 クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校区数の状況

区分	平成 28 年	平成 27 年	増減
クラブ数	23,619か所	22,608か所	1,011か所
支援の単位数	28,198支援の単位	26,528支援の単位	1,670支援の単位
利用定員数	1,184,902人	1,117,671人	67,231人
登録児童数	1,093,085人	1,024,635人	68,450人
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,606市町村(92.2%) [1,741市町村]	1,603市町村(92.1%) [1,741市町村]	3市町村(0.1ポイント) [+0市町村]
実施小学校区数(割合) [全小学校区数]	16,472小学校区(83.8%) [19,655小学校区]	16,496小学校区(82.8%) [19,929小学校区]	▲24小学校区(1.0ポイント) [▲274小学校区]

注1: 実施市町村割合は、各年の全市町村数に対する割合、実施小学校区割合は、各年の全小学校区数に対する割合である。

注2: 全小学校区数は、文部科学省が実施する学校基本調査における公立の小学校の総数(ただし、分校及び0学級の小学校は除く)である。

## (参考)過去5年間のクラブ数、登録児童数、実施市町村数の推移

区分	平成27年	平成26年	平成25年	平成24年	平成23年
クラブ数(か所)	22,608	22,084	21,482	21,085	20,561
増減	524	602	397	524	615
登録児童数(人)	1,024,635	936,452	889,205	851,949	833,038
増減	88,183	47,247	37,256	18,911	18,599
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,603(92.1%) [1,741]	1,598(91.8%) [1,741]	1,595(91.6%) [1,742]	1,591(91.3%) [1,742]	1,574(90.7%) [1,735]

※平成23年の数値は、東日本大震災の影響で調査を実施できなかった岩手県、福島県の12市町村を除いて集計している。

## 2 設置・運営主体別クラブ数の状況

(か所)

区分	平成 28 年	平成 27 年	増減
公立公営	8,735 (37.0%)	8,631 (38.2%)	104
公立民営(合計)	10,589 (44.8%)	9,865 (43.6%)	724
社会福祉法人	3,342 (14.1%)	3,124 (13.8%)	218
民法34条法人	887 (3.8%)	819 (3.6%)	68
NPO法人	1,347 (5.7%)	1,165 (5.2%)	182
運営委員会・保護者会	3,694 (15.6%)	3,555 (15.7%)	139
任意団体	297 (1.3%)	290 (1.3%)	7
株式会社	724 (3.1%)	525 (2.3%)	199
学校法人	175 (0.7%)	172 (0.8%)	3
その他	123 (0.5%)	215 (1.0%)	▲ 92
私立民営(合計)	4,295 (18.2%)	4,112 (18.2%)	183
社会福祉法人	1,393 (5.9%)	1,333 (5.9%)	60
民法34条法人	139 (0.6%)	87 (0.4%)	52
NPO法人	629 (2.7%)	576 (2.5%)	53
運営委員会・保護者会	1,391 (5.9%)	1,444 (6.4%)	▲ 53
任意団体	59 (0.2%)	50 (0.2%)	9
株式会社	170 (0.7%)	115 (0.5%)	55
学校法人	205 (0.9%)	186 (0.8%)	19
その他	309 (1.3%)	321 (1.4%)	▲ 12
計	23,619 (100.0%)	22,608 (100.0%)	1,011

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2: 公立民営・私立民営については、その運営主体ごとの内訳を記載している。

### 3 実施場所別クラブ数の状況

(か所)

実施場所	平成 28 年	平成 27 年	増減
小学校	12,679 (53.7%)	12,011 (53.1%)	668
学校の余裕教室	6,918 (29.3%)	6,604 (29.2%)	314
学校敷地内専用施設	5,761 (24.4%)	5,407 (23.9%)	354
児童館・児童センター	2,637 (11.2%)	2,672 (11.8%)	▲ 35
公的施設利用	1,624 (6.9%)	1,684 (7.4%)	▲ 60
民家・アパート	1,271 (5.4%)	1,226 (5.4%)	45
保育所	882 (3.7%)	960 (4.2%)	▲ 78
公有地専用施設	1,662 (7.0%)	1,550 (6.9%)	112
民有地専用施設	1,344 (5.7%)	1,152 (5.1%)	192
幼稚園	339 (1.4%)	388 (1.7%)	▲ 49
団地集会室	107 (0.5%)	117 (0.5%)	▲ 10
商店街空き店舗	413 (1.7%)	279 (1.2%)	134
認定こども園	238 (1.0%)	155 (0.7%)	83
その他	423 (1.8%)	414 (1.8%)	9
計	23,619 (100.0%)	22,608 (100.0%)	1,011

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

### 4 実施規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

実施規模	平成 28 年	平成 27 年	増減
9人以下	752 (2.7%)	705 (2.7%)	47
10人～19人	2,219 (7.9%)	2,191 (8.3%)	28
20人～35人	9,756 (34.6%)	8,791 (33.1%)	965
36人～45人	7,818 (27.7%)	7,084 (26.7%)	734
46人～55人	3,936 (14.0%)	3,813 (14.4%)	123
56人～70人	2,551 (9.0%)	2,625 (9.9%)	▲ 74
71人以上	1,166 (4.1%)	1,319 (5.0%)	▲ 153
計	28,198 (100.0%)	26,528 (100.0%)	1,670

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

### 【参考】実施規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	平成 28 年	平成 27 年	増減
9人以下	583 (2.5%)	578 (2.6%)	5
10人～19人	1,920 (8.1%)	2,001 (8.9%)	▲ 81
20人～35人	6,054 (25.6%)	5,745 (25.4%)	309
36人～45人	5,251 (22.2%)	5,093 (22.5%)	158
46人～55人	3,471 (14.7%)	3,316 (14.7%)	155
56人～70人	3,258 (13.8%)	3,161 (14.0%)	97
71人以上	3,082 (13.0%)	2,714 (12.0%)	368
計	23,619 (100.0%)	22,608 (100.0%)	1,011

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

5 利用定員の設定規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

実施規模	平成 28 年	平成 27 年	増減
9人以下	73 (0.3%)	97 (0.4%)	▲ 24
10人～19人	821 (2.9%)	827 (3.1%)	▲ 6
20人～35人	8,233 (29.2%)	7,737 (29.2%)	496
36人～45人	10,882 (38.6%)	9,922 (37.4%)	960
46人～55人	3,454 (12.2%)	3,325 (12.5%)	129
56人～70人	3,290 (11.7%)	3,103 (11.7%)	187
71人以上	1,167 (4.1%)	1,198 (4.5%)	▲ 31
設定していない	278 (1.0%)	319 (1.2%)	▲ 41
計	28,198 (100.0%)	26,528 (100.0%)	1,670

注:( )内は全支援の単位数(28年:28,198、27年:26,528)に対する割合である。

【参考】利用定員の設定規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	平成 28 年	平成 27 年	増減
9人以下	52 (0.2%)	82 (0.4%)	▲ 30
10人～19人	640 (2.7%)	649 (2.9%)	▲ 9
20人～35人	4,903 (20.8%)	4,670 (20.7%)	233
36人～45人	7,833 (33.2%)	7,412 (32.8%)	421
46人～55人	2,917 (12.4%)	2,884 (12.8%)	33
56人～70人	3,734 (15.8%)	3,715 (16.4%)	19
71人以上	3,316 (14.0%)	2,941 (13.0%)	375
設定していない	224 (0.9%)	255 (1.1%)	▲ 31
計	23,619 (100.0%)	22,608 (100.0%)	1,011

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

6 学年別登録児童数の状況

(人)

学年	平成 28 年	平成 27 年	増減
小学1年生	355,986 (32.6%)	346,232 (33.8%)	9,754
小学2年生	315,425 (28.9%)	301,006 (29.4%)	14,419
小学3年生	241,432 (22.1%)	225,934 (22.0%)	15,498
小学4年生	109,544 (10.0%)	93,003 (9.1%)	16,541
小学5年生	47,240 (4.3%)	37,673 (3.7%)	9,567
小学6年生	22,828 (2.1%)	20,039 (1.9%)	2,789
その他	630 (0.1%)	748 (0.1%)	▲ 118
計	1,093,085 (100.0%)	1,024,635 (100.0%)	68,450

注:( )内は各年の総数に対する割合である。計数には、障害児数も含む。

7 年間開所日数別クラブ数の状況

(か所)

開所日数	平成 28 年	平成 27 年	増減
199日以下	49 (0.2%)	77 (0.3%)	▲ 28
200日～249日	1,181 (5.0%)	1,031 (4.6%)	150
250日～279日	5,223 (22.1%)	4,085 (18.1%)	1,138
280日～299日	16,825 (71.2%)	17,090 (75.6%)	▲ 265
300日以上	341 (1.4%)	325 (1.4%)	16
計	23,619 (100.0%)	22,608 (100.0%)	1,011

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

## 8 平日の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	平成 28 年	平成 27 年	増減
11:00以前	2,765 (11.7%)	2,392 (10.6%)	373
11:01 ~ 12:00	2,346 (9.9%)	2,385 (10.6%)	▲ 39
12:01 ~ 13:00	7,387 (31.3%)	7,449 (33.0%)	▲ 62
13:01 ~ 14:00	7,709 (32.7%)	7,265 (32.1%)	444
14:01以降	3,403 (14.4%)	3,109 (13.8%)	294
計	23,610 (100.0%)	22,600 (100.0%)	1,010

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[28年:23,610]、[27年:22,600]は、平日に開所しているクラブ数。

## 9 平日の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 28 年	平成 27 年	増減
17:00まで	118 (0.5%)	255 (1.1%)	▲ 137
17:01 ~ 18:00	5,815 (24.6%)	6,295 (27.9%)	▲ 480
18:01 ~ 18:30	5,451 (23.1%)	5,291 (23.4%)	160
18:31 ~ 19:00	10,509 (44.5%)	9,244 (40.9%)	1,265
19:01以降	1,717 (7.3%)	1,515 (6.7%)	202
計	23,610 (100.0%)	22,600 (100.0%)	1,010

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[28年:23,610]、[27年:22,600]は、平日に開所しているクラブ数。

## 10 長期休暇等の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	平成 28 年	平成 27 年	増減
6:59以前	34 (0.1%)	10 (0.0%)	24
7:00 ~ 7:59	6,551 (27.8%)	5,922 (26.3%)	629
8:00 ~ 8:59	16,568 (70.4%)	15,972 (71.0%)	596
9:00 ~ 9:59	343 (1.5%)	561 (2.5%)	▲ 218
10:00以降	51 (0.2%)	42 (0.2%)	9
計	23,547 (100.0%)	22,507 (100.0%)	1,040

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[28年:23,547]、[27年:22,507]は、長期休暇等に開所しているクラブ数。

## 11 長期休暇等の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 28 年	平成 27 年	増減
17:00まで	207 (0.9%)	359 (1.6%)	▲ 152
17:01 ~ 18:00	5,926 (25.2%)	6,417 (28.5%)	▲ 491
18:01 ~ 18:30	5,379 (22.8%)	5,230 (23.2%)	149
18:31 ~ 19:00	10,484 (44.5%)	9,057 (40.2%)	1,427
19:01以降	1,551 (6.6%)	1,444 (6.4%)	107
計	23,547 (100.0%)	22,507 (100.0%)	1,040

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[28年:23,547]、[27年:22,507]は、長期休暇等に開所しているクラブ数。

## 12 長期休暇等の開所状況

(か所)

開所状況	平成 28 年	平成 27 年	増減
土曜日 〔毎週開所以外〕	22,389 (94.8%) 〔4,869〕	21,264 (94.1%) 〔4,000〕	1,125 〔869〕
日曜日	1,794 (7.6%)	1,671 (7.4%)	123
夏休み等	23,211 (98.3%)	22,298 (98.6%)	913

注1:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

注2:〔 〕内は毎週開所以外のクラブ数であり、内数である。

## 13 障害児受入数別クラブ数の状況

(か所)

受入数	平成 28 年	平成 27 年	増減
1人	5,127 (39.7%)	5,008 (41.2%)	119
2人	3,192 (24.7%)	2,981 (24.5%)	211
3人	1,827 (14.1%)	1,691 (13.9%)	136
4人	1,042 (8.1%)	926 (7.6%)	116
5人以上	1,738 (13.4%)	1,560 (12.8%)	178
計	12,926 (100.0%)	12,166 (100.0%)	760

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:全クラブ数に対して、障害児を受け入れているクラブの割合は、28年:54.7%、27年:53.8%である。

## 14 障害児受入の定員設定別クラブ数の状況

(か所)

定員設定の有無	平成 28 年	平成 27 年	増減
障害児受入の 定員無し	9,566 (74.0%)	9,149 (75.2%)	417
障害児受入の 定員有り	3,360 (26.0%)	3,017 (24.8%)	343
計	12,926 (100.0%)	12,166 (100.0%)	760

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

## 15 障害児の学年別登録児童数の状況

(人)

学年	平成 28 年	平成 27 年	増減
小学1年生	7,969 (24.1%)	7,462 (24.6%)	507
小学2年生	8,338 (25.2%)	7,928 (26.1%)	410
小学3年生	7,387 (22.3%)	6,928 (22.8%)	459
小学4年生	4,645 (14.1%)	4,007 (13.2%)	638
小学5年生	2,762 (8.4%)	2,308 (7.6%)	454
小学6年生	1,755 (5.3%)	1,634 (5.4%)	121
その他	202 (0.6%)	85 (0.3%)	117
計	33,058 (100.0%)	30,352 (100.0%)	2,706

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:全登録児童数に対する障害児の登録児童数の割合は、28年:3.0%、27年:3.0%である。

16 利用できなかった児童(待機児童)のいる市町村数の状況

(市町村数)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
利用できなかった児童がいる市町村数	421 (24.2%)	398 (22.9%)	23

注:( )内は全市町村数(28年:1,741、27年:1,741)に対する割合である。

17 利用できなかった児童数(待機児童数)の状況

(人)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
小学1年生	3,072 (17.9%) [47]	3,339 (19.7%) [51]	▲ 267 [▲ 4]
小学2年生	2,524 (14.7%) [29]	2,757 (16.3%) [27]	▲ 233 [2]
小学3年生	4,361 (25.4%) [43]	4,604 (27.2%) [53]	▲ 243 [▲ 10]
小学4年生	5,096 (29.6%) [67]	4,752 (28.1%) [52]	344 [15]
小学5年生	1,701 (9.9%) [27]	1,116 (6.6%) [17]	585 [10]
小学6年生	449 (2.6%) [13]	365 (2.2%) [16]	84 [▲ 3]
その他	0 (0.0%) [0]	8 (0.0%) [0]	▲ 8 [0]
計	17,203 (100.0%) [226]	16,941 (100.0%) [216]	262 [10]

注:( )内は各年の総数に対する割合である。[ ]内は障害児数であり、内数である。

18 利用(登録)できなかった児童への対応(複数回答)

(市町村数)

	平成 28 年
利用申し込みのあった放課後児童クラブ以外の放課後児童クラブを紹介	141 (33.5%)
利用できない旨を説明	295 (70.1%)
放課後児童クラブが利用できる状況となった場合に連絡	314 (74.6%)
その他	67 (15.9%)

注:( )内は利用(登録)できなかった市町村数(28年:421)に対する割合である。

19 新1年生の受入開始の状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
4月1日より受入	23,014 (97.4%)	21,688 (95.9%)	1,326

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

20 専用区画の有無の状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
専用区画有り	23,330 (98.8%)	22,247 (98.4%)	1,083

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

21 児童1人当たりの専用区画面積の状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
1.65㎡以上	17,463 (73.9%)	16,876 (74.6%)	587

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 22 クラブ内の静養スペースの状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
専用区画に 静養スペース有り	14,733 (62.4%)	14,142 (62.6%)	591
専用区画とは別に 静養スペース有り	3,114 (13.2%)	2,493 (11.0%)	621
計	17,847 (75.6%)	16,635 (73.6%)	1,212

注1:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 23 雇用形態別放課後児童支援員等の数の状況

(人)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
常勤職員	32,479 (26.6%)	30,405 (26.8%)	2,074
非常勤職員	42,012 (34.4%)	39,802 (35.1%)	2,210
嘱託職員	7,886 (6.5%)	7,473 (6.6%)	413
パート・アルバイト	36,322 (29.7%)	31,442 (27.7%)	4,880
その他	3,520 (2.9%)	4,193 (3.7%)	▲ 673
計	122,219 (100.0%)	113,315 (100.0%)	8,904

注:( )内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めない。

## 24 一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況

(支援の単位)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
1人	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
2人	5,780 (20.5%)	5,679 (21.4%)	101
3人	6,553 (23.2%)	6,211 (23.4%)	342
4人	5,557 (19.7%)	5,365 (20.2%)	192
5人以上	10,308 (36.6%)	9,273 (35.0%)	1,035
計	28,198 (100.0%)	26,528 (100.0%)	1,670

注:( )内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤や非常勤等を区別しない。

## 25 登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況

(か数)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
放課後児童支援員等が兼務 しているクラブ	451 (18.0%)	431 (16.7%)	20

注:( )内は登録児童数が20人未満の放課後児童クラブ数(28年:2,503、27年:2,579)に対する割合である。



## 26 放課後児童支援員の資格の状況

(人)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
基準第10条第3項一号	22,065 (26.4%)	21,833 (27.3%)	232
基準第10条第3項二号	681 (0.8%)	481 (0.6%)	200
基準第10条第3項三号	26,830 (32.1%)	24,314 (30.4%)	2,516
基準第10条第3項四号	24,019 (28.8%)	22,999 (28.8%)	1,020
基準第10条第3項五号	1,435 (1.7%)	1,106 (1.4%)	329
基準第10条第3項六号	70 (0.1%)	74 (0.1%)	▲ 4
基準第10条第3項七号	61 (0.1%)	54 (0.1%)	7
基準第10条第3項八号	22 (0.0%)	29 (0.0%)	▲ 7
基準第10条第3項九号	8,288 (9.9%)	9,056 (11.3%)	▲ 768
計	83,471 (100.0%)	79,946 (100.0%)	3,525

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤等を区別しない。

注2:基準第10条第3項

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市区町村長が適当と認めたもの

## 27 認定資格研修を受講した者の数

(人)

	平成 28 年
受講者数	16,128 (19.3%)

注:( )内は放課後児童支援員の人数(28年:83,471)に対する割合である。

28 放課後子供教室との連携の状況

(か所)

実施状況	平成 28 年		平成 27 年		増減
同一小学校区内で放課後子供教室を実施	11,181	(47.3%)	10,143	(44.9%)	1,038
うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している	6,949	(29.4%)	6,233	(27.6%)	716
うち同一小学校区内で実施	3,799	(30.0%)	3,609	(30.0%)	190
学校の余裕教室	2,103	(16.6%)	2,002	(16.7%)	101
学校敷地内専用施設	1,696	(13.4%)	1,607	(13.4%)	89

注1:「放課後子供教室」とは、文部科学省が実施する、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。

注2:「同一小学校区内で放課後子供教室を実施」、「うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している」における、( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608に対する割合である。

注3:「うち同一小学校区内で実施」における( )内は、学校内で実施するクラブ数(28年:12,679、27年:12,011)に対する割合である。

29 放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準条例の制定状況

(市町村数)

	平成 28 年		平成 27 年		増減
制定済み	1,655	(95.1%)	1,618	(92.9%)	37
条例案を検討中	9	(0.5%)	15	(0.9%)	▲ 6
制定していない	77	(4.4%)	108	(6.2%)	▲ 31
計	1,741	(100.0%)	1,741	(100.0%)	0

注:( )内は全市町村数(28年:1,741、27年:1,741)に対する割合である。

30 基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況

(市町村数)

	平成 28 年		平成 27 年		増減
点検・確認有り	1,400	(80.4%)	1,384	(79.5%)	16

注:( )内は全市町村数(28年:1,741、27年:1,741)に対する割合である。

31 市町村における対象児童の範囲

(市町村数)

	平成 28 年	
小学校1年生まで	0	(0.0%)
小学校2年生まで	0	(0.0%)
小学校3年生まで	100	(6.2%)
小学校4年生まで	72	(4.5%)
小学校5年生まで	13	(0.8%)
小学校6年生まで	1,421	(88.5%)
計	1,606	(100.0%)

注1:( )内はクラブ実施市町村数(28年1,606)に対する割合である。

注2:「対象児童の範囲」は、条例や要綱等において市町村が定めているものである。

【参考】放課後児童クラブにおける対象児童の範囲

(か所)

	平成 28 年	
小学校1年生まで	27	(0.1%)
小学校2年生まで	41	(0.2%)
小学校3年生まで	2,082	(8.8%)
小学校4年生まで	1,211	(5.1%)
小学校5年生まで	500	(2.1%)
小学校6年生まで	19,758	(83.7%)
計	23,619	(100.0%)

注1:( )内は全クラブ数(28年:23,619)に対する割合である。

注2:「対象児童の範囲」は、市町村の条例、要綱等に基づくもののほか、放課後児童クラブ独自の運営規程等に定めている場合を含む。

32 対象とならない児童への対応

(市町村数)

	平成 28 年	
放課後子供教室により対応している	43	(23.2%)
自治体独自の放課後児童対策により対応している	2	(1.1%)
児童館により対応している	26	(14.1%)
その他	29	(15.7%)
特に対応していない	85	(45.9%)
計	185	(100.0%)

注:( )内は対象児童の範囲が「小学校6年生まで」以外と回答した市町村数(28年:185)に対する割合である。

33 市町村における運営指針(ガイドライン)の策定状況

(市町村数)

	平成 28 年		平成 27 年		増減
策定済み	348	(20.0%)	275	(15.8%)	73
都道府県の運営指針を活用	318	(18.3%)	346	(19.9%)	▲ 28
国の運営指針を活用	924	(53.1%)	960	(55.1%)	▲ 36
対応無し	151	(8.7%)	160	(9.2%)	▲ 9
計	1,741	(100.0%)	1,741	(100.0%)	0

注:( )内は全市町村数(28年:1,741、27年:1,741)に対する割合である。

34 運営指針に基づく運営内容の点検・確認の状況

(市町村数)

	平成 28 年		平成 27 年		増減
点検・確認有り	1,242	(71.3%)	1,211	(69.6%)	31

注:( )内は全市町村数(28年:1,741、27年:1,741)に対する割合である。

35 利用手続き(利用申込み・利用決定)の状況

(市町村数)

	平成 28 年	
市町村のみで利用申込みの受付を行っている	17	(1.1%)
クラブのみで利用申込みの受付を行っている	375	(23.3%)
市町村もクラブも利用申込みの受付を行っている	1,214	(75.6%)
計	1,606	(100.0%)

注:( )内はクラブ実施市町村数(28年1,606)に対する割合である。

(市町村数)

	平成 28 年	
市町村のみで利用決定を行っている	14	(0.9%)
クラブのみで利用決定を行っている	268	(16.7%)
市町村もクラブも利用決定を行っている	1,324	(82.4%)
計	1,606	(100.0%)

注:( )内はクラブ実施市町村数(28年1,606)に対する割合である。

## 36 利用に係る優先的な取扱いの状況

(市町村数)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
利用に係る優先的な取扱いを行っている	728 (45.3%)	690 (43.0%)	38

注:( )内はクラブ実施市町村数(28年1,606、27年:1,603)に対する割合である。

(市町村数)

利用に係る優先的な取扱いの対象	平成 28 年		平成 27 年		増減
ひとり親家庭	530 (33.0%)	[72.8%]	497 (31.0%)	[72.0%]	33
生活保護世帯	274 (17.1%)	[37.6%]	246 (15.3%)	[35.7%]	28
主として生計を維持する者の失業により就労の必要性が高い場合	146 (9.1%)	[20.1%]	120 (7.5%)	[17.4%]	26
虐待又はDVの恐れがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	331 (20.6%)	[45.5%]	295 (18.4%)	[42.8%]	36
子どもが障害を有する場合	318 (19.8%)	[43.7%]	274 (17.1%)	[39.7%]	44
低学年の児童など、発達の程度観点から配慮が必要と考えられる児童	543 (33.8%)	[74.6%]	486 (30.3%)	[70.4%]	57
育児休業を終了した場合	103 (6.4%)	[14.1%]	86 (5.4%)	[12.5%]	17
兄弟姉妹について同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合	214 (13.3%)	[29.4%]	189 (11.8%)	[27.4%]	25
その他市町村が定める事由	176 (11.0%)	[24.2%]	135 (8.4%)	[19.6%]	41

注:( )内はクラブ実施市町村数(28年1,606、27年:1,603)に対する割合、[ ]内は利用に係る優先的な取扱いを行っている市町村数(28年:728、27年:690)に対する割合である。

37 市町村における利用料の減免等の状況

(市町村数)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
利用料の徴収を行っている	1,433 (89.2%)	1,320 (82.3%)	113
利用料の減免を行っている	1,170 [81.6%]	1,097 [83.1%]	73

注1:( )内はクラブ実施市町村数(28年:1,606、27年:1,603)に対する割合である。

注2:[ ]内は利用料の徴収を行っている市町村数(28年:1,433、27年:1,320)に対する割合である。

(市町村数)

利用料減免の対象 (複数回答)	平成 28 年		平成 27 年		増減
生活保護受給世帯	854 (53.2%)	[73.0%]	804 (50.2%)	[73.3%]	50
市町村民税非課税世帯	414 (25.8%)	[35.4%]	394 (24.6%)	[35.9%]	20
所得税非課税・市町村民税課税世帯	125 (7.8%)	[10.7%]	119 (7.4%)	[10.8%]	6
就学援助受給世帯	287 (17.9%)	[24.5%]	257 (16.0%)	[23.4%]	30
ひとり親世帯	402 (25.0%)	[34.4%]	352 (22.0%)	[32.1%]	50
兄弟姉妹利用世帯	632 (39.4%)	[54.0%]	520 (32.4%)	[47.4%]	112
その他市町村が定める場合	431 (26.8%)	[36.8%]	374 (23.3%)	[34.1%]	57
その他クラブが定める場合	92 (5.7%)	[7.9%]	—	—	—

注:( )内はクラブ実施市町村数(28年:1,606、27年:1,603)に対する割合、[ ]内は利用料の減免を行っている市町村数(28年:1,170、27年:1,097)に対する割合である。

(市町村数)

利用料減免の方法 (複数回答)	平成 28 年	
利用料の免除 (利用料を徴収しない)	844 (52.6%)	[72.1%]
利用料の半額のみ徴収	609 (37.9%)	[52.1%]
所得に応じて複数段階で減額	80 (5.0%)	[6.8%]
その他	605 (37.7%)	[51.7%]

注:( )内はクラブ実施市町村数(28年:1,606)に対する割合、[ ]内は利用料の減免を行っている市町村数(28年:1,170)に対する割合である。

(市町村数)

利用料の加算	平成28年
一定水準以上の所得のある世帯等について、利用料の加算を行っている	78 (4.9%)

注:( )内はクラブ実施市町村数(28年:1,606)に対する割合である。

38 放課後児童クラブにおける利用料の徴収の状況

(か所)

	平成 28 年
利用料の徴収を行っている	19,502 (82.6%)

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619)に対する割合である。

(か所)

利用料の月額	平成 28 年
2,000円未満	394 (2.0%)
2,000~4,000円未満	3,664 (18.8%)
4,000~6,000円未満	5,563 (28.5%)
6,000~8,000円未満	4,609 (23.6%)
8,000~10,000円未満	2,557 (13.1%)
10,000~12,000円未満	1,265 (6.5%)
12,000~14,000円未満	624 (3.2%)
14,000~16,000円未満	317 (1.6%)
16,000円以上	509 (2.6%)
計	19,502 (100.0%)

注:( )内は放課後児童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(28年:19,502)に対する割合である。

39 放課後児童クラブにおける利用料の減免等の状況

(か所)

	平成 28 年
利用料の減免を行っている	15,812 (81.1%)

注:( )内は放課後児童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(28年:19,502)に対する割合である。

(か所)

利用料減免の対象 (複数回答)	平成 28 年	
生活保護受給世帯	10,940 (46.3%)	[69.2%]
市町村民税非課税世帯	6,944 (29.4%)	[43.9%]
所得税非課税・市町村民税 課税世帯	1,901 (8.0%)	[12.0%]
就学援助受給世帯	4,137 (17.5%)	[26.2%]
ひとり親世帯	4,561 (19.3%)	[28.8%]
兄弟姉妹利用世帯	9,217 (39.0%)	[58.3%]
その他市町村が定める場合	6,398 (27.1%)	[40.5%]
その他クラブが定める場合	791 (3.3%)	[5.0%]

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619)に対する割合、[ ]内は利用料の減免を行っているクラブ数(28年:15,812)に対する割合である。

(か所)

利用料減免の方法 (複数回答)	平成 28 年	
利用料の免除 (利用料を徴収しない)	11,025 (46.7%)	[69.7%]
利用料の半額のみ徴収	7,229 (30.6%)	[45.7%]
所得に応じて複数段階で 減額	979 (4.1%)	[6.2%]
その他	8,677 (36.7%)	[54.9%]

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619)に対する割合、[ ]内は利用料の減免を行っているクラブ数(28年:15,812)に対する割合である。

(か所)

利用料の加算	平成28年
一定水準以上の所得のある 世帯等について、利用料の 加算を行っている	749 (3.2%)

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619)に対する割合である。

40 指定管理者制度による実施の有無

(か所)

	平成 28 年	
実施している	3,068	(29.0%)
実施していない	7,521	(71.0%)

注:( )内は公立民営クラブ数(28年:10,589)に対する割合である。

41 おやつ提供の状況

(か所)

	平成 28 年		平成 27 年		増減
おやつ提供有り	21,512	(91.1%)	20,425	(90.3%)	1,087
おやつ提供無し	2,107	(8.9%)	2,183	(9.7%)	▲ 76
計	23,619	(100.0%)	22,608	(100.0%)	1,011

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

(か所)

おやつ提供時刻	平成 28 年		平成 27 年		増減
13:00以前	6	(0.0%)	0	(0.0%)	6
13:00～13:30	10	(0.0%)	30	(0.1%)	▲ 20
13:31～14:00	45	(0.2%)	99	(0.5%)	▲ 54
14:01～14:30	38	(0.2%)	85	(0.4%)	▲ 47
14:31～15:00	1,605	(7.5%)	1,680	(8.2%)	▲ 75
15:01～15:30	7,506	(34.9%)	7,366	(36.1%)	140
15:31～16:00	7,649	(35.6%)	6,782	(33.2%)	867
16:01～16:30	3,801	(17.7%)	3,618	(17.7%)	183
16:31～17:00	411	(1.9%)	520	(2.5%)	▲ 109
17:00以降	441	(2.1%)	245	(1.2%)	196
計	21,512	(100.0%)	20,425	(100.0%)	1,087

注:( )内はおやつ提供有りのクラブ数(28年:21,512、27年:20,425)に対する割合である。

42 保護者との連携の状況

(か所)

	平成 28 年		平成 27 年		増減
子どもの出欠席等の把握	23,492	(99.5%)	22,476	(99.4%)	1,016
保護者からの相談への対応	23,551	(99.7%)	22,516	(99.6%)	1,035
保護者との連絡	23,492	(99.5%)	22,408	(99.1%)	1,084

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

43 育成支援の記録の状況

(か所)

	平成 28 年		平成 27 年		増減
育成支援の内容を記録している	20,041	(84.9%)	18,807	(83.2%)	1,234

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

44 利用の開始等の情報提供の状況

(か所)

	平成 28 年		平成 27 年		増減
利用の開始等に関する情報提供を実施している	23,324	(98.8%)	22,070	(97.6%)	1,254
保護者及び地域社会に対する情報提供を実施している	21,587	(91.4%)	20,518	(90.8%)	1,069

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 45 運営規程の状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
運営規程を定めている	22,167 (93.9%)	21,123 (93.4%)	1,044
運営規程を定めていない	1,452 (6.1%)	1,485 (6.6%)	▲ 33
計	23,619 (100.0%)	22,608 (100.0%)	1,011

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

(か所)

運営規程に定めている事項	平成 28 年		平成 27 年		増減
事業の目的及び運営の方針	22,084 (93.5%)	[99.6%]	20,989 (92.8%)	[99.4%]	1,095
職員の職種、員数及び職務の内容	21,180 (89.7%)	[95.5%]	19,834 (87.7%)	[93.9%]	1,346
開所している日及び時間	22,050 (93.4%)	[99.5%]	20,985 (92.8%)	[99.3%]	1,065
支援の内容及び該当支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額	21,783 (92.2%)	[98.3%]	20,649 (91.3%)	[97.8%]	1,134
利用定員	19,835 (84.0%)	[89.5%]	18,700 (82.7%)	[88.5%]	1,135
通常の事業の実施地域	21,086 (89.3%)	[95.1%]	19,914 (88.1%)	[94.3%]	1,172
事業の利用に当たっての留意事項	21,287 (90.1%)	[96.0%]	20,074 (88.8%)	[95.0%]	1,213
緊急時等における対応方法	20,750 (87.9%)	[93.6%]	19,591 (86.7%)	[92.7%]	1,159
非常災害対策	20,468 (86.7%)	[92.3%]	19,321 (85.5%)	[91.5%]	1,147
虐待の防止のための措置に関する事項	18,896 (80.0%)	[85.2%]	17,675 (78.2%)	[83.7%]	1,221
その他事業の運営に関する重要事項	9,585 (40.6%)	[43.2%]	8,478 (37.5%)	[40.1%]	1,107

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合、[ ]内は運営規程を定めているクラブ数(28年:22,167、27年:21,123)に対する割合である。

## 46 職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
帳簿を整備している	22,825 (96.6%)	21,607 (95.6%)	1,218

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 47 放課後児童支援員等を対象とした健康診断の実施状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
健康診断を実施している	19,582 (82.9%)	18,295 (80.9%)	1,287

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。



## 48 労災保険等への加入状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
労災保険等への加入などを行っている	22,229 (94.1%)	21,102 (93.3%)	1,127

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 49 適正な会計管理及び情報公開の状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
定期的な検査や決算報告を行っている	22,627 (95.8%)	21,614 (95.6%)	1,013
保護者や地域社会に対して情報公開を行っている	18,577 (78.7%)	17,458 (77.2%)	1,119

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 50 学校との連携状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
学校との情報交換を行っている	23,291 (98.6%)	22,303 (98.7%)	988
遊びと生活の場を広げるために学校施設を利用できるように学校との連携を図っている	17,954 (76.0%)	16,769 (74.2%)	1,185

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 51 保育所、幼稚園等との連携状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
保育所、幼稚園等との連携を図っている	13,809 (58.5%)	13,268 (58.7%)	541

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 52 地域、関係機関との連携状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
地域組織や関係機関等との情報交換、相互交流を実施している	16,440 (69.6%)	15,448 (68.3%)	992
地域住民と連携した子どもの安全を確保する取組を実施している	12,685 (53.7%)	11,544 (51.1%)	1,141
医療・保健・福祉等機関と連携している	15,642 (66.2%)	14,985 (66.3%)	657

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 53 衛生管理・安全対策の状況

(か所)

		平成 28 年	平成 27 年	増減
衛生管理・感染症対応を行っている		21,778 (92.2%)	20,471 (90.5%)	1,307
事故・ケガ防止と対応	安全性についての点検を行っている	22,807 (96.6%)	21,543 (95.3%)	—
	マニュアル作成を作成し、適切な処置を行っている	20,665 (87.5%)		
	損害賠償保険に加入している	21,489 (91.0%)		
	傷害保険に加入している	23,084 (97.7%)		
防災・防犯対策	計画・マニュアル作成を行っている	20,367 (86.2%)	19,912 (88.1%)	—
	定期的な避難訓練を行っている	20,546 (87.0%)		
	緊急時の連絡体制を整備している	22,457 (95.1%)		
来所・帰宅時の安全確保を行っている		19,449 (82.3%)	18,174 (80.4%)	1,275

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 54 職場倫理の自覚の状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる	22,604 (95.7%)	21,405 (94.7%)	1,199

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 55 要望・苦情への対応状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
要望・苦情受付窓口を設置し、周知を図っている	21,405 (90.6%)	20,061 (88.7%)	1,344
苦情解決体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図っている	20,408 (86.4%)	19,274 (85.3%)	1,134

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 56 事業内容の向上を目指す職員集団の形成の状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
職員集団を形成している	21,459 (90.9%)	19,816 (87.7%)	1,643

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 57 研修受講機会の提供状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
資質向上のための研修を実施している	22,940 (97.1%)	22,002 (97.3%)	938
職場内での教育訓練(OJT)を実施している	17,971 (76.1%)	17,213 (76.1%)	758
障害児受入のための研修を実施している	19,979 (84.6%)	19,510 (86.3%)	469

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

(か所)

職員1人あたりの研修受講回数	平成 28 年
1回未満	1,787 (7.6%)
1回以上5回未満	12,676 (53.7%)
5回以上10回未満	5,267 (22.3%)
10回以上	3,889 (16.5%)
計	23,619 (100.0%)

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619)に対する割合である。「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修を除く。

(か所)

職員1人あたりの研修受講日数	平成 28 年
1日未満	1,805 (7.6%)
1日以上5日未満	12,220 (51.7%)
5日以上10日未満	5,357 (22.7%)
10日以上	4,237 (17.9%)
計	23,619 (100.0%)

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619)に対する割合である。「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修を除く。

## 58 運営内容の定期的な自己評価の実施状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
自己評価の実施有り	11,981 (50.7%)	10,851 (48.0%)	1,130
評価を行う際に、子どもや保護者の意見を取り入れている	10,338 (43.8%)	8,703 (38.5%)	1,635

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

## 59 運営内容の第三者評価の実施状況

(か所)

	平成 28 年	平成 27 年	増減
第三者評価の実施有り	6,039 (25.6%)	5,426 (24.0%)	613

注:( )内は全クラブ数(28年:23,619、27年:22,608)に対する割合である。

放課後児童クラブ数及び登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所、人）

No.	都道府県名	クラブ数	登録児童数
1	北海道	629	26,719
2	青森県	246	11,196
3	岩手県	272	11,076
4	宮城県	273	12,935
5	秋田県	187	8,616
6	山形県	296	12,990
7	福島県	336	13,723
8	茨城県	754	33,628
9	栃木県	452	16,934
10	群馬県	315	14,412
11	埼玉県	1,052	46,904
12	千葉県	794	33,198
13	東京都	1,625	89,990
14	神奈川県	413	19,001
15	新潟県	324	13,489
16	富山県	155	6,189
17	石川県	213	8,646
18	福井県	252	9,998
19	山梨県	245	10,536
20	長野県	322	18,395
21	岐阜県	297	13,058
22	静岡県	410	16,760
23	愛知県	736	34,902
24	三重県	360	13,083
25	滋賀県	244	11,659
26	京都府	274	12,594
27	大阪府	629	32,324
28	兵庫県	507	21,886
29	奈良県	198	10,289
30	和歌山県	125	4,786
31	鳥取県	160	6,724
32	島根県	211	7,869
33	岡山県	217	7,478
34	広島県	263	10,037
35	山口県	312	12,096
36	徳島県	158	6,768
37	香川県	144	5,544
38	愛媛県	193	7,570
39	高知県	74	2,899
40	福岡県	470	25,967
41	佐賀県	245	9,796
42	長崎県	192	8,156
43	熊本県	283	11,276
44	大分県	216	8,156
45	宮崎県	180	6,610
46	鹿児島県	324	11,857
47	沖縄県	294	11,603
都道府県合計		16,871	750,322

No.	指定都市名	クラブ数	登録児童数
48	札幌市	250	17,125
49	仙台市	181	9,431
50	さいたま市	220	9,690
51	千葉市	159	8,954
52	横浜市	393	14,487
53	川崎市	127	6,482
54	相模原市	96	5,681
55	新潟市	151	9,093
56	静岡市	107	4,226
57	浜松市	123	5,445
58	名古屋市	217	6,934
59	京都市	181	12,701
60	大阪市	138	4,036
61	堺市	93	8,031
62	神戸市	199	12,322
63	岡山市	159	6,611
64	広島市	238	8,545
65	北九州市	133	10,883
66	福岡市	136	14,638
67	熊本市	131	4,831
指定都市合計		3,432	180,146

No.	中核市名	クラブ数	登録児童数
68	函館市	52	1,967
69	旭川市	72	2,686
70	青森市	49	2,408
71	盛岡市	49	2,303
72	秋田市	36	1,347
73	郡山市	49	2,293
74	いわき市	50	2,433
75	宇都宮市	126	4,870
76	前橋市	61	3,296
77	高崎市	87	3,929
78	川越市	51	2,362
79	越谷市	47	2,699
80	船橋市	82	4,712
81	柏市	55	2,812
82	八王子市	117	5,751
83	横須賀市	61	1,706
84	富山市	98	7,164
85	金沢市	88	4,797
86	長野市	45	4,186
87	岐阜市	47	2,511
88	豊橋市	83	2,922
89	岡崎市	40	2,361
90	豊田市	64	3,232
91	大津市	44	2,965
92	豊中市	72	3,512
93	高槻市	66	3,015
94	枚方市	100	3,872
95	東大阪市	56	3,633
96	姫路市	99	4,280
97	尼崎市	60	2,441
98	西宮市	66	3,142
99	奈良市	51	3,207
100	和歌山市	94	3,004
101	倉敷市	123	4,504
102	福山市	74	4,720
103	呉市	52	2,487
104	下関市	41	2,099
105	高松市	101	3,808
106	松山市	105	4,926
107	高知市	84	3,948
108	久留米市	49	3,793
109	長崎市	90	5,033
110	佐世保市	53	2,359
111	大分市	55	4,089
112	宮崎市	51	3,319
113	鹿児島市	142	5,816
114	那覇市	79	3,898
中核市合計		3,316	162,617
総合計		23,619	1,093,085

（平成28年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

放課後児童クラブ数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：か所）

No.	都道府県名	28年度	27年度	増減
1	北海道	629	619	10
2	青森県	246	256	△ 10
3	岩手県	272	267	5
4	宮城県	273	261	12
5	秋田県	187	187	0
6	山形県	296	284	12
7	福島県	336	323	13
8	茨城県	754	776	△ 22
9	栃木県	452	432	20
10	群馬県	315	309	6
11	埼玉県	1,052	978	74
12	千葉県	794	757	37
13	東京都	1,625	1,661	△ 36
14	神奈川県	413	386	27
15	新潟県	324	336	△ 12
16	富山県	155	147	8
17	石川県	213	200	13
18	福井県	252	236	16
19	山梨県	245	237	8
20	長野県	322	318	4
21	岐阜県	297	280	17
22	静岡県	410	388	22
23	愛知県	736	726	10
24	三重県	360	338	22
25	滋賀県	244	234	10
26	京都府	274	242	32
27	大阪府	629	587	42
28	兵庫県	507	516	△ 9
29	奈良県	198	203	△ 5
30	和歌山県	125	116	9
31	鳥取県	160	153	7
32	島根県	211	208	3
33	岡山県	217	214	3
34	広島県	263	244	19
35	山口県	312	295	17
36	徳島県	158	150	8
37	香川県	144	136	8
38	愛媛県	193	184	9
39	高知県	74	73	1
40	福岡県	470	454	16
41	佐賀県	245	228	17
42	長崎県	192	182	10
43	熊本県	283	281	2
44	大分県	216	204	12
45	宮崎県	180	167	13
46	鹿児島県	324	305	19
47	沖縄県	294	265	29
都道府県合計		16,871	16,343	528

No.	指定都市名	28年度	27年度	増減
48	札幌市	250	247	3
49	仙台市	181	157	24
50	さいたま市	220	205	15
51	千葉市	159	150	9
52	横浜市	393	339	54
53	川崎市	127	124	3
54	相模原市	96	94	2
55	新潟市	151	138	13
56	静岡市	107	95	12
57	浜松市	123	120	3
58	名古屋市	217	209	8
59	京都市	181	173	8
60	大阪市	138	143	△ 5
61	堺市	93	92	1
62	神戸市	199	198	1
63	岡山市	159	144	15
64	広島市	238	196	42
65	北九州市	133	133	0
66	福岡市	136	140	△ 4
67	熊本市	131	128	3
指定都市合計		3,432	3,225	207

No.	中核市名	28年度	27年度	増減
68	函館市	52	49	3
69	旭川市	72	63	9
70	青森市	49	45	4
71	盛岡市	49	46	3
72	秋田市	36	34	2
73	郡山市	49	41	8
74	いわき市	50	46	4
75	宇都宮市	126	66	60
76	前橋市	61	57	4
77	高崎市	87	81	6
78	川越市	51	42	9
79	越谷市	47	45	2
80	船橋市	82	79	3
81	柏市	55	55	0
82	八王子市	117	116	1
83	横須賀市	61	58	3
84	富山市	98	90	8
85	金沢市	88	84	4
86	長野市	45	44	1
87	岐阜市	47	47	0
88	豊橋市	83	74	9
89	岡崎市	40	43	△ 3
90	豊田市	64	85	△ 21
91	大津市	44	64	△ 20
92	豊中市	72	68	4
93	高槻市	66	64	2
94	枚方市	100	96	4
95	東大阪市	56	55	1
96	姫路市	99	69	30
97	尼崎市	60	51	9
98	西宮市	66	61	5
99	奈良市	51	73	△ 22
100	和歌山市	94	76	18
101	倉敷市	123	67	56
102	福山市	74	74	0
103	呉市	52	50	2
104	下関市	41	41	0
105	高松市	101	94	7
106	松山市	105	88	17
107	高知市	84	78	6
108	久留米市	49	47	2
109	長崎市	90	90	0
110	佐世保市	53	50	3
111	大分市	55	55	0
112	宮崎市	51	51	0
113	鹿児島市	142	116	26
114	那覇市	79	72	7
中核市合計		3,316	3,040	276
総合計		23,619	22,608	1,011

※平成28年度から「呉市と佐世保市」が中核市となったため、平成27年度公表データ「広島県と長崎県」から呉市のクラブ数（50クラブ）と佐世保市のクラブ数（50クラブ）を減算している。

（平成28年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

放課後児童クラブ登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	28年度	27年度	増減
1	北海道	26,719	25,185	1,534
2	青森県	11,196	10,448	748
3	岩手県	11,076	10,516	560
4	宮城県	12,935	11,877	1,058
5	秋田県	8,616	8,232	384
6	山形県	12,990	12,256	734
7	福島県	13,723	12,750	973
8	茨城県	33,628	31,494	2,134
9	栃木県	16,934	15,971	963
10	群馬県	14,412	13,386	1,026
11	埼玉県	46,904	43,373	3,531
12	千葉県	33,198	31,083	2,115
13	東京都	89,990	92,604	△ 2,614
14	神奈川県	19,001	17,788	1,213
15	新潟県	13,489	12,649	840
16	富山県	6,189	5,768	421
17	石川県	8,646	8,108	538
18	福井県	9,998	8,694	1,304
19	山梨県	10,536	9,588	948
20	長野県	18,395	17,518	877
21	岐阜県	13,058	12,207	851
22	静岡県	16,760	15,732	1,028
23	愛知県	34,902	32,263	2,639
24	三重県	13,083	12,031	1,052
25	滋賀県	11,659	10,695	964
26	京都府	12,594	11,792	802
27	大阪府	32,324	29,808	2,516
28	兵庫県	21,886	20,434	1,452
29	奈良県	10,289	9,434	855
30	和歌山県	4,786	4,224	562
31	鳥取県	6,724	6,248	476
32	島根県	7,869	7,212	657
33	岡山県	7,478	7,136	342
34	広島県	10,037	9,558	479
35	山口県	12,096	10,768	1,328
36	徳島県	6,768	6,388	380
37	香川県	5,544	5,804	△ 260
38	愛媛県	7,570	6,876	694
39	高知県	2,899	2,870	29
40	福岡県	25,967	24,383	1,584
41	佐賀県	9,796	9,243	553
42	長崎県	8,156	7,714	442
43	熊本県	11,276	10,895	381
44	大分県	8,156	7,809	347
45	宮崎県	6,610	5,673	937
46	鹿児島県	11,857	10,875	982
47	沖縄県	11,603	10,329	1,274
都道府県合計		750,322	707,689	42,633

No.	指定都市名	28年度	27年度	増減
48	札幌市	17,125	15,580	1,545
49	仙台市	9,431	8,916	515
50	さいたま市	9,690	8,883	807
51	千葉市	8,954	8,285	669
52	横浜市	14,487	13,752	735
53	川崎市	6,482	5,283	1,199
54	相模原市	5,681	5,242	439
55	新潟市	9,093	8,298	795
56	静岡市	4,226	3,839	387
57	浜松市	5,445	5,133	312
58	名古屋市	6,934	6,364	570
59	京都市	12,701	11,628	1,073
60	大阪市	4,036	3,979	57
61	堺市	8,031	7,612	419
62	神戸市	12,322	11,121	1,201
63	岡山市	6,611	5,822	789
64	広島市	8,545	7,408	1,137
65	北九州市	10,883	10,340	543
66	福岡市	14,638	13,782	856
67	熊本市	4,831	4,607	224
指定都市合計		180,146	165,874	14,272

No.	中核市名	28年度	27年度	増減
68	函館市	1,967	1,782	185
69	旭川市	2,686	2,550	136
70	青森市	2,408	2,104	304
71	盛岡市	2,303	2,197	106
72	秋田市	1,347	1,257	90
73	郡山市	2,293	2,045	248
74	いわき市	2,433	2,291	142
75	宇都宮市	4,870	4,299	571
76	前橋市	3,296	2,874	422
77	高崎市	3,929	3,659	270
78	川越市	2,362	2,168	194
79	越谷市	2,699	2,556	143
80	船橋市	4,712	4,664	48
81	柏市	2,812	2,609	203
82	八王子市	5,751	5,612	139
83	横須賀市	1,706	1,625	81
84	富山市	7,164	6,986	178
85	金沢市	4,797	4,489	308
86	長野市	4,186	3,970	216
87	岐阜市	2,511	2,300	211
88	豊橋市	2,922	2,698	224
89	岡崎市	2,361	2,213	148
90	豊田市	3,232	3,031	201
91	大津市	2,965	2,675	290
92	豊中市	3,512	3,243	269
93	高槻市	3,015	2,968	47
94	枚方市	3,872	3,588	284
95	東大阪市	3,633	3,323	310
96	姫路市	4,280	3,926	354
97	尼崎市	2,441	2,231	210
98	西宮市	3,142	3,033	109
99	奈良市	3,207	3,006	201
100	和歌山市	3,004	2,685	319
101	倉敷市	4,504	4,283	221
102	福山市	4,720	4,508	212
103	呉市	2,487	2,267	220
104	下関市	2,099	2,030	69
105	高松市	3,808	3,478	330
106	松山市	4,926	4,248	678
107	高知市	3,948	3,740	208
108	久留米市	3,793	3,561	232
109	長崎市	5,033	4,810	223
110	佐世保市	2,359	2,191	168
111	大分市	4,089	3,687	402
112	宮崎市	3,319	3,139	180
113	鹿児島市	5,816	5,116	700
114	那覇市	3,898	3,357	541
中核市合計		162,617	151,072	11,545
総合計		1,093,085	1,024,635	68,450

※平成28年度から「呉市と佐世保市」が中核市となったため、平成27年度公表データ「広島県と長崎県」から呉市の児童数（2,267人）と佐世保市の児童数（2,191人）を減算している。

（平成28年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

利用できなかった児童数（待機児童数）（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

(単位：人)

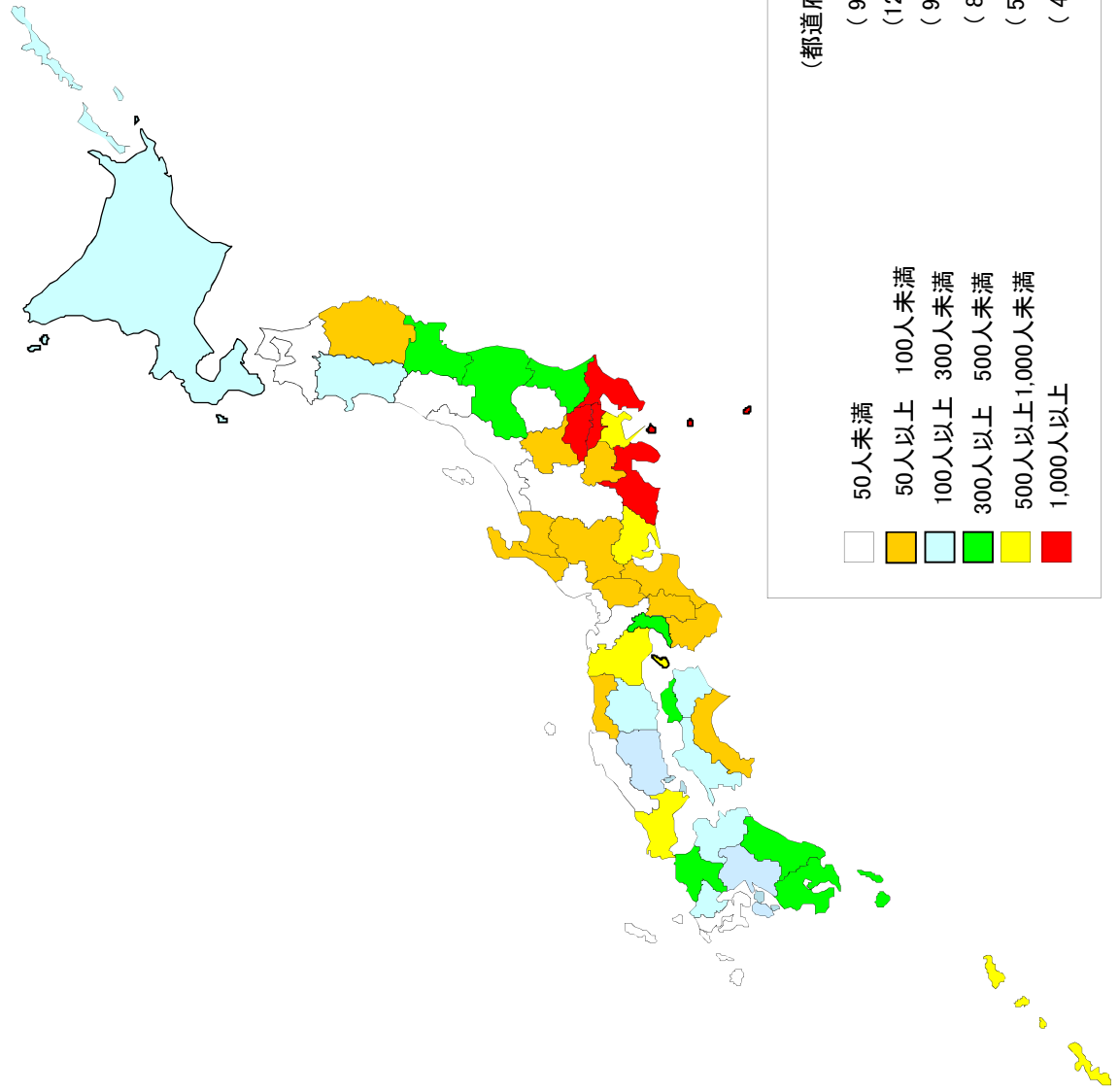
No.	都道府県名	28年度	27年度	増減
1	北海道	142	222	△ 80
2	青森県	11	6	5
3	岩手県	25	50	△ 25
4	宮城県	327	323	4
5	秋田県	94	62	32
6	山形県	19	16	3
7	福島県	373	178	195
8	茨城県	478	342	136
9	栃木県	30	69	△ 39
10	群馬県	26	34	△ 8
11	埼玉県	985	903	82
12	千葉県	607	529	78
13	東京都	3,041	2,814	227
14	神奈川県	388	454	△ 66
15	新潟県	0	1	△ 1
16	富山県	2	6	△ 4
17	石川県	0	0	0
18	福井県	0	78	△ 78
19	山梨県	63	78	△ 15
20	長野県	32	21	11
21	岐阜県	92	215	△ 123
22	静岡県	381	311	70
23	愛知県	638	582	56
24	三重県	56	86	△ 30
25	滋賀県	63	156	△ 93
26	京都府	40	108	△ 68
27	大阪府	284	401	△ 117
28	兵庫県	303	322	△ 19
29	奈良県	80	108	△ 28
30	和歌山県	54	41	13
31	鳥取県	80	88	△ 8
32	島根県	46	98	△ 52
33	岡山県	118	114	4
34	広島県	105	2	103
35	山口県	415	255	160
36	徳島県	105	9	96
37	香川県	55	25	30
38	愛媛県	102	64	38
39	高知県	25	33	△ 8
40	福岡県	442	241	201
41	佐賀県	183	138	45
42	長崎県	7	17	△ 10
43	熊本県	242	209	33
44	大分県	104	33	71
45	宮崎県	116	126	△ 10
46	鹿児島県	174	151	23
47	沖縄県	624	371	253
都道府県合計		11,577	10,490	1,087

No.	指定都市名	28年度	27年度	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	19	60	△ 41
50	さいたま市	594	698	△ 104
51	千葉市	383	294	89
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	9	△ 9
54	相模原市	236	279	△ 43
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	330	350	△ 20
57	浜松市	377	311	66
58	名古屋市	0	0	0
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	143	162	△ 19
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	32	22	10
64	広島市	112	260	△ 148
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	0	0
指定都市合計		2,226	2,445	△ 219

No.	中核市名	28年度	27年度	増減
68	函館市	3	0	3
69	旭川市	132	288	△ 156
70	青森市	0	0	0
71	盛岡市	31	47	△ 16
72	秋田市	17	19	△ 2
73	郡山市	0	17	△ 17
74	いわき市	11	21	△ 10
75	宇都宮市	0	0	0
76	前橋市	56	46	10
77	高崎市	0	0	0
78	川越市	0	0	0
79	越谷市	267	226	41
80	船橋市	329	455	△ 126
81	柏市	61	24	37
82	八王子市	376	326	50
83	横須賀市	29	20	9
84	富山市	51	102	△ 51
85	金沢市	53	0	53
86	長野市	0	11	△ 11
87	岐阜市	1	11	△ 10
88	豊橋市	3	21	△ 18
89	岡崎市	170	183	△ 13
90	豊田市	0	0	0
91	大津市	0	0	0
92	豊中市	0	0	0
93	高槻市	14	15	△ 1
94	枚方市	14	18	△ 4
95	東大阪市	14	35	△ 21
96	姫路市	62	91	△ 29
97	尼崎市	344	377	△ 33
98	西宮市	26	15	11
99	奈良市	0	0	0
100	和歌山市	37	58	△ 21
101	倉敷市	72	58	14
102	福山市	0	0	0
103	呉市	0	0	0
104	下関市	90	0	90
105	高松市	280	183	97
106	松山市	26	0	26
107	高知市	72	97	△ 25
108	久留米市	0	0	0
109	長崎市	0	0	0
110	佐世保市	11	395	△ 384
111	大分市	85	26	59
112	宮崎市	328	326	2
113	鹿児島市	298	414	△ 116
114	那覇市	37	81	△ 44
中核市合計		3,400	4,006	△ 606
総合計		17,203	16,941	262

※平成28年度から「呉市と佐世保市」が中核市となったため、平成27年度公表データ「広島県と長崎県」から呉市の児童数（0人）と佐世保市の児童数（395人）を減算している。

平成28年5月1日 利用できなかつた児童（待機児童）マップ（都道府県別）



注：各道府県には政令指定都市・中核市を含む。

都道府県	利用できなかつた児童数 人
北海道	277
青森県	11
岩手県	56
宮城県	346
秋田県	111
山形県	19
福島県	384
茨城県	478
栃木県	30
群馬県	82
埼玉県	1,846
千葉県	1,380
東京都	3,417
神奈川県	653
新潟県	0
富山県	53
石川県	53
福井県	0
山梨県	63
長野県	32
岐阜県	93
静岡県	1,088
愛知県	811
三重県	56
滋賀県	63
京都府	40
大阪府	469
兵庫県	735
奈良県	80
和歌山県	91
鳥取県	80
島根県	46
岡山県	222
広島県	217
山口県	505
徳島県	105
香川県	335
愛媛県	128
高知県	97
福岡県	442
佐賀県	183
長崎県	18
熊本県	242
大分県	189
宮崎県	444
鹿児島県	472
沖縄県	661
計	17,203



利用できなかった児童（待機児童数）がいる市町村数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	28年度	27年度	増減
1	北海道	18	—	—
2	青森県	2	—	—
3	岩手県	5	—	—
4	宮城県	12	—	—
5	秋田県	4	—	—
6	山形県	4	—	—
7	福島県	8	—	—
8	茨城県	12	—	—
9	栃木県	5	—	—
10	群馬県	3	—	—
11	埼玉県	22	—	—
12	千葉県	19	—	—
13	東京都	36	—	—
14	神奈川県	14	—	—
15	新潟県	0	—	—
16	富山県	1	—	—
17	石川県	0	—	—
18	福井県	0	—	—
19	山梨県	7	—	—
20	長野県	2	—	—
21	岐阜県	10	—	—
22	静岡県	16	—	—
23	愛知県	20	—	—
24	三重県	7	—	—
25	滋賀県	4	—	—
26	京都府	2	—	—
27	大阪府	9	—	—
28	兵庫県	13	—	—
29	奈良県	6	—	—
30	和歌山県	4	—	—
31	鳥取県	5	—	—
32	島根県	3	—	—
33	岡山県	7	—	—
34	広島県	4	—	—
35	山口県	7	—	—
36	徳島県	6	—	—
37	香川県	3	—	—
38	愛媛県	5	—	—
39	高知県	4	—	—
40	福岡県	22	—	—
41	佐賀県	7	—	—
42	長崎県	1	—	—
43	熊本県	9	—	—
44	大分県	3	—	—
45	宮崎県	6	—	—
46	鹿児島県	7	—	—
47	沖縄県	15	—	—
都道府県合計		379	—	—

No.	指定都市名	28年度	27年度	増減
48	札幌市	0	—	—
49	仙台市	1	—	—
50	さいたま市	1	—	—
51	千葉市	1	—	—
52	横浜市	0	—	—
53	川崎市	0	—	—
54	相模原市	1	—	—
55	新潟市	0	—	—
56	静岡市	1	—	—
57	浜松市	1	—	—
58	名古屋市	0	—	—
59	京都市	0	—	—
60	大阪市	0	—	—
61	堺市	1	—	—
62	神戸市	0	—	—
63	岡山市	1	—	—
64	広島市	1	—	—
65	北九州市	0	—	—
66	福岡市	0	—	—
67	熊本市	0	—	—
指定都市合計		9	—	—

No.	中核市名	28年度	27年度	増減
68	函館市	1	—	—
69	旭川市	1	—	—
70	青森市	0	—	—
71	盛岡市	1	—	—
72	秋田市	1	—	—
73	郡山市	0	—	—
74	いわき市	1	—	—
75	宇都宮市	0	—	—
76	前橋市	1	—	—
77	高崎市	0	—	—
78	川越市	0	—	—
79	越谷市	1	—	—
80	船橋市	1	—	—
81	柏市	1	—	—
82	八王子市	1	—	—
83	横須賀市	1	—	—
84	富山市	1	—	—
85	金沢市	1	—	—
86	長野市	0	—	—
87	岐阜市	1	—	—
88	豊橋市	1	—	—
89	岡崎市	1	—	—
90	豊田市	0	—	—
91	大津市	0	—	—
92	豊中市	0	—	—
93	高槻市	1	—	—
94	枚方市	1	—	—
95	東大阪市	1	—	—
96	姫路市	1	—	—
97	尼崎市	1	—	—
98	西宮市	1	—	—
99	奈良市	0	—	—
100	和歌山市	1	—	—
101	倉敷市	1	—	—
102	福山市	0	—	—
103	呉市	0	—	—
104	下関市	1	—	—
105	高松市	1	—	—
106	松山市	1	—	—
107	高知市	1	—	—
108	久留米市	0	—	—
109	長崎市	0	—	—
110	佐世保市	1	—	—
111	大分市	1	—	—
112	宮崎市	1	—	—
113	鹿児島市	1	—	—
114	那覇市	1	—	—
中核市合計		33	—	—
総合計		421	—	—

※市町村単位での集計は平成28年度から実施。  
（平成27年度はクラブ単位での集計のため、比較不能）

（平成28年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

放課後児童支援員等数（都道府県・指定都市・中核市別うち常勤職員数・率入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
1	北海道	2,458	602	24.5%
2	青森県	935	472	50.5%
3	岩手県	1,231	547	44.4%
4	宮城県	1,292	167	12.9%
5	秋田県	842	214	25.4%
6	山形県	1,364	698	51.2%
7	福島県	1,362	438	32.2%
8	茨城県	3,799	736	19.4%
9	栃木県	2,191	989	45.1%
10	群馬県	1,620	586	36.2%
11	埼玉県	4,940	1,372	27.8%
12	千葉県	4,037	1,002	24.8%
13	東京都	10,612	3,507	33.0%
14	神奈川県	2,398	317	13.2%
15	新潟県	1,429	316	22.1%
16	富山県	957	164	17.1%
17	石川県	833	279	33.5%
18	福井県	1,127	630	55.9%
19	山梨県	748	382	51.1%
20	長野県	1,524	420	27.6%
21	岐阜県	1,529	209	13.7%
22	静岡県	1,902	573	30.1%
23	愛知県	4,033	437	10.8%
24	三重県	2,217	551	24.9%
25	滋賀県	1,508	574	38.1%
26	京都府	1,276	219	17.2%
27	大阪府	2,751	182	6.6%
28	兵庫県	2,307	288	12.5%
29	奈良県	1,016	174	17.1%
30	和歌山県	677	252	37.2%
31	鳥取県	796	198	24.9%
32	島根県	1,373	435	31.7%
33	岡山県	1,261	452	35.8%
34	広島県	1,009	195	19.3%
35	山口県	1,390	129	9.3%
36	徳島県	771	380	49.3%
37	香川県	563	131	23.3%
38	愛媛県	884	76	8.6%
39	高知県	418	177	42.3%
40	福岡県	2,538	838	33.0%
41	佐賀県	920	146	15.9%
42	長崎県	978	314	32.1%
43	熊本県	1,273	488	38.3%
44	大分県	1,166	400	34.3%
45	宮崎県	687	203	29.5%
46	鹿児島県	1,307	475	36.3%
47	沖縄県	1,377	734	53.3%
都道府県合計		83,626	23,068	27.6%

No.	指定都市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
48	札幌市	1,075	559	52.0%
49	仙台市	1,055	512	48.5%
50	さいたま市	1,246	475	38.1%
51	千葉市	842	445	52.9%
52	横浜市	2,946	876	29.7%
53	川崎市	1,503	242	16.1%
54	相模原市	1,146	81	7.1%
55	新潟市	999	560	56.1%
56	静岡市	413	19	4.6%
57	浜松市	795	72	9.1%
58	名古屋市	1,515	410	27.1%
59	京都市	732	387	52.9%
60	大阪市	951	251	26.4%
61	堺市	1,225	76	6.2%
62	神戸市	1,385	114	8.2%
63	岡山市	822	81	9.9%
64	広島市	1,624	31	1.9%
65	北九州市	1,487	213	14.3%
66	福岡市	622	0	0.0%
67	熊本市	597	37	6.2%
指定都市合計		22,980	5,441	23.7%

No.	中核市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
68	函館市	271	136	50.2%
69	旭川市	189	7	3.7%
70	青森市	179	179	100.0%
71	盛岡市	235	85	36.2%
72	秋田市	194	127	65.5%
73	郡山市	156	1	0.6%
74	いわき市	241	123	51.0%
75	宇都宮市	276	223	80.8%
76	前橋市	447	136	30.4%
77	高崎市	421	196	46.6%
78	川越市	161	145	90.1%
79	越谷市	207	175	84.5%
80	船橋市	397	0	0.0%
81	柏市	291	87	29.9%
82	八王子	419	178	42.5%
83	横須賀市	367	87	23.7%
84	富山市	634	117	18.5%
85	金沢市	443	178	40.2%
86	長野市	253	0	0.0%
87	岐阜市	231	0	0.0%
88	豊橋市	364	40	11.0%
89	岡崎市	267	18	6.7%
90	豊田市	254	39	15.4%
91	大津市	306	7	2.3%
92	豊中市	234	73	31.2%
93	高槻市	280	3	1.1%
94	枚方市	207	156	75.4%
95	東大阪市	499	56	11.2%
96	姫路市	414	0	0.0%
97	尼崎市	217	15	6.9%
98	西宮市	278	154	55.4%
99	奈良市	415	18	4.3%
100	和歌山市	410	11	2.7%
101	倉敷市	629	229	36.4%
102	福山市	250	0	0.0%
103	呉市	179	64	35.8%
104	下関市	157	1	0.6%
105	高松市	320	26	8.1%
106	松山市	633	10	1.6%
107	高知市	277	4	1.4%
108	久留米市	250	113	45.2%
109	長崎市	625	193	30.9%
110	佐世保市	265	125	47.2%
111	大分市	406	133	32.8%
112	宮崎市	264	42	15.9%
113	鹿児島市	761	56	7.4%
114	那覇市	440	204	46.4%
中核市合計		15,613	3,970	25.4%
総合計		122,219	32,479	26.6%

（平成28年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
1	北海道	169	40	209	33.2%
2	青森県	67	17	84	34.1%
3	岩手県	46	56	102	37.5%
4	宮城県	73	46	119	43.6%
5	秋田県	68	11	79	42.2%
6	山形県	72	25	97	32.8%
7	福島県	91	36	127	37.8%
8	茨城県	321	185	506	67.1%
9	栃木県	88	74	162	35.8%
10	群馬県	44	57	101	32.1%
11	埼玉県	314	348	662	62.9%
12	千葉県	345	235	580	73.0%
13	東京都	489	365	854	52.6%
14	神奈川県	145	46	191	46.2%
15	新潟県	110	47	157	48.5%
16	富山県	45	36	81	52.3%
17	石川県	44	32	76	35.7%
18	福井県	69	12	81	32.1%
19	山梨県	29	36	65	26.5%
20	長野県	73	53	126	39.1%
21	岐阜県	147	73	220	74.1%
22	静岡県	142	115	257	62.7%
23	愛知県	206	150	356	48.4%
24	三重県	34	85	119	33.1%
25	滋賀県	59	71	130	53.3%
26	京都府	85	107	192	70.1%
27	大阪府	379	211	590	93.8%
28	兵庫県	221	142	363	71.6%
29	奈良県	60	66	126	63.6%
30	和歌山県	47	24	71	56.8%
31	鳥取県	51	30	81	50.6%
32	島根県	51	43	94	44.5%
33	岡山県	68	47	115	53.0%
34	広島県	70	81	151	57.4%
35	山口県	108	97	205	65.7%
36	徳島県	29	35	64	40.5%
37	香川県	43	40	83	57.6%
38	愛媛県	72	50	122	63.2%
39	高知県	25	26	51	68.9%
40	福岡県	126	224	350	74.5%
41	佐賀県	111	85	196	80.0%
42	長崎県	7	22	29	15.1%
43	熊本県	30	77	107	37.8%
44	大分県	51	50	101	46.8%
45	宮崎県	50	7	57	31.7%
46	鹿児島県	28	22	50	15.4%
47	沖縄県	5	14	19	6.5%
都道府県合計	5,007	3,751	8,758	51.9%	

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
48	札幌市	97	0	97	38.8%
49	仙台市	24	1	25	13.8%
50	さいたま市	30	31	61	27.7%
51	千葉市	64	51	115	72.3%
52	横浜市	150	6	156	39.7%
53	川崎市	44	69	113	89.0%
54	相模原市	17	22	39	40.6%
55	新潟市	30	52	82	54.3%
56	静岡市	53	30	83	77.6%
57	浜松市	36	71	107	87.0%
58	名古屋市	36	3	39	18.0%
59	京都市	24	7	31	17.1%
60	大阪市	37	0	37	26.8%
61	堺市	70	20	90	96.8%
62	神戸市	38	4	42	21.1%
63	岡山市	38	94	132	83.0%
64	広島市	44	55	99	41.6%
65	北九州市	14	73	87	65.4%
66	福岡市	24	108	132	97.1%
67	熊本市	19	87	106	80.9%
指定都市合計	889	784	1,673	48.7%	

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
68	函館市	14	1	15	28.8%
69	旭川市	26	18	44	61.1%
70	青森市	32	2	34	69.4%
71	盛岡市	5	2	7	14.3%
72	秋田市	0	0	0	0.0%
73	郡山市	26	17	43	87.8%
74	いわき市	13	17	30	60.0%
75	宇都宮市	49	62	111	88.1%
76	前橋市	6	20	26	42.6%
77	高崎市	8	59	67	77.0%
78	川越市	32	18	50	98.0%
79	越谷市	10	32	42	89.4%
80	船橋市	35	40	75	91.5%
81	柏市	11	41	52	94.5%
82	八王子	33	38	71	60.7%
83	横須賀市	18	0	18	29.5%
84	富山市	25	25	50	51.0%
85	金沢市	11	4	15	17.0%
86	長野市	1	0	1	2.2%
87	岐阜市	43	0	43	91.5%
88	豊橋市	15	15	30	36.1%
89	岡崎市	2	2	4	10.0%
90	豊田市	28	35	63	98.4%
91	大津市	8	13	21	47.7%
92	豊中市	63	9	72	100.0%
93	高槻市	27	34	61	92.4%
94	枚方市	21	72	93	93.0%
95	東大阪市	31	20	51	91.1%
96	姫路市	6	64	70	70.7%
97	尼崎市	10	39	49	81.7%
98	西宮市	5	57	62	93.9%
99	奈良市	11	34	45	88.2%
100	和歌山市	67	12	79	84.0%
101	倉敷市	39	67	106	86.2%
102	福山市	45	19	64	86.5%
103	呉市	31	14	45	86.5%
104	下関市	28	7	35	85.4%
105	高松市	31	53	84	83.2%
106	松山市	24	64	88	83.8%
107	高知市	39	40	79	94.0%
108	久留米市	4	42	46	93.9%
109	長崎市	20	18	38	42.2%
110	佐世保市	1	10	11	20.8%
111	大分市	13	33	46	83.6%
112	宮崎市	18	22	40	78.4%
113	鹿児島市	26	28	54	38.0%
114	那覇市	11	7	18	22.8%
中核市合計	1,022	1,226	2,248	67.8%	
総合計	6,918	5,761	12,679	53.7%	

（平成28年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

同一小学校内（学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設）で放課後子供教室の活動プログラムに参加しているクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
1	北海道	20	6	26	12.4%
2	青森県	6	4	10	11.9%
3	岩手県	4	3	7	6.9%
4	宮城県	6	7	13	10.9%
5	秋田県	9	1	10	12.7%
6	山形県	9	2	11	11.3%
7	福島県	10	3	13	10.2%
8	茨城県	126	96	222	43.9%
9	栃木県	16	4	20	12.3%
10	群馬県	6	4	10	9.9%
11	埼玉県	98	152	250	37.8%
12	千葉県	37	35	72	12.4%
13	東京都	408	275	683	80.0%
14	神奈川県	30	20	50	26.2%
15	新潟県	6	5	11	7.0%
16	富山県	9	14	23	28.4%
17	石川県	2	4	6	7.9%
18	福井県	7	1	8	9.9%
19	山梨県	6	8	14	21.5%
20	長野県	14	13	27	21.4%
21	岐阜県	18	10	28	12.7%
22	静岡県	19	18	37	14.4%
23	愛知県	50	35	85	23.9%
24	三重県	3	12	15	12.6%
25	滋賀県	0	0	0	0.0%
26	京都府	13	36	49	25.5%
27	大阪府	251	102	353	59.8%
28	兵庫県	90	61	151	41.6%
29	奈良県	11	11	22	17.5%
30	和歌山県	1	0	1	1.4%
31	鳥取県	0	0	0	0.0%
32	島根県	17	15	32	34.0%
33	岡山県	8	2	10	8.7%
34	広島県	4	14	18	11.9%
35	山口県	36	14	50	24.4%
36	徳島県	9	5	14	21.9%
37	香川県	0	3	3	3.6%
38	愛媛県	7	9	16	13.1%
39	高知県	2	4	6	11.8%
40	福岡県	17	14	31	8.9%
41	佐賀県	18	25	43	21.9%
42	長崎県	0	0	0	0.0%
43	熊本県	1	3	4	3.7%
44	大分県	9	16	25	24.8%
45	宮崎県	1	0	1	1.8%
46	鹿児島県	1	0	1	2.0%
47	沖縄県	1	5	6	31.6%
都道府県合計	1,416	1,071	2,487	28.4%	

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
48	札幌市	97	0	97	100.0%
49	仙台市	0	0	0	0.0%
50	さいたま市	22	26	48	78.7%
51	千葉市	22	24	46	40.0%
52	横浜市	150	6	156	100.0%
53	川崎市	44	69	113	100.0%
54	相模原市	3	1	4	10.3%
55	新潟市	6	1	7	8.5%
56	静岡市	6	2	8	9.6%
57	浜松市	0	0	0	0.0%
58	名古屋市	0	0	0	0.0%
59	京都市	0	0	0	0.0%
60	大阪市	0	0	0	0.0%
61	堺市	0	0	0	0.0%
62	神戸市	0	0	0	0.0%
63	岡山市	9	21	30	22.7%
64	広島市	0	0	0	0.0%
65	北九州市	0	0	0	0.0%
66	福岡市	0	0	0	0.0%
67	熊本市	19	87	106	100.0%
指定都市合計	378	237	615	36.8%	

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
68	函館市	0	0	0	0.0%
69	旭川市	0	0	0	0.0%
70	青森市	32	2	34	100.0%
71	盛岡市	0	0	0	0.0%
72	秋田市	0	0	0	0.0%
73	郡山市	0	0	0	0.0%
74	いわき市	0	0	0	0.0%
75	宇都宮市	0	0	0	0.0%
76	前橋市	5	18	23	88.5%
77	高崎市	0	0	0	0.0%
78	川越市	0	0	0	0.0%
79	越谷市	0	0	0	0.0%
80	船橋市	18	21	39	52.0%
81	柏市	7	39	46	88.5%
82	八王子	29	36	65	91.5%
83	横須賀市	0	0	0	0.0%
84	富山市	2	0	2	4.0%
85	金沢市	1	0	1	6.7%
86	長野市	1	0	1	100.0%
87	岐阜市	16	0	16	37.2%
88	豊橋市	0	0	0	0.0%
89	岡崎市	1	0	1	25.0%
90	豊田市	2	0	2	3.2%
91	大津市	0	0	0	0.0%
92	豊中市	63	9	72	100.0%
93	高槻市	18	22	40	65.6%
94	枚方市	21	70	91	97.8%
95	東大阪市	0	0	0	0.0%
96	姫路市	0	0	0	0.0%
97	尼崎市	10	39	49	100.0%
98	西宮市	0	0	0	0.0%
99	奈良市	10	34	44	97.8%
100	和歌山市	0	0	0	0.0%
101	倉敷市	35	63	98	92.5%
102	福山市	7	2	9	14.1%
103	呉市	0	2	2	4.4%
104	下関市	10	0	10	28.6%
105	高松市	5	4	9	10.7%
106	松山市	6	15	21	23.9%
107	高知市	0	0	0	0.0%
108	久留米市	0	0	0	0.0%
109	長崎市	1	0	1	2.6%
110	佐世保市	0	1	1	9.1%
111	大分市	0	0	0	0.0%
112	宮崎市	0	0	0	0.0%
113	鹿児島市	3	5	8	14.8%
114	那覇市	6	6	12	66.7%
中核市合計	309	388	697	31.0%	
総合計	2,103	1,696	3,799	30.0%	

（平成28年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

# 「放課後子ども総合プラン」の全体像

(平成26年7月31日策定・公表)

## 趣旨・目的

○ 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後児童クラブを進める

## 国全体の目標

- 平成31年度末までに
  - **放課後児童クラブ**について、**約30万人**を新たに整備
    - (約90万人⇒約120万人)
    - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
  - **全小学校区(約2万か所)**で**一体型**に又は連携して実施し、うち**1万か所以上**を**一体型**で実施
    - (約600か所⇒1万か所以上)を**目指す**
    - ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
    - ※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

## 市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づき取組等について次世代育成支援対策推進法に定める**行動計画策定指針に記載**
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、**市町村行動計画及び都道府県行動計画**に、
  - ・平成31年度に達成されるべき一体型の**目標事業量**
  - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な**方策**
 などを記載し、**計画的に整備**
  - ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

## 市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

## 学校施設を徹底活用した実施促進

- **学校施設の活用**に当たつての**責任体制の明確化**
  - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
  - ・事故が起きた場合の対応等について協定を締結するなどの工夫が必要
- **余裕教室の徹底活用**等に向けた検討
  - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- **放課後等における学校施設の一時的な利用の促進**
  - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

## 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

### ○ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

- ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、**同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加**できるもの
- ▶ 全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- ▶ 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参加者が連携して取り組むことが重要
- ▶ 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- ▶ 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



## 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

### ○ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携

- ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの**社会資源の活用も検討**
- ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討

# 「放課後子ども総合プラン」の推進

(平成26年7月31日策定・公表)

## 趣旨・目的

○ 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、**次代を担う人材を育成**するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、**一体型を中心とした放課後児童クラブ**及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

## 取組の現状

	放課後子供教室 (文部科学省)	放課後児童クラブ (厚生労働省)
趣旨	<b>すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施</b>	<b>共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供</b>
H29予算(案)	64.3億円の内数 (28予算額 : 62.9億円の内数)	725.3億円 (28予算額 : 574.8億円)
実施か所数 (クラブ児童数)	<b>16,027か所</b> (平成28年10月)	<b>23,619か所 (1,093,085人)</b> (平成28年5月)
実施場所	<b>小学校 75.5%、その他 (公民館、中学校など) 24.5%</b> (平成28年10月)	<b>小学校 53.7%、その他 (児童館、公的施設など) 46.3%</b> (平成28年5月)

## 今後の方向性

### 【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

### 「放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標 (平成31年度末まで)

- **全小校区 (約2万か所)** で両事業を一体的に又は連携して実施し、うち**1万か所以上**を一体型で実施
- **放課後児童クラブ**について、**約30万人分**を新たに整備 (約94万人⇒約122万人)
- **新規開設分の約80%を小学校内で実施**

ニッポン一億総活躍プラン  
(平成28年6月2日閣議決定)  
【抜粋】

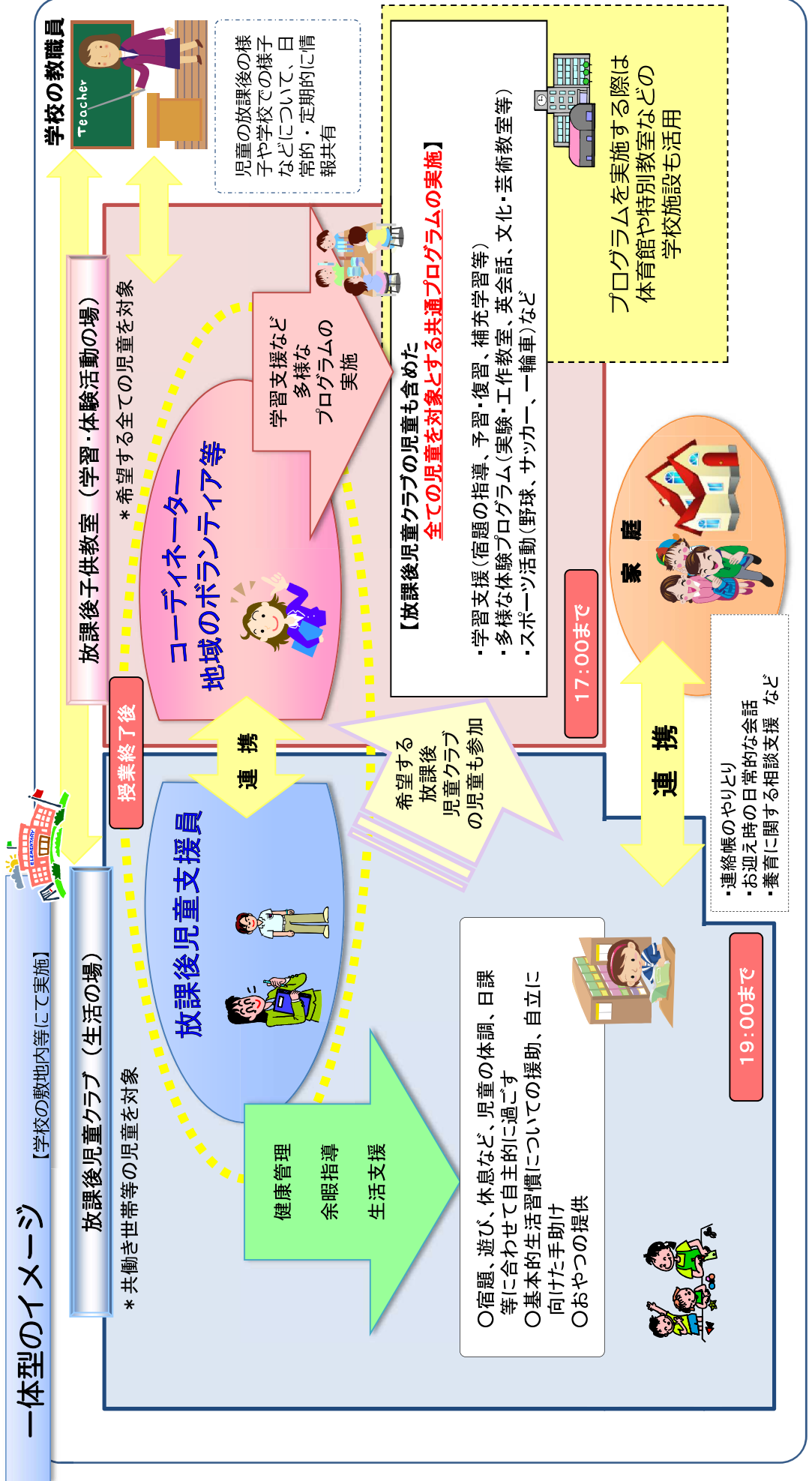
**追加的な受け皿整備を平成30年度末(2018年度末)に前倒して実現するための方策を検討**

# 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組（ある自治体の例を参考に作成）

## 一体型とは

- 共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、共通の活動場所において多様な共通プログラムを実施
  - 活動場所は学校の余剰教室や特別教室（家庭科室や理科室、ランチルーム等）、学校敷地内の専用施設等の安心・安全な活動場所を活用
- ※放課後子供教室の開催日数は、各地域の事情等に応じて実施

## 一体型のイメージ



## 一体型の計画的な整備を推進するための具体的な方策

### 放課後子どもプランの推進（平成19年度から実施）

- 放課後児童クラブ（厚生労働省）と放課後子供教室（文部科学省）の連携を推進【主な成果】市町村毎の運営委員会及び福祉部局担当者の参画や、両事業の指導者研修の合同開催等【主な課題】放課後児童クラブと放課後子供教室の連携が不十分、学校施設の活用が不十分 など

### 放課後児童クラブと放課後子供教室を一体型で行うメリット

1. **学校の余裕教室等を活用**することにより、**児童にとって安心・安全な居場所を確保するとともに、学校と連携した取組を推進**
2. 放課後児童クラブの児童も含めた**全ての児童を対象として充実した学習・体験プログラムを提供**

### 一体型を推進するための具体的な方策

1. **学校の余裕教室等の徹底活用**（小学校内で実施する放課後児童クラブ【平成28年5月現在 約54%】）
  - ◆放課後に使用していない教室の**一時的利用**（ex:家庭科室や理科室、ランチルーム）を含めた利用促進及び地方公共団体で**学校施設の活用に関する好事例を紹介**
  - ◆実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に**管理運営の責任の所在を明確化**
2. **学区毎の協議会を新たに設置**
  - ◆**活動プログラムの企画段階から、両事業の関係者や学校関係者などが参画する場として新たに学区毎の協議会を設置し、活動プログラムの内容や学校施設の活用等について具体的に検討**
3. **総合教育会議の活用**（教育委員会と地方公共団体の長が協議する機関として設置）
  - ◆平成26年6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において、**新たに設置された「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議**

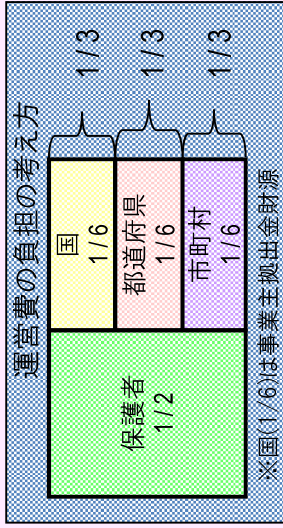
文部科学省では「新教育委員会制度への移行に関する調査」を実施。平成27年12月1日現在、総合教育会議において「福祉部局と連携した総合的な放課後対策」について協議を行った自治体は、8都道府県・指定都市、130市町村。
4. **市町村における新たな数値目標の設定**
  - ◆平成26年4月に改正された「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画策定指針において、**市町村行動計画に一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室の目標事業量等を新たに記載**
5. **魅力的な学習・体験プログラムの一層の充実**
  - ◆大学生・企業OB、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画により、放課後児童クラブの児童も対象に、**多様なかつ魅力的な学習・体験プログラムを提供**



# 放課後児童クラブ関係・平成29年度予算(案)のポイント

○「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末までに前倒して実施するため、施設整備費の補助率嵩上げを継続するとともに、運営費補助基準額を増額するほか、放課後児童支援員等の人材確保対策などを推進する。

○ 放課後児童クラブ関係予算 725.3億円(28年度 574.8億円)  
 受入児童数の拡大1,138,801人(28年度)→1,177,959人(29年度)[約3.9万人増]



## 平成29年度予算(案)の主な内容

### 1 施設整備費の国庫補助率嵩上げ【平成28年度からの継続】

○ 公立の場合:(嵩上げ前)国1/3、都道府県1/3、市町村1/3  
 →(嵩上げ後)国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

※補助率嵩上げとともに、社会福祉法人等としていた整備費補助の対象事業者を、株式会社、NPO法人等の法人格を持つ団体へと拡大

### 2 運営費補助基準額の増額【拡充】

○ 児童数40名の場合  
 H28年度 年額374.4万円 → H29年度 年額430.6万円(+56.2万円)

### 3 放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善【新規】

放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善(1人あたり年額12.4万円～37.2万円)を図る。

※現在、18:30を超えて開所するクラブに対し処遇改善のための補助を実施しているが、これに加え、新たな処遇改善のための補助の仕組みを導入。

### 4 長期休暇期間中の受入れ支援【新規】

夏休み等、長期休暇期間中に放課後児童クラブの利用を希望する子どもの受入れを支援するための補助を行う。

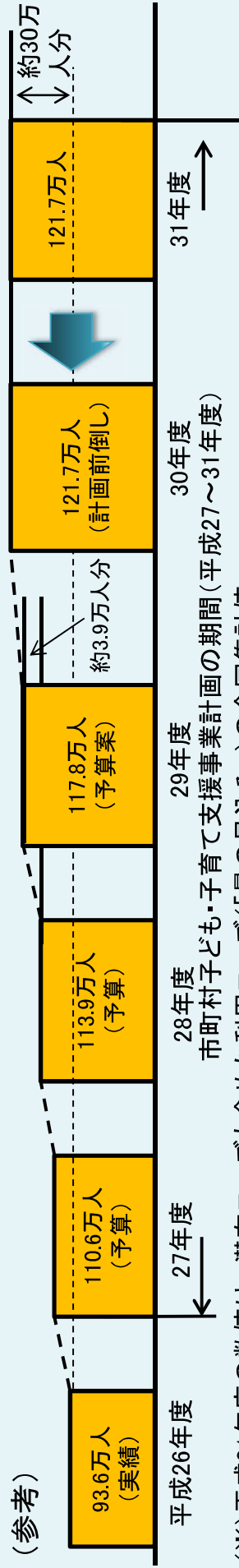
### 5 賃借等により実施する放課後児童クラブの防災対策【拡充】

民家・アパート等を借りて実施している放課後児童クラブの安全性を確保するための既存施設の改修・備品購入や、より安全な建物へ移転する場合に必要な費用の補助を行う。

### 6 障害児受入強化推進事業の充実【拡充】

障害児5人以上の受入れ要件を、3人以上の場合に拡充するとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な職員配置等に要する経費の補助を行う。

(参考)



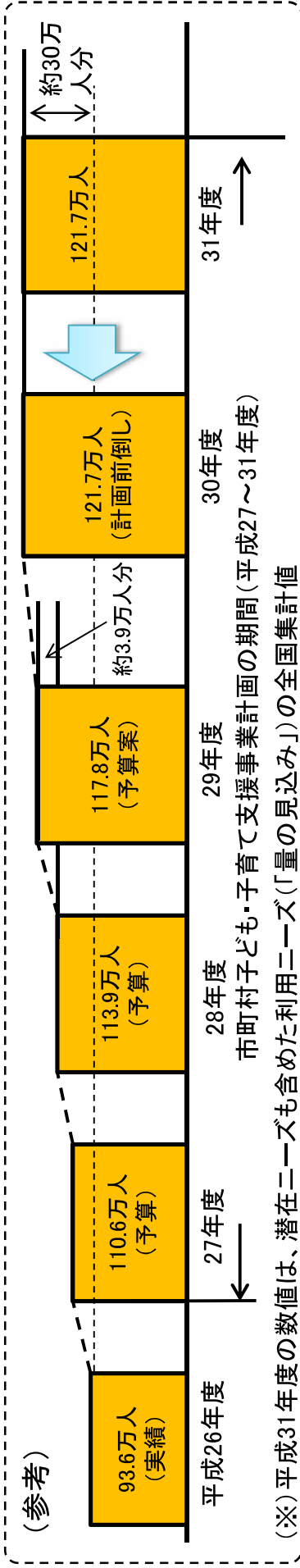
(※)平成31年度の数値は、潜在ニーズも含めた利用ニーズ(「量の見込み」)の全国集計値

# 放課後児童クラブ関係・平成29年度予算案の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化総合対策室

○ 「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末に前倒して実施するため、施設整備費の補助率嵩上げを継続するとともに、運営費補助基準額の増額を行うほか、放課後児童支援員等の人材確保対策などを推進する。

○ 放課後児童クラブ関係予算 725.3億円(574.8億円)



子ども・子育て支援交付金(内閣府所管):  
1,076億円の内数(982億円の内数)

## 1. 運営費等 587.8億円(446.0億円)

(1) 量的拡充(「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実)

- ① 放課後児童健全育成事業(運営費)
- ア 運営費補助基準額の増額【拡充】

(ア)事業内容

放課後児童クラブの運営実態を踏まえ、クラブ職員の人件費を見直し、運営費補助基準額の増額を行う。

(イ)補助基準額(案):4,306千円(3,744千円)※児童数36~45人の場合

## イ 長期休暇期間中の受入れ支援【新規】

### (ア)事業内容

夏休み等、長期休暇期間中に放課後児童クラブの利用を希望する子どもの受入れを支援するための補助を行う。

(イ)補助基準額(案):17千円[1支援の単位あたり日額]

## ② 放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ設置促進事業(既存施設の改修等)及び放課後児童クラブ環境改善事業(備品購入等))

### ア 放課後児童クラブの防災対策【拡充】

#### (ア)事業内容

既存施設を活用して実施している放課後児童クラブの防災対策として、改修・設備の整備・修繕及び備品の購入を行う場合について、放課後児童クラブ設置促進事業及び放課後児童クラブ環境改善事業の補助対象とする。

#### (イ)補助基準額(案):

(i)放課後児童クラブ設置促進事業12,000千円(12,000千円)

(ii)放課後児童クラブ環境改善事業 1,000千円(1,000千円)

## イ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の促進

### (ア)事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進事業及び放課後児童クラブ環境改善事業による補助に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

(イ)補助基準(加算)額(案):1,000千円(1,000千円)

## ウ 幼稚園・認定こども園等の活用の促進

### (ア)事業内容

幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費(設備の整備・修繕及び備品の購入)の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):5,000千円(5,000千円)

### ③ 放課後児童クラブ障害児受入推進事業

#### (ア)事業内容

放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進するため、必要となる専門的知識等を有する職員の配置に要する経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):1,796千円(1,748千円)

### ④ 放課後児童クラブ運営支援事業

#### ア 賃借料補助

##### (ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを平成27年度以降に新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):2,996千円(3,052千円)

### イ 移転関連費用補助【拡充】

#### (ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して受入児童数を増やす場合に加え、民家・アパート等を借りて実施している放課後児童クラブの防災対策として、より耐震性の高い建物に移転する場合についても対象とし、その移転に係る経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):2,500千円(2,500千円)

### ウ 土地借料補助

#### (ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。

(イ)補助基準額(案):6,100千円(6,100千円)

(ウ)補助対象:施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人等以外の民間団体等

## ⑤ 放課後児童クラブ送迎支援事業

### (ア)事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うための必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):466千円(454千円)

## (2)質の向上

### ① 放課後児童支援員等処遇改善等事業

#### (ア)事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

(i)家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員(※1)を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な経費の補助を行う。 ※1 職員は当該全ての業務の主担当でなくともよい。

(ii)または、(i)に加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する職員(※2)を配置し、うち1名以上を常勤職員(※3)とする場合に、当該職員の賃金改善経費を含む常勤職員を配置するために必要な経費の補助を行う。 ※2、3 職員及び常勤職員は(i)の業務や地域との連携協力等全ての業務の主担当でなくともよい。

(イ)補助基準額(案):(i)1,541千円(1,581千円) (ii)2,904千円(2,932千円)

### ② 障害児受入強化推進事業【拡充】

#### (ア)事業内容

障害児受入推進事業による職員1名の加配に加え、障害児5人以上の受入れを行う場合に、追加で職員1名を加配するための経費の補助を行っているが、当該要件を障害児3人以上の受入れを行う場合に拡充するとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員(看護師等)の配置等に要する経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):1,796千円(1,748千円)

※医療的ケア児がいる場合の支援 3,847千円[1支援の単位当たり年額]

### ③ 小規模放課後児童クラブ支援事業

#### (ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 559千円(544千円)

### (3) その他(放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善)

#### ○ 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業(仮称)【新規】(※次頁参照)

#### (ア) 事業内容

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する。

(i) 放課後児童支援員を対象に年額12万4千円(月額約1万円)

(ii) 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を修了した者を対象に i と合わせて年額24万8千円(月額約2万円))

(iii) 経験年数が概ね10年以上の事業所長(マネジメント)的立場にある放課後児童支援員を対象に ii と合わせて年額37万2千円(月額約3万円))

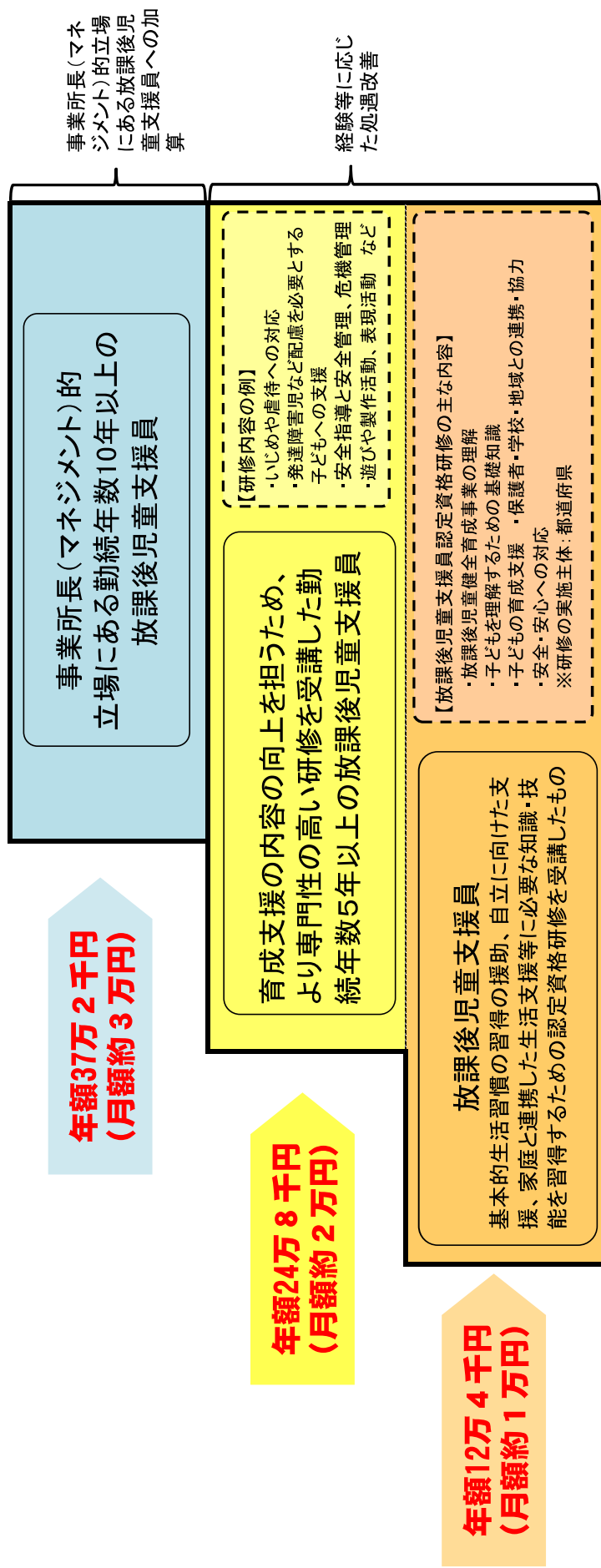
(イ) 補助基準額(案): (i) 124千円[1人当たり年額]

(ii) 248千円[1人当たり年額]

(iii) 372千円[1人当たり年額]

# 放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善のイメージ

放課後児童支援員の勤続年数（通算勤続年数により算出）に併せて、支援員としてのレベル確保・向上のための研修実績に応じた人件費の加算を行う。



現行、放課後児童クラブに対する補助は、「質の向上」の一環として、18:30を超えて開所している放課後児童クラブに対して処遇改善の上乗せ補助がされている。今回、これに加えて、新たに上記の経験等に応じた処遇改善の補助を行う仕組みを導入する。

## 2. 施設整備費 137.5億円(128.8億円)

子ども・子育て支援整備交付金(内閣府所管):  
163億円の内数(154億円の内数)

市町村が、子ども・子育て支援法に基づき市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

①実施主体:市町村

②補助対象事業者:市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等(平成28年度より対象拡大)

③補助基準額(案):

ア 放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 51,426千円(49,928千円)

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

イ 上記以外の場合:25,713千円(24,964千円)

ウ 土地借料加算 : 6,100千円(6,100千円)

④補助率:

[ 【公立の場合】国:1/3、都道府県1/3、市町村1/3  
【民立の場合】国:2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3 ]

注:放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は待機児童解消加速化プランに参加している場合は、補助率の嵩上げを実施(平成28年度～)

[ 【公立の場合】国:2/3、都道府県1/6、市町村1/6  
【民立の場合】国:1/2、都道府県1/8、市町村1/8、社会福祉法人等1/4 ]



### 3. その他(放課後児童支援員等研修関係)

- (1) 職員の資質向上・人材確保等研修事業  
① 放課後児童支援員認定資格研修事業

(ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を実施するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 実施主体: 都道府県(一部委託可)

(ウ) 補助基準額(案): 厚生労働大臣が認める額(1回当たり985千円)を目安として、予算の範囲内で必要な経費を補助)

(エ) 補助率: 国1/2、都道府県1/2

(オ) その他: 放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

### ② 放課後児童支援員等資質向上研修事業

(ア) 事業内容

平成27年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理ー放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめー」において、放課後児童支援員等の経験年数やスキルに応じた適時適切な研修体系にしていくことが、事業全体の質の向上を図る上でも必要とされていることから、都道府県等が現任の従事者向けの研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 実施主体: 都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)(委託可)

(ウ) 補助基準額(案): 厚生労働大臣が認める額(1か所当たり1,994千円)を目安として、予算の範囲内で必要な経費を補助)

(エ) 補助率: 国1/2、都道府県・市町村1/2

(オ) その他: 放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(職員の資質向上・人材確保等研修)13.1億円の内数(15.8億円の内数)

## (2) 指導者養成等研修事業

### ○都道府県認定資格研修講師養成研修

#### (ア) 事業内容

都道府県知事が行う研修(認定資格研修)の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、全国をブロックに分けて本研修を実施する。

(イ) 実施主体: 国(民間団体に委託して実施)

子ども・子育て支援対策推進事業委託費(指導者養成研修)1.3億円の内数(1.3億円の内数)

## 4. その他 0.6億円(平成28年度補正予算)

### ○放課後児童クラブ入退室管理モデル事業

#### (ア) 事業内容

放課後児童クラブにおいて、子ども一人ひとりにICカードを持たせて、放課後児童クラブの出入口にカードリーダーを設置し、出退室管理、保護者へのメール送信等を行うとともに、子どもに関する日々の記録作成等にIT機器を活用するモデル事業(全国で30か所)を実施する。

(イ) 実施主体: 市町村(委託等可)

(ウ) 補助基準額: 2,000千円

(エ) 補助率: 国10/10(定額10/10相当)



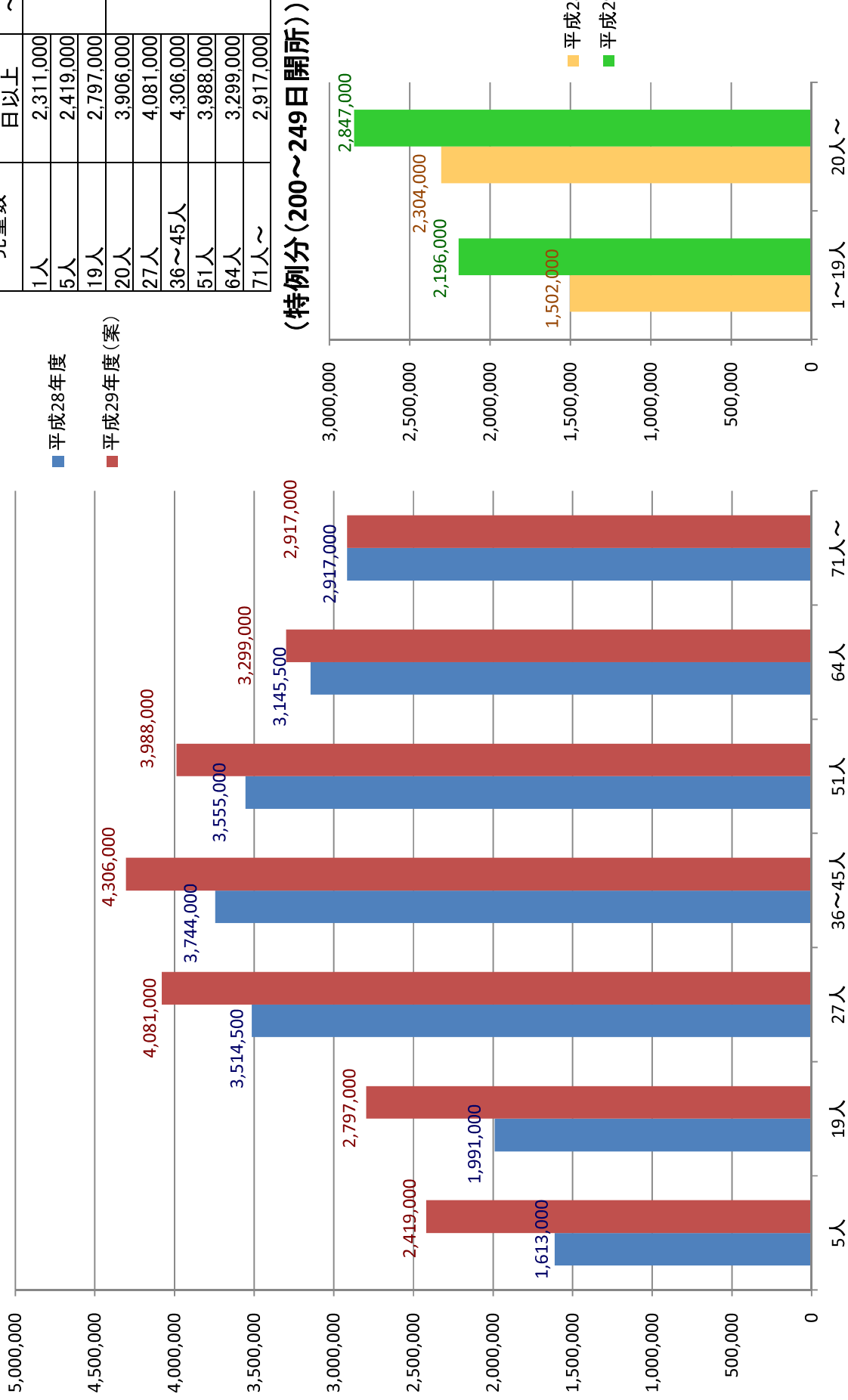
## 児童健全育成対策費補助金

(参考1)

# 平成28年度と平成29年度(案)の国庫補助基準額の比較

主な補助単価(単位:円)

児童数	開設日数250日以上	特例分(200~249日)
1人	2,311,000	
5人	2,419,000	2,196,000
19人	2,797,000	
20人	3,906,000	
27人	4,081,000	
36~45人	4,306,000	2,847,000
51人	3,988,000	
64人	3,299,000	
71人~	2,917,000	



※ 国庫補助基準額は児童数36~45人を除き、1人ごとに異なる。

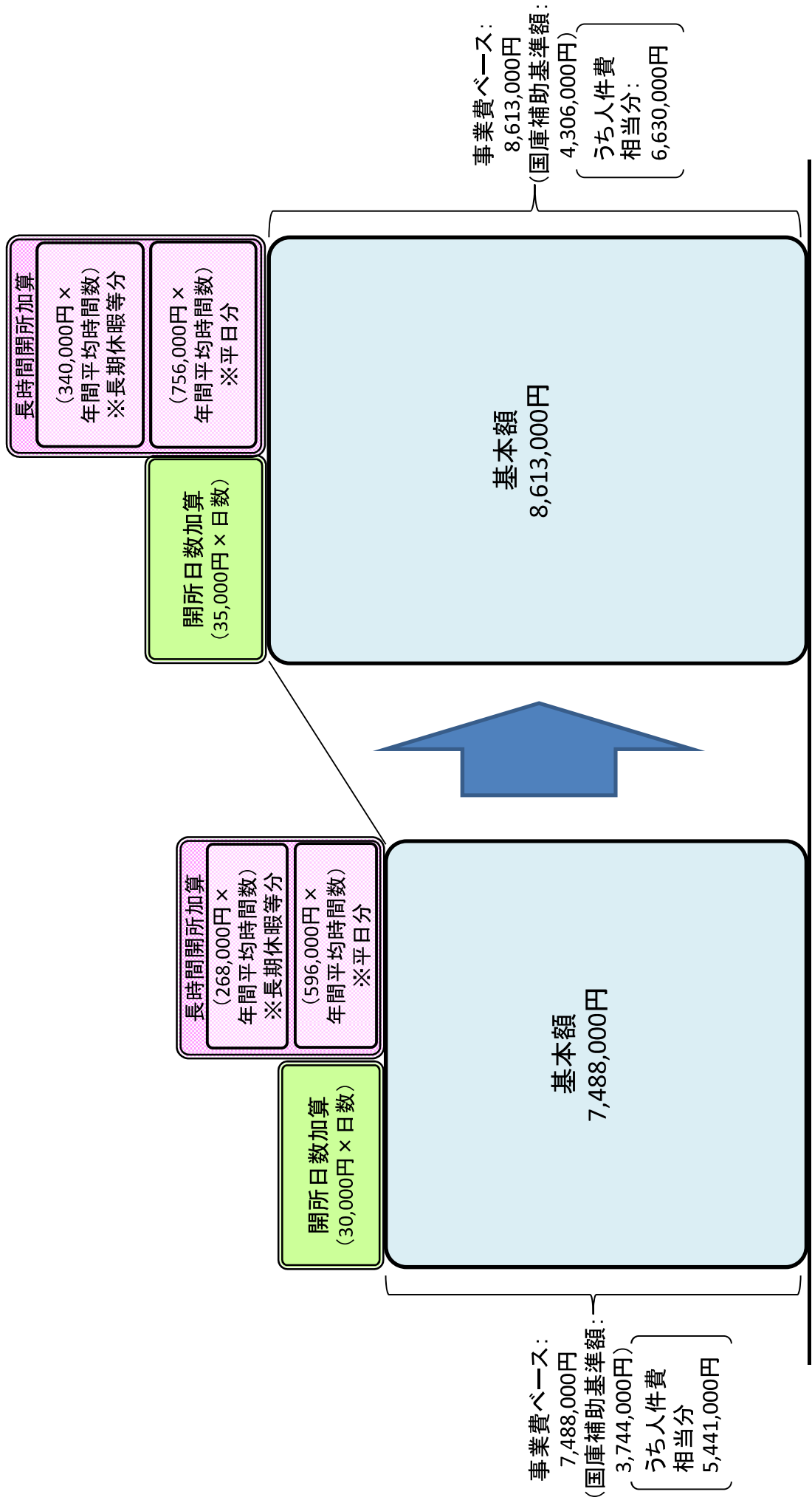
※ 19人以下の国庫補助基準額には、質の向上の「小規模放課後児童クラブ支援事業」(H28年度:544千円、H29年度案:559千円)を含む。

(参考2)

# 放課後児童クラブの「支援の単位」当たりの運営費の内容

平成28年度  
(36~45人単価)

平成29年度(案)  
(36~45人単価)



# 放課後児童クラブ施設整備費の国庫補助率の嵩上げについて（平成28年度からの継続）

## 1. 趣旨・内容

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末までに前倒して達成するため、**施設整備費の補助率嵩上げを継続**する。また、**補助対象となる設置主体も拡大**。

## 2. 実施主体

市町村（特別区を含む。）

## 3. 平成29年度国庫補助基準額（案）

- 放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合：51,426千円
- 学校敷地外の場合：25,713千円
- 土地借料加算：6,100千円

## 【平成27年度以前】

### 【補助率】

- 公立の場合  
国1／3、都道府県1／3、市町村1／3
- 民立の場合  
国2／9、都道府県2／9、市町村2／9、社会福祉法人等1／3

### 【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人

## 【平成28年度及び平成29年度予算（案）】

放課後児童クラブや保育園等の待機児童が発生している場合や、待機児童解消加速化プランに参加している場合における受け皿拡大のための整備に係る補助率の嵩上げを実施。

### 【補助率】

- 公立の場合  
国2／3、都道府県1／6、市町村1／6
- 民立の場合  
国1／2、都道府県1／8、市町村1／8、社会福祉法人等1／4

### 【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、**株式会社、NPO法人等（法人格を有する団体）**

# 放課後児童クラブ運営費基準額の見直しについて

## 1. 趣旨・内容

「放課後子ども総合プラン」に基づき受け皿拡大を進める中で、放課後児童クラブにおける人件費の状況等の運営実態を踏まえ、放課後児童クラブの安定的運営や必要な職員の確保という観点から、積算上の職員の人件費を見直し、運営費補助基準額を引き上げる。

＜積算上の考え方（人件費）＞

これまで日額単価（最低賃金）を用いて算出していた職員（年額約150万円）3人のうち、1人分について、月額単価（福祉職俸給表1-6）（年額約310万円）を用いて算出。

## 2. 実施主体

市町村（特別区を含む。）

## 3. 補助率

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

（参考）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に係る実態調査の中間集計（H28.12.5）

○職員1人あたりの平均給与

・月給払い：年額274万円（公立公営223万円、公立民営277万円、公立民営291万円）

・時給払い：年額79万円（公立公営81万円、公立民営84万円、公立民営69万円）

## 【平成28年度予算】

○運営費単価（児童数36～45人）

・国庫補助基準額：3,744千円  
（うち、人件費相当分：2,720千円）

主な補助単価（単位：円）

児童数	開設日数250日以上	特例分(200～249日)
1人	1,505,000	
5人	1,613,000	1,502,000
19人	1,991,000	
20人	3,336,000	
27人	3,514,500	
36～45人	3,744,000	2,304,000
51人	3,555,000	
64人	3,145,500	
71人～	2,917,000	

## 【平成29年度予算(案)】

○運営費単価（児童数36～45人）

・国庫補助基準額(案)：4,306千円  
（うち、人件費相当分：3,315千円）

主な補助単価（単位：円）

児童数	開設日数250日以上	特例分(200～249日)
1人	2,311,000	
5人	2,419,000	2,196,000
19人	2,797,000	
20人	3,906,000	
27人	4,081,000	
36～45人	4,306,000	2,847,000
51人	3,988,000	
64人	3,299,000	
71人～	2,917,000	

# 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業について（新規）

## 1. 趣旨・内容

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、**勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要した賃金改善に要する費用を補助**する。

## 2. 実施主体 市町村（特別区を含む。）

## 3. 平成29年度国庫補助基準額（案）

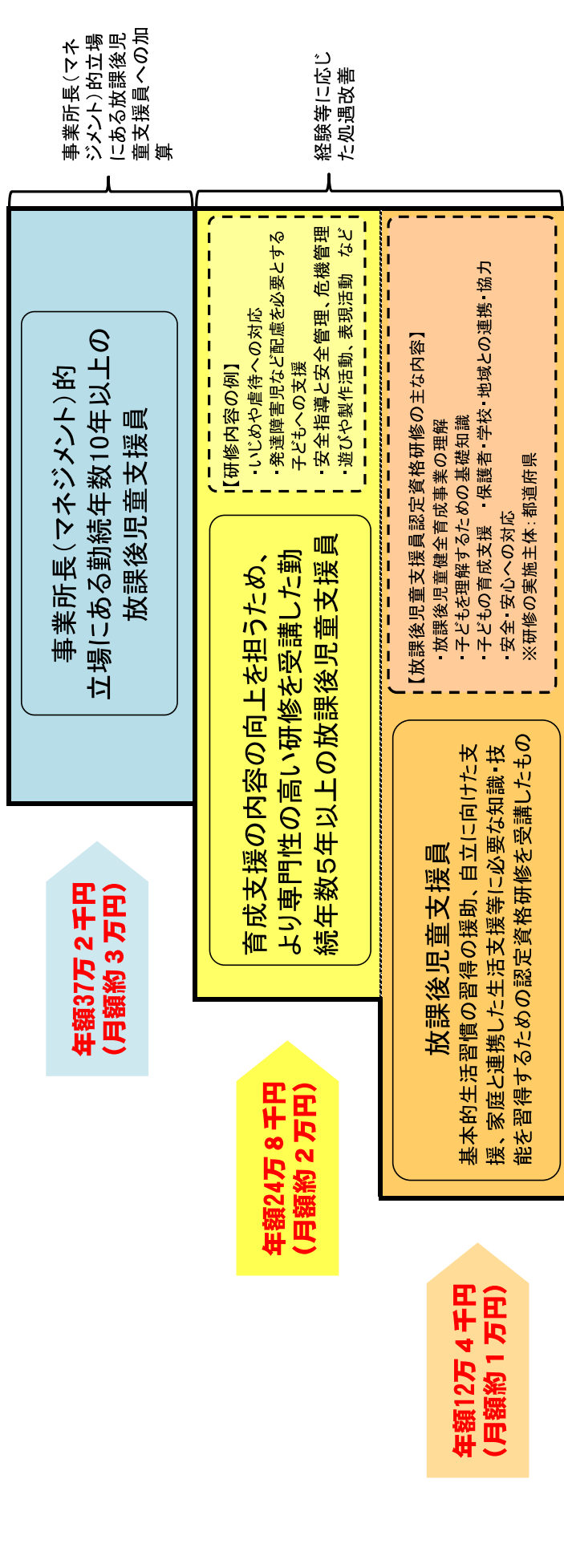
1 支援の単位あたり (i) ~ (iii) の合計額

(i) 1 2 4 千円 [1人当たり年額] : 放課後児童支援員

(ii) 2 4 8 千円 [1人当たり年額] : 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で一定の研修を受講した者

(iii) 3 7 2 千円 [1人当たり年額] : 概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で一定の研修を受講した事業所長的立場にある者  
※ 1 支援の単位あたりの国庫補助基準額の上限額は868千円

## 4. 補助率 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3



現行、放課後児童クラブに対する補助は、「質の向上」の一環として、18:30を超えて開所している放課後児童クラブに対して処遇改善の上乗せ補助がされている。今回、これに加えて、新たに上記の経験等に応じた処遇改善の補助を行う仕組みを導入する。

## 事業実施にあたっての留意事項

### 事業全般について

- 放課後児童支援員は、経過措置対象者（認定資格研修を平成31年度未までに修了することを予定している者）を含む。  
常勤職員・非常勤職員の別は問わない。
- 経験年数に係る要件は、「概ね」であり、各放課後児童クラブにおける状況を踏まえ、市町村が決められることができる。  
経験年数は職員が現在勤務している事業所における勤務年数に加え、過去の勤務していた事業所における勤務年数を合算する。
- 平成28年度の賃金と比較して改善された金額を補助対象経費とする。  
補助対象経費は、運営費補助基準額の人員費分を超えるか否かに関わらず賃金改善分を対象とする。
- 「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」と現行の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」は、両方を実施することが可能（どちらか一方の事業を実施することも可能）。両方実施する場合には「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の執行を優先させる。

### 階層ごとの処遇改善について

- 【経験年数概ね5年以上の放課後児童支援員】
- 経験年数5年以上の一定の研修は、放課後児童支援員等資質向上研修事業と同程度の研修の内容の研修を想定しており、都道府県・市町村が実施する研修で、市町村が適当と認める研修を修了したことを要件とする。
- 【経験年数概ね10年以上の放課後児童支援員】
- 事業所長の立場にある放課後児童支援員は「1支援の単位」につき、1名までとする。



# 放課後児童支援員等処遇改善等事業の見直しについて

## 1. 趣旨・内容

保育所の利用者が子どもの就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、①家庭、学校等との連絡及び情報交換等に従事する職員を配置する場合、又は②①の業務に加え、地域との連携、協力等に従事する常勤職員を配置する場合には、当該職員の賃金改善経費や常勤職員を配置するために必要な経費の補助を行っている。

本事業について、賃金改善の対象となる職員の要件や補助対象の範囲を見直し、職員の処遇改善や18時半以降の開所支援を推進する。

## 2. 実施主体

市町村（特別区を含む）

## 3. 平成29年度国庫補助基準額（案）

〔1支援の単位当たり年額〕

「①非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用を補助する事業」：1,541千円

「②常勤職員を配置するための追加費用（賃金改善に必要な費用を含む）を補助する事業」：2,904千円

※①又は②のいずれかの補助を受けることが可能。

## 4. 補助率

国1／3、都道府県1／3、市町村1／3

【平成28年度予算】

○対象職員の要件について  
①及び②の事業について、家庭、学校等の連絡及び情報交換等の全での業務の主担当である職員が賃金改善の対象職員

○補助対象の範囲について  
②の事業について、常勤職員のみ賃金改善分（配置する経費を含む）を補助対象

※①の事業は、常勤職員以外の職員も補助対象

見直し



【平成29年度予算（案）】

○対象職員の要件について

①及び②の事業について、家庭、学校等の連絡及び情報交換等のいずれかの業務に従事する職員が賃金改善の対象職員

※1支援の単位として上記業務の全てが実施されている必要があるが、賃金改善の対象職員が業務全ての主担当である必要はない。

○補助対象の範囲について

②の事業について、常勤職員の賃金改善分（配置する経費を含む）及び常勤職員以外の職員の賃金改善分を補助対象

※①の事業は、常勤職員以外の職員も補助対象

# 長期休暇期間中の受入れ支援について（新規）

## 1. 趣旨・内容

パート労働者等の子どもについては、保護者の就労時間が下校時間までの場合、授業のある日は放課後児童クラブを必要としないが、長期休暇（夏・冬・春休み）中は、放課後児童クラブを必要とする場合があり、長期休暇期間中のみ一時的に利用児童が増加することがある。

そのため、年間を通じて開所している放課後児童クラブにおいて、夏休み等の長期休暇期間中に「児童の数」の増があり、支援の単位を新たに設けて運営する場合に、放課後児童クラブの運営に係る費用の一部を補助する。

## 2. 実施主体

市町村（特別区を含む。）

## 3. 平成29年度国庫補助基準額（案）

1 支援の単位あたり：（日額）17千円 ※運営費補助における「長期休暇支援加算」として実施

## 4. 補助率

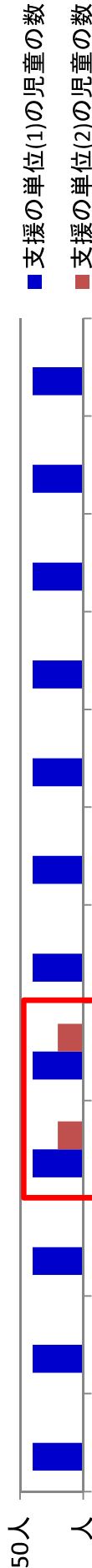
国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

## 【長期休暇支援加算の対象となる放課後児童クラブの例】

年間を通じて開所しているクラブにおいて、長期休暇（7月～8月）の間、支援の単位※を新たに設けて運営する場合

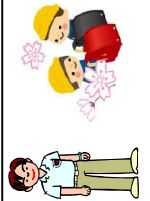
※開所日数以外の設備運営基準を満たすことが必要

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支援の単位(通年)の児童の数	40人	40人	40人	40人	40人	40人	40人	40人	40人	40人	40人	40人
支援の単位(夏休み等)の児童の数	-	-	-	20人	20人	-	-	-	-	-	-	-

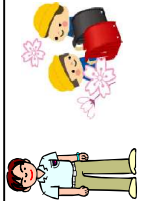


## 放課後児童クラブ

支援の単位(通年)



支援の単位(夏休み等)



長期休暇期間中に新たな「支援の単位」を設ける場合に加算の対象

# 賃貸借等により実施する放課後児童クラブの防災対策について（拡充）

## 1. 趣旨・内容

民家・アパート等を借りて実施している放課後児童クラブの安全性を確保するための既存施設の改修・備品購入や、より安全な建物へ移転する場合には必要な費用の補助を行う。

- (1) 放課後児童クラブ設置促進事業（既存施設の改修等）及び放課後児童クラブ環境改善事業（備品購入等）  
放課後児童クラブを新たに実施する場合等に加え、既存施設を活用して実施している放課後児童クラブの防災対策として、改修・設備の整備・修繕及び備品の購入を行う場合を補助対象とする。
- (2) 放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）  
待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等からより広い場所に放課後児童クラブを移転して受入児童数を増やす場合に加え、民家・アパート等を借りて実施している放課後児童クラブの防災対策として、より耐震性の高い建物に移転する場合についても補助対象とする。

## 2. 実施主体

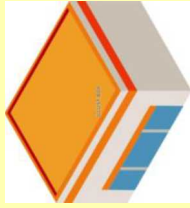
市町村（特別区を含む。）

## 3. 平成29年度国庫補助基準額（案）

- (1) 放課後児童クラブ設置促進事業：12,000千円、放課後児童クラブ環境改善事業：1,000千円
- (2) 放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）：2,500千円

## 4. 補助率

国1／3、都道府県1／3、市町村1／3



## 【平成28年度予算までの補助対象】

- これまで、放課後児童クラブを新たに実施する場合や児童数が増加する場合等を補助対象としていた。

- ・放課後児童クラブ設置促進事業  
放課後児童クラブを新たに実施する場合や、既存クラブにおいて、高学年児童の受入等により児童数が増加する場合
- ・放課後児童クラブ環境改善事業  
放課後児童クラブを新たに実施する場合や、既存クラブにおいて、設備の更新等を行う場合
- ・放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）  
待機児童が発生している場合等で、既存クラブにおいて児童数を増やす場合等

追加



## 【平成29年度予算（案）における補助対象】

- 左記に加え、**防災対策として以下の改修等を実施する場合も補助対象とする。**

- ・放課後児童クラブ設置促進事業  
防災対策として既存クラブの改修・設備の整備及び備品購入等を行う場合
- ・放課後児童クラブ環境改善事業  
防災対策として既存クラブ設備の整備及び備品購入等を行う場合
- ・放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）  
より耐震性の高い建物に移転する場合

# 障害児受入強化推進事業の充実について（拡充）

## 1. 趣旨・内容

### (1) 障害児受入要件の拡充

障害児受入推進事業による職員1名の加配に加え、障害児5人以上の受入れを行う場合に、追加で職員1名を加配するための経費の補助を行っているが、当該要件を障害児3人以上の受入れを行う場合に拡充する。

### (2) 医療的ケア児に対する支援

医療的ケア児に対する支援に必要な看護職員の配置等に要する経費の補助を行う。

※ (1) (2) とともに活用することが可能

## 2. 実施主体

市町村（特別区を含む。）

## 3. 平成29年度国庫補助基準額（案）

(1) 1支援の単位当たり年額：1,796千円

(2) 1支援の単位当たり年額：3,847千円

## 4. 補助率

国1 / 3、都道府県1 / 3、市町村1 / 3

(参考) 障害児受入推進事業

放課後児童クラブにおける障害児受入れを推進するため、障害児(1人以上)の受入に必要となる専門的知識等を有する職員の配置に要する補助を行う。

※平成29年度国庫補助基準額(案):1支援の単位当たり年額1,796千円

### 【平成28年度予算】

○障害児を5人以上受け入れる場合、障害児受入推進事業による職員1名の加配に加え、職員を1名加配するための補助を実施。

### 【平成29年度予算(案)】

①障害児を3人以上(※1)受け入れる場合、障害児受入推進事業(※2)による職員1名の加配に加え、職員を1名加配するための補助を実施。

※1 受け入れられる障害児に医療的ケア児が含まれ、②による職員配置を行っている場合、医療的ケア児を除く障害児について補助要件に係る障害児数としてカウントする。

※2 障害児受入推進事業においては、医療的ケア児も含む障害児について、補助要件に係る児童数としてカウントする。

②医療的ケア児を受け入れる場合、看護職員の配置に要する費用(職員がたん吸引等を実施するための研修を受講するための代替職員の配置等、受入れに必要な経費を含めることも可能)を補助。

※ 医療的ケア児を除く障害児を3人以上受け入れる場合、障害児受入のための加算と医療的ケア児受入のための加算の両方を算定することが可能。



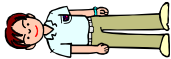
# (参考) 平成29年度予算案における障害児・医療的ケア児の受入数と職員加配の例

障害児の受入数

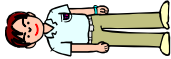
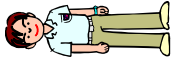
受入推進事業(※1)による  
職員加配補助

受入強化推進事業(※2)による  
職員加配補助

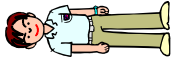
【パターン1】障害児1名～2名の場合



【パターン2】障害児3名以上の場合



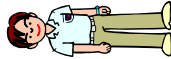
【パターン3】医療的ケア児1名以上の場合



【パターン4】医療的ケア児1名以上、障害児1名～2名の場合



【パターン5】医療的ケア児1名以上、障害児3名以上の場合



※1 「障害児受入推進事業」・・・障害児を1人以上受け入れる場合の専門的知識等を有する職員配置のための補助(国庫補助基準額(案):1支援の単位あたり年額179.6万円)

※2 「障害児受入強化推進事業」・・・①障害児を3人以上受け入れる場合の専門的知識等を有する職員を1名加配するための補助(国庫補助基準額(案):1支援の単位あたり年額179.6万円)及び②医療的ケア児を受入れる場合の看護職員を配置するための補助(国庫補助基準額(案):1支援の単位あたり年額384.7万円)

# 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に係る実態調査の中間集計の状況について

平成28年12月5日 子ども・子育て会議（第29回）配布資料

## 1. 調査の概要

### (1) 目的

本年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」等の記載を踏まえ、これまで行ってきた処遇改善策の効果の検証や放課後児童クラブの給与実態等を把握するため、調査を実施。

### (2) 調査対象

放課後児童クラブ

### (3) 抽出方法

層化無作為抽出法により抽出

※放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施クラブは、全クラブを対象

### (4) 回収状況（実態調査11月1日時点）

	調査票配布数	回収数	回収率
公立公営	1,806	546	30.2%
公立民営	2,677	951	35.5%
民立民営	2,308	950	41.2%
総数	6,791	2,447	36.0%

※放課後児童クラブの職員等の状況は、平成28年3月時点で調査  
職員給与の年度間比較は、平成25年度末と平成27年度末とも在籍している職員の賃金の状況について調査

### (5) 調査項目

- ①放課後児童クラブの職員の給与の状況
- ②放課後児童クラブ（処遇改善事業の実施クラブ）の職員給与の年度間比較 等

## 2. 結果の概要

### (1) 職種別職員1人当たり給与額

#### 【月給で支払われる者】

○ 全体では、放課後児童クラブに従事する職員の1人当たり給与(手当・一時金込)は、年額で274.1万円(平均勤続年数7.8年)となっている。

#### ＜放課後児童クラブ＞

	全体				公立公営				公立民営				民立民営			
	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	年間支給額	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	年間支給額	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	年間支給額	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	年間支給額
全体	人	歳	年	千円	人	歳	年	千円	人	歳	年	千円	人	歳	年	千円
常勤	1,500	41.8	7.8	2,741	259	47.6	6.9	2,233	557	40.8	7.4	2,770	677	40.6	8.6	2,911
放課後児童 支援員	1,240	41.5	8.3	2,837	147	48.7	6.9	2,279	499	41.0	7.8	2,828	587	40.3	9.0	2,985
補助員	100	36.6	3.2	2,378	23	41.5	4.3	2,047	40	33.6	2.5	2,394	37	36.7	3.4	2,567
その他	24	50.3	8.9	3,384	—	—	—	—	—	—	—	—	18	47.2	9.3	3,457
非常勤	101	47.0	8.3	2,155	79	46.7	8.2	2,288	10	48.4	8.5	1,611	12	48.4	8.7	1,732
放課後児童 支援員	21	46.7	4.0	1,431	—	—	—	—	—	—	—	—	14	45.1	5.4	1,540
補助員	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※集計人数が1桁の場合は「—」としている。

※「年間支給額」は、平成28年3月分の月額給与及び手当の12倍と、平成27年度分の一時金を加えた金額。

※「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。

※「非常勤」……常勤職員以外の従事者。

※「平均勤続年数」は、現に勤務している放課後児童クラブだけでなく、過去に勤務していた放課後児童クラブにおける勤続年数も含めて算定。

※「集計人数」は、内訳の集計に必要なデータが揃っているものの集計であるため、合計と一致しない。

【時給で支払われる者】

○ 全体では、放課後児童クラブに従事する職員の1人当たり給与(手当・一時金込)は、年額で79.0万円(平均勤続年数4.6年)となっている。

<放課後児童クラブ>

	全体						公立公営						公立民営						民立民営												
	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	年間勤務量	年間支給額	人	歳	年	時間	千円	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	年間勤務量	年間支給額	人	歳	年	時間	千円	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	年間勤務量	年間支給額	人	歳	年	時間	千円	
全体	2,942	48.2	4.6	767	790	836	49.8	5.1	779	814	1,293	49.7	4.6	824	840	788	44.3	4.0	661	686											
常勤	347	48.6	6.2	1,178	1,277	73	51.4	7.4	1,203	1,297	175	47.8	5.9	1,241	1,351	87	47.6	5.5	1,012	1,092											
放課後児童 支援員																															
補助員	151	47.0	3.5	887	897	24	45.1	5.4	1,011	1,087	78	50.8	3.4	985	990	49	41.7	2.6	671	661											
その他	—	—	—	—	—	0																									
非常勤	945	51.8	5.6	866	924	312	52.7	5.9	934	995	453	52.9	5.4	828	880	172	47.4	5.8	866	947											
放課後児童 支援員																															
補助員	1,398	46.1	3.7	603	594	424	47.7	4.0	582	590	553	48.0	3.8	670	636	416	42.1	3.3	544	547											
その他	83	44.9	2.1	436	432	—	—	—	—	—	27	39.7	1.9	634	601	53	47.3	2.2	347	349											

※集計人数が1桁の場合は「—」としている。

※「年間支給額」は、平成28年3月分の時給額に属性別の年間勤務量を乗じた金額と、手当の12倍及び平成27年度分の一時金を加えた金額。

※「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。

※「非常勤」……常勤職員以外の従事者。

※「平均勤続年数」は、現に勤務している放課後児童クラブだけでなく、過去に勤務していた放課後児童クラブにおける勤続年数も含めて算定。

※「集計人数」は、内訳の集計に必要なデータが揃っていないもの集計であるため、合計と一致しない。



(2) 処遇改善事業の実施クラブにおける職種別職員の平成25年度と平成27年度の給与比較  
【月給で支払われる者】

○全体では、年間支給額の改善率は、20.5%となっている。

\*常勤の放課後児童支援員以外は集計人数が10人未満となっている。

<放課後児童クラブ>

	全体				公立公営				公立民営				民立民営			
	集計人数	平成27年度 千円	平成25年度 千円	改善率	集計人数	平成27年度 千円	平成25年度 千円	改善率	集計人数	平成27年度 千円	平成25年度 千円	改善率	集計人数	平成27年度 千円	平成25年度 千円	改善率
全体	345	3,219	2,671	20.5%	-	-	-	-	153	3,073	2,472	24.3%	187	3,362	2,854	17.8%
常勤	328	3,229	2,671	20.9%	-	-	-	-	149	3,076	2,473	24.4%	175	3,376	2,853	18.3%
放課後児童支援員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
補助員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	0	/	/	/	0	/	/	/	-	-	-	-
非常勤	-	-	-	-	0	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-
放課後児童支援員	-	-	-	-	0	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-
補助員	-	-	-	-	0	/	/	/	0	/	/	/	-	-	-	-
その他	0	/	/	/	0	/	/	/	0	/	/	/	0	/	/	/

※集計人数が1桁の場合は「-」としている。

※平成27年度に放課後児童支援員等処遇改善等事業を実施している放課後児童クラブが対象。

※平成26年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみ給与の増減を計上。

※金額は、平成26(28)年3月分の月額給与及び手当の12倍と、平成25(27)年度分の一時金を加えた年間支給額。

【時給で支払われる者】

○全体では、年間支給額の改善率は、12.5%となっている。

<放課後児童クラブ>

	全体					公立公営					公立民営					民立民営				
	集計 人数	平成27 年度 千円	平成25 年度 千円	差額 (増加 分)	改善率	集計 人数	平成27 年度 千円	平成25 年度 千円	差額 (増加 分)	改善率	集計 人数	平成27 年度 千円	平成25 年度 千円	差額 (増加 分)	改善率	集計 人数	平成27 年度 千円	平成25 年度 千円	差額 (増加 分)	改善率
全体	人	千円	千円	千円		人	千円	千円	千円		人	千円	千円	千円		人	千円	千円	千円	
	484	977	869	108	12.5%	22	1,151	1,093	58	5.3%	332	1,010	905	105	11.6%	130	873	748	125	16.8%
常勤	88	1,316	1,146	170	14.8%	17	1,263	1,197	65	5.5%	37	1,572	1,336	236	17.7%	34	1,069	921	149	16.2%
	18	1,172	984	187	19.0%	0					12	1,422	1,169	253	21.7%	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	0					—	—	—	—	—	0				
非常勤	234	1,017	915	101	11.1%	—	—	—	—	—	192	1,014	925	89	9.6%	40	1,028	865	163	18.8%
	135	671	607	64	10.6%	—	—	—	—	—	83	680	629	51	8.2%	49	656	567	89	15.7%
	—	—	—	—	—	0					—	—	—	—	—	0				

※集計人数が1桁の場合は「1」としている。

※平成27年度に放課後児童支援員等処遇改善等事業を実施している放課後児童クラブが対象。

※平成26年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみとの給与の増減を計上。

※金額は、平成26(28)年3月分の時給額に属性別の年間勤務量(平成27年度)を乗じた金額と、手当の12倍及び平成25(27)年度分の一時金を加えた年間支給額。

平成28年度 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況①(子ども・子育て支援交付金 交付申請ベース)

NO	都道府県	実施 市区町村数	市区町村															
			札幌市②	江別市①	函館市①	名寄市②	帯広市①	札幌市①	旭川市①	紋別市①	網走市①	稚内市①	室蘭市①	苫小牧市①	千歳市①	恵庭市①	江別市①	
1	北海道	5	札幌市②	江別市①	函館市①	名寄市②	帯広市①	札幌市①	旭川市①	紋別市①	網走市①	稚内市①	室蘭市①	苫小牧市①	千歳市①	恵庭市①	江別市①	
2	青森県	4	藤崎町①	三戸町①	田子町①	新郷村①												
3	岩手県	8	大船渡市①	花巻市①②	北上市①②	久慈市①	一関市①	滝沢市①										
4	宮城県	2	仙台市①	登米市①②														
5	秋田県	2	能代市①	鹿角市①														
6	山形県	14	山形市②	米沢市①②	鶴岡市①②	酒田市①	新庄市②	寒河江市①②	村山市①									
7	福島県	4	会津若松市①②	いわき市①②	福島市①②	飯館村①												
8	茨城県	2	常陸大宮市②	東海村②														
9	栃木県	7	足利市①	栃木市②	佐野市②	日光市①②	矢板市②	那須塩原市①	野木町②									
10	群馬県	12	前橋市①	高崎市①	伊勢崎市①	太田市①	館林市②	渋川市①	藤岡市①									
11	埼玉県	28	富岡市①	安中市①②	邑楽町①	桐生市②	みなみかみ町①											
12	千葉県	11	さいたま市①	熊谷市①	飯能市②	加須市①	本庄市①②	深谷市②	富士見市①									
13	東京都	1	武蔵野市①	相模原市①	横須賀市①	平塚市①	鎌倉市①	逗子市①	伊勢原市①									
14	神奈川県	13	横浜市長	横浜市長	横浜市長	横浜市長	横浜市長	横浜市長	横浜市長	横浜市長	横浜市長	横浜市長	横浜市長	横浜市長	横浜市長	横浜市長	横浜市長	
15	新潟県	3	新潟市①	新潟市①	新潟市①	新潟市①	新潟市①	新潟市①	新潟市①	新潟市①	新潟市①	新潟市①	新潟市①	新潟市①	新潟市①	新潟市①	新潟市①	
16	富山県	2	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	富山県	
17	石川県	7	石川県	石川県	石川県	石川県	石川県	石川県	石川県	石川県	石川県	石川県	石川県	石川県	石川県	石川県	石川県	
18	福井県	0																
19	山梨県	0																
20	長野県	4	長野県	長野県	長野県	長野県	長野県	長野県	長野県	長野県	長野県	長野県	長野県	長野県	長野県	長野県	長野県	
21	岐阜県	4	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県	
22	静岡県	3	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県	
23	愛知県	10	愛知県	愛知県	愛知県	愛知県	愛知県	愛知県	愛知県	愛知県	愛知県	愛知県	愛知県	愛知県	愛知県	愛知県	愛知県	
24	三重県	7	津市①②	津市①②	津市①②	津市①②	津市①②	津市①②	津市①②	津市①②	津市①②	津市①②	津市①②	津市①②	津市①②	津市①②	津市①②	

※ ①...非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業を実施している市町村  
 ②...常勤職員を配置するための追加費用(賃金改善に必要な費用を含む)の一部を補助する事業を実施している市町村



# ～利用者支援事業（基本型）の先進事例①～ NPO法人子ども達の環境を考えるひこうせん「まある」の取組

## 概要

築100年の古民家を拠点に、地域のみんなが、まある輪になりつながって笑顔がたくさん増えることを願って、子育てに必要そうな情報（保育園・幼稚園・こども園、一時預かり、習い事、医療機関、相談窓口、予防接種健診、福祉サービス、民間のお店や活動など）の把握に努め、地域全体で子育てがサポートできるようにコーディネートしていく。

## ポイント

- 個別相談への対応（主な相談内容：子どもの健康、発達、発達・発育、生活習慣、しつけ、地域のこと、自分自身のこと、家族、夫婦、仕事、就園・就学など）
- **関係機関との協働体制作り**（子育て支援コーディネーターの役割紹介、関係機関からの情報収集、連携内容の確認等を実施。**連携機関は200機関**（平成28年12月現在）《例：保育園、幼稚園、こども園、放課後児童クラブ、**小中学校、高校、大学、老人クラブ、産婦人科、小児科、行政機関他**》）
- 個別なニーズを持つ親子へのコーディネート（双子ちゃんサロン→連携先：行政機関、発達障がいのある子どもと親への支援→連携先：行政機関・大学・療育機関）
- **アウトリーチによる支援**（具体例：産婦人科や乳幼児健診へ定期訪問、地域の親子交流会へ訪問、園庭開放へ訪問、市内への地域子育て支援拠点への訪問、公民館の地域活動へ訪問等）
- **ネットワークづくり**（例：発達障がい児支援ワーキンググループ所属、おかやま地域子育て支援拠点ネットワーク事務局担当、岡山子育てネットワーク研究会事務局担当等） など

## 取組の効果

- 地域子育て支援拠点や支援に結びついていない方への**情報提供**ができた。
- コーディネーターという役割や、**守秘義務の宣言**を示すことにより各機関との関係が築きやすくなった。
- 個別の相談を継続的に受けることにより、個々の家庭状況に合わせて必要な支援を**当事者とともに選択**しながら**一歩ずつ前**に進んでいる実感がある。
- 相談を受けていく過程で**必要と感じた社会資源**を、関係機関とともに**作っていく**方向性が見えてきた。
- 地域子育て支援拠点事業のスタッフとの連携を密に取ることで、**拠点全体の成長**に繋がっている。
- 利用者支援事業のリーフレットを作成し、市内全ての保育園・幼稚園・こども園・地区の小学校に全家庭配付し周知に努めたことで、**コーディネーターの存在を知っていただく**ことができた。

## 今後の課題

- **地域子育て支援拠点スタッフとコーディネーターの連携方法**についてももう工夫必要。
- 親子へ「子育てコーディネーター」の存在が**まだ十分浸透していない**。
- 「相談室」など、**ハード面の整備**。
- コーディネーターを充実させていただくためには、コーディネーターの力量や人数的な厚みも必要。



## 基礎データ

備前市	人口:35,915人(平成28年11月30日現在) 出生数:200人(平成27年度) 地域子育て支援拠点:5か所(平成28年度) 利用者支援事業:4か所(平成28年度)
開始年度	平成27年
開設日・時間	毎週火～金曜日。 月曜・土曜日は隔週開設。 10:00～15:00
相談件数	351件(4月～10月)
担当スタッフ	3名(勤務は2名体制)



拠点を育ちあった親子が  
地域社会で活躍できるコーディネート  
を大切に



## ～利用者支援事業（基本型）の先進事例②～ 香川県高松市の取組

香川県  
高松市

### 概要

高松市の利用者支援事業は、地域子育て支援拠点2か所（NPO法人）、小児科併設の地域子育て支援センター（医療法人）、保育園併設の地域子育て支援センター（社会福祉法人）の計4拠点で連携しながら行っている。

複数で行うことによって、**各団体の専門性を発揮**できる、地域資源の開発の際にも**各団体の個性を**発揮できる、視野が広がる等のメリットがある。

### ポイント

- 複数の団体で利用者支援事業を行い、**各団体の専門性を発揮して支援を行う**（月に1回以上、打ち合わせを行い、情報共有、意識統一、スキルアップ等に努めている）。
- エリアに「**顔見知り**」をつくる活動（高松市を4エリアに分けて担当を決め、幼稚園・保育所・地域子育て支援拠点の全てを訪問して情報を収集）を展開し、現場とコーディネーターが存在を認識し合い、（顔でつながる）互いの役割の確認を行う。
- **敷居は低く 奥行きは深く**（はじめは気軽な「問い合わせ」。そこから奥行き深い支援へ）。
- 各地域の状況を把握するため、**地域巡回**（幼稚園・保育所や子育て支援施設を定期訪問。地域の子育てサークル等の活動も支援）を行い、現場での課題（ニーズ等）を的確にキャッチする。
- 当事者のニーズを丁寧に聞き取り、**社会資源の開発（必要な支援でないもののはつくる）**。  
例：極低体重児の親子の会の発足）を行う。

### 地域子育て支援拠点で利用者支援事業を行うメリット

- ①敷居の低い相談の場 拠点スタッフは身近な存在
- ②遊びに来るついでに相談できる安心感
- ③拠点スタッフとの信頼関係
- ④インフォーマルな地域資源とのつながり
- ⑤当事者目線での幅広い子育て相談

### 取組の効果

- 複数の団体で利用者支援事業を行うことで、**利用者側も各団体の個性をあらかじめ理解し、相談先を選択**するケースも見受けられるようになった。
- 各団体による月に1回以上の打ち合わせを行うことで、それぞれの経験を持ち寄り、**複眼的にケースを検討**することができ、**支援の行き詰まりを事前に予防**する効果がある。また、**コーディネートネットワークの孤立を防ぐ仕組み**としても有効である。

### 基礎データ

高松市	人口：420,886人(平成28年12月1日現在) 出生数：3,724人(平成28年) 地域子育て支援拠点：31か所(平成28年度) 利用者支援事業：4か所(平成28年度)
開始年度	平成26年(地域子育て支援拠点事業の地域機能強化型としては平成25年11月から)
開設日・時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00
相談件数	2,550件(平成27年度)(4施設の合計)
担当スタッフ	14名(専任7名、補助7名)(4施設の合計)

敷居は低く 奥行きは深く

はじめは気軽な  
「問い合わせ」

聴きとりで見えてくる  
様々な  
問題・課題

奥行き深い  
支援へ



必要に応じた連携  
ケース会議 等

課題に応じた  
地域資源の開発

### 今後の課題

- 連携体制の強化
- ともに育つ経験の蓄積
- 課題を捉えて資源開発
- スキルアップと人材育成



# ～利用者支援事業（基本型）の先進事例③～ 上越市「じょうえつ子育てinfo」の取組

新潟県  
上越市

## 概要

じょうえつ子育てinfoは、子ども及びその保護者等が子育てに関する様々なサービスを円滑に利用できるような必要な支援をNPO法人（認定NPO法人ママミーズ・ネット）と連携し、事業を行っている。  
また、「子育てinfoハンドブック」を製作、配布するなど、初めて子育てする親や転入者への積極的な情報提供を行っている。

## ポイント

- ① **初めて子育てする親、転入者への積極的な働きかけを行い、子育て支援情報を提供する**  
(市の窓口で転入手続き時や母子健康手帳交付時に、窓口で紹介冊子を渡す。紹介冊子(子育てinfoハンドブック)は、質問の多かった項目を集め、利用者目線で作成)。
- ② **子育てサービスのコーディネート(個々の背景を聞き取った上で、宣民含めたオーダーメイドの子育て支援を行う)。**
- ③ **地域と連携して子育て家庭を支える仕組みの構築** (公共、民間の各機関を結びつける。インフォーマルな支援と結びつける)。
- ④ **利用者への同行支援**を行う(病院、健診、予防接種、諸手続の同行支援。子育てサービス利用時の同行支援)。  
※④、⑤については、委託先のNPO法人独自事業
- ⑤ **訪問支援**(訪問して、共に問題解決を図る)。

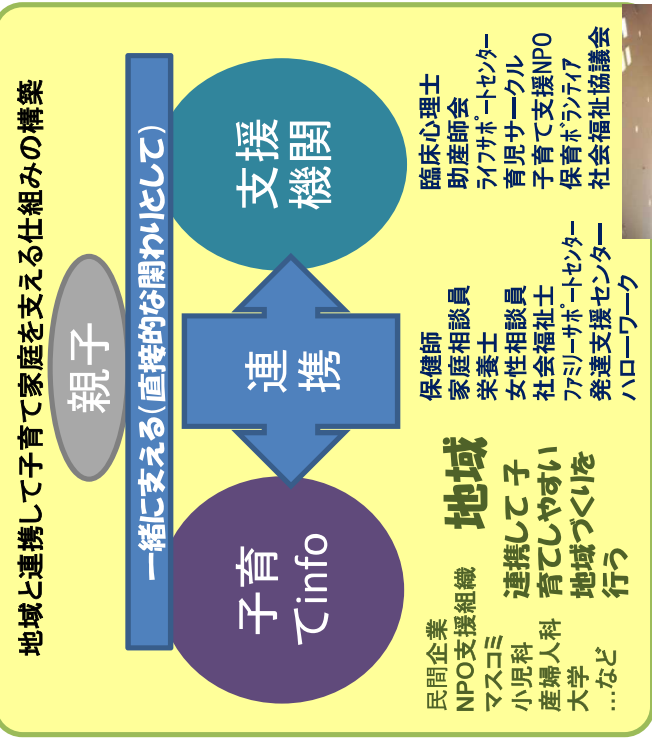
## 取組の効果

- **転入者や1人目の子育ての人へ必要な情報を届けることができた。**
- 「問い合わせ」から相談につながることもできるため、**子育ての不安・負担感の軽減、虐待予防にもつながる。**
- **子育てと仕事の両立を支援。**
- 民間も含めた子育て支援のコーディネートが可能に。

## 今後の課題

① 妊娠前から情報を伝えられる体制づくり→出産前後のライフステージに関わる支援者となつながら、出産前から情報を伝えられる方法を検討する必要がある。② 1名の勤務においても、スタッフが地域連携のために外出することが多いので、その際の施設内の相談体制のあり方 ③利用者支援事業があるということを、行政機関の福祉部門以外や地域の人に周知する必要があるが、その効果的な方法

基礎データ	人口:197,069人(平成28年12月1日) 出生数:1,490人(平成27年) 地域子育て支援拠点:26か所(平成28年度) 利用者支援事業:1か所(平成28年度)
開始年度	平成26年(地域子育て支援拠点事業の地域機能強化型としては平成25年から)
開設日・時間	毎日(毎月第3水曜、年末年始を除く) 9:00～16:30
相談件数	1,236件(平成27年度)
担当スタッフ	3名で交代制(勤務は1名)



「間口は広く、奥行は深く」  
～親子にとって身近な場での支援～



## ～利用者支援事業（基本型）の先進事例④～ NPO法人「アンジユ・ママン」の取組

大分県  
豊後高田市

### 概要

子育て及び母子保健関連の行政窓口とNPO法人アンジユ・ママンの運営する地域子育て支援拠点「花っこルーム」が複合施設（健康交流センター「花いろ」）内にあり、そこにコーデイネーターを配置することで市内の多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握し、**ワンストップ**で情報提供及び利用援助等の支援を行うことで利用者の利便性の向上、サービス利用の円滑化を図っている。

### ポイント

- **子育て支援事業に関する相談窓口**  
① **子育てmama相談窓口** 市の直営で子育てコンシェルジュを配置。  
② **花っこルーム** アンジユ・ママンのスタッフがコーデイネーターとして配置。  
おひさまひろば・出張花っこルームにも巡回。
- **働きたいママの就労支援** 就労を希望するママには求人情報の提供やワークシェア・在宅ワークなど新しい働き方の提案。**就労と保育をセットで案内**。短時間勤務には、ワンコイン（500円）保育。
- **地域の関係機関との協力・連携** 日頃から保育園・幼稚園等を訪問したり、子育てや母子保健、福祉、教育等の担当者と連絡を取ったりすることで情報収集やつながりを築いている。
- **ホームスタートの取り組み** 核家族化や転入者等の増加により、社会から孤立し、子育ての不安を持つ保護者が多く見受けられる。産前も対応するためのビジター養成講座を予定。



### 基礎データ

豊後高田市	人口：23,144人（平成28年12月31日現在） 出生数：167人（平成28年） 地域子育て支援拠点：1か所（平成28年度） 利用者支援事業：1か所（平成28年度）
開始年度	平成26年度
開設日・時間	①月曜日～金曜日 8:30～17:00 ②月曜日～土曜日 9:00～16:00
相談件数	①382件（平成27年度） ②406件（平成27年度）
担当スタッフ	①コンシェルジュ 1名 ②コーデイネーター 2名 ホームスタートオーガナイザー 3名

※①子育てmama相談窓口 ②花っこルーム



### 取組の効果

- 地域子育て支援拠点と子育て及び母子保健の行政窓口が「花いろ」内にあることで、連携が取れるため、スムーズに関係機関につなぐことが可能。  
コーデイネーターが利用者の要望やニーズを拾いやすく、実際に行政の子育て施策に反映。
- アンジユ・ママンのスタッフを中心に子育て支援各種事業に携わる人材を多く発掘。
- 増加する子育て世代の移住者にも窓口を利用いただき、地域とのつながりを築くきっかけに。

### 今後の課題

- 産前産後の必要に応じたサービスを活用していただけるように妊娠前から情報提供できる体制づくり
- コーデイネーターの専門性を高めるためのスキルアップ及び地域資源の開拓
- コーデイネーターが取材や更新をしている子育て支援サイトについて知りたい情報にヒットするようさらなる工夫と内容の充実



# 児童館ガイドラインについて

## 趣 旨

- 児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すもの。
- 本ガイドラインを参考にして、常に児童館における活動や運営の向上を図る。

## ガイドラインの概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知  
「児童館ガイドラインについて」(平成23年3月31日)

### 1. 理念と目的

- ① 理念: 「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」という児童福祉法の理念に基づき、それを地域社会の中で具現化する児童福祉施設。故に保護者をはじめととする地域の人々と共に子どもの育成に努めなければならない。
- ② 目的: 18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成する。

### 2. 機能・役割

- ① 発達の増進  
子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図ること。
- ② 日常の生活の支援  
子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常生活を支援すること。
- ③ 問題の発生予防・早期発見と対応  
子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、かつ、早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。
- ④ 子育て家庭への支援  
子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。
- ⑤ 地域組織活動の育成  
地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

### 3. 活動内容

- ① 遊びによる子どもの育成
- ② 子どもの居場所の提供
- ③ 保護者の子育ての支援
- ④ 子どもが意見を述べる場の提供
- ⑤ 地域の健全育成の環境づくり
- ⑥ ボランティアの育成と活動
- ⑦ 放課後児童クラブの実施
- ⑧ 配慮を必要とする子どもの対応

### 4. 家庭・学校・地域との連携

- ① 家庭との連携
  - ・子どもの活動の様子等から必要がある場合は、継続的に援助・支援。
- ② 学校との連携
  - ・問題発生時速やかに適切な対応が取れるよう、情報交換と連絡体制を整備。
- ③ 地域との連携
  - ・地域住民への情報提供や利用の働きかけにより、連携・協力関係を構築。

### 5. 職員

- ① 館長  
運営統括、児童厚生員の指導、他組織との連携、相談・問題解決等に努める。
- ② 児童厚生員  
地域の子育ての実態把握、子どもの成長支援・援助、育成環境の整備、児童虐待防止等に努める。

### 6. 運営


- ① 設備: 集会室・遊戯室等児童館活動を実施するための設備・備品を備える。
- ② 運営主体: 子ども福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤により、継続的・安定的に運営できるように努める。
- ③ 運営管理: 利用する子どもの把握・保護者との連絡、運営協議会等の設置、運営管理規程の定めと法令遵守、安全・防災対策等を行う。  
職員については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規程する「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者を2人以上置くこと。

## 社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」の状況報告

### 1. 「遊びのプログラム等に関する専門委員会」の設置趣旨

- 昭和60年に国が設置した「こどもの城」(平成27年3月末に完全閉館)は、これまで、先駆的な遊びのプログラム(約500種類)を開発し、来館した子どもたちに提供するほか、全国の児童館等に情報提供するなどの役割を果たしてきた。
- こうした約30年にわたり蓄積されてきた遊びのプログラムや「こどもの城」が果たしてきた機能及び役割について国が引き継ぎ、遊びのプログラムの全国的な普及啓発や新たなプログラムの開発、今後の地域の児童館等のあり方などを検討するため、社会保障審議会児童部会の下に「遊びのプログラム等に関する専門委員会」を設置(平成27年5月)。

### 2. 平成27年度の主な実施状況

- 平成27年度は主に「こどもの城」が開発した遊びのプログラム等の地域の児童館等における実践状況調査結果(厚生労働省による調査)を基に、「こどもの城」が果たしてきた機能及び役割について、分析・評価を行った。
- 
- 「こどもの城」が開発又は普及に携わったプログラムについて、効果的だったプログラムがあると回答した児童館が76.1%(2,038館)であり、プログラムの内容に関して一定の評価がなされた。
  - 「児童館ガイドライン」の内容に沿って運営されていると回答した児童館が92.7%となっており、児童館の運営や活動の向上を図る上で重要な役割を果たしていることが明らかになった。

### 3. 平成28年度の主な実施状況

○ 遊びのプログラムについては、

- ・国の委託事業『児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及に係る調査研究業務』を活用し、プログラムを積極的に実践している16児童館を選定(プログラム実施児童館については、別紙参照)。
  - ・各児童館におけるプログラム実施の留意事項を整理するとともに、専門委員が各児童館を視察し、助言等を行った。
  - ・各児童館から提出されるアンケート結果や報告書を集約し、成果や課題について今後議論。
- 地域の児童館等の果たすべき機能及び役割について、有識者からのヒアリング、意見交換等を実施した。
- 開催状況(平成28年度)

第6回 5月27日、第7回 7月29日、第8回 10月17日、第9回 平成29年2月10日予定

### 4. 今後について

- 平成29年度予算(案)においても委託事業『児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及に係る調査研究業務』を計上しており、引き続き、遊びのプログラムの改定、開発に関する検討を行い、一定の結論を得る方向である。
- 地域の児童館等の果たすべき機能及び役割について、「児童館ガイドライン」の改正も視野に入れ、平成29年度に引き続き検討する。

# 別紙 プログラム実施児童館一覧

番号	都道府県名	市区町村名	児童館名	設置・運営主体	児童館種別	実施プログラム名	カテゴリー
1	北海道	札幌市	札幌市豊平区児童会館(全11館)	公設民営一指定管理	児童センター	とよらつぽーフェスティバルに向けての事前活動	交流・仲間づくり
2	北海道	札幌市	札幌市中島児童会館	公設民営一指定管理	児童センター	体験！発見！みんなの「いのち」～めざせいのち博士！～	その他
3	北海道	中標津町	中標津町内 全児童館	公設公営	小型児童館(4館)・児童センター(1館)	児童館 de あそBOY！ つなGIRL！ まなVENTURE！！	運動遊び、造形遊び、音楽遊び、映像・科学遊び、児童文化・ゲーム遊び、交流・仲間づくり、親子遊び・子育て支援、その他
4	宮城県	石巻市	石巻市子どもセンター	公設公営	小型児童館	子ども参加事業(子どもまちづくりクラブ)	その他
5	秋田県	秋田市	秋田県児童会館	公設民営一指定管理	大型児童館(A型児童館)	五感を磨き、「生」を楽しむプロジェクト	運動遊び、造形遊び、映像・科学遊び、交流・仲間づくり
6	埼玉県	川口市	川口市立芝見児童センター	公設民営一指定管理	児童センター	芝見発 ワールド子どもカフェ	運動遊び、音楽遊び、児童文化・ゲーム遊び、交流・仲間づくり
7	埼玉県	川口市	川口市立戸塚児童センター あすばる	公設民営一指定管理	児童センター	子どもエコ忍者学校	運動遊び、児童文化・ゲーム遊び、交流・仲間づくり
8	埼玉県	新座市	新座市児童センター・福祉の里児童センター	公設民営一指定管理	児童センター	あそびサイエンス	映像・科学遊び
9	東京都	世田谷区	代田児童館他7児童館	公設公営	小型児童館	世田谷区子ども夢プロジェクト	交流・仲間づくり
10	新潟県	柏崎市	新潟県立子ども自然王国	公設民営一指定管理	大型児童館(B型児童館)	昔とつながる自然あそび	音楽遊び、交流・仲間づくり、その他(自然遊び)
11	京都府	京都市	たかつかさ児童館	民設民営一社会福祉法人	小型児童館	みんなで「わっしょい！」和太鼓、民舞、ダンスにトライ	音楽遊び、児童文化・ゲーム遊び、交流・仲間づくり、親子遊び・子育て支援
12	京都府	京都市	ももやま児童館	民設民営一社会福祉法人	小型児童館	「そびい」を減らしていく！！「桃山の街あったかプロジェクト	交流・仲間づくり、その他
13	鳥取県	倉吉市	福吉児童センター	公設公営	児童センター	それいけアンパンマン&はばたき教室	交流・仲間づくり、その他(学習支援・自立支援等)
14	岡山県	笠岡市	大井児童館	公設民営一指定管理	小型児童館	移動児童館「てくてく」	運動遊び、造形遊び、音楽遊び、映像・科学遊び、児童文化・ゲーム遊び、交流・仲間づくり、親子遊び・子育て支援
15	香川県	高松市	さぬきこどもの国	公設民営一指定管理	大型児童館(A型児童館)	「行きませ！さぬきこどもの国 うどん県巡業」	運動遊び、造形遊び、音楽遊び、映像・科学遊び、親子遊び・子育て支援
16	鹿児島県	南さつま市	キッズランド児童館	民設民営一社会福祉法人	小型児童館	造形遊び、運動遊び、親子遊び・子育て支援	運動遊び、造形遊び、親子遊び・子育て支援

# 児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及（子ども・子育て支援推進調査委託費）

## 1. 調査主旨

平成27年度に社会保障審議会児童部会の下に設置した「遊びのプログラム等に関する専門委員会（以下、「専門委員会」という。）」において、時代の要請に対応した新たなプログラムの開発などを検討することとしている。中高生の居場所づくりの取組や、発達障害など配慮を必要とする子どもたちの特性を踏まえた取組を推進するプログラムなどの全国的な普及啓発を図るため、専門委員会において、こうしたプログラムを積極的に実践している、または実践しようとしている児童館を選定し、実施状況を検証する。当該経費は、選定された児童館がプログラムを実践することにより、当該プログラムが子どもたちの成長発達段階において、どのような効果をもたらすのかなどを分析し、ひいては、地域の児童館等が果たすべき機能及び役割についての検証、検討に資するための調査研究を実施する。

## 2. 実施内容

- 専門委員会において、プログラムを実践する児童館（以下、「プログラム実施児童館」という。）を20か所選定（指定）  
→ プログラム実施児童館の選定（指定）に当たっては、地域バランス等を考慮

### プログラム実施児童館における取組内容

- ① 企画・実行委員会の設置
- ・プログラム実施児童館において、効果的にプログラムを実践するため、プログラムアドバイザー、地域の有識者、児童館職員などで構成される企画・実行委員会を設置
  - ・具体的な実施方法、実施体制、実施時期などについて検討

### ② プログラムの実施

- ・プログラム実施の事前打ち合わせ
- ・プログラムの実施  
→ 調査研究の成果として記録するため、プログラム実施までの検討経過や実施内容、参加者の声などを収録したDVDを作成
- ・事後アンケートの実施

### ③ 報告書の作成

- ・企画・実行委員会において、プログラムの実施内容や参加者の反応、プログラム実施の効果などをまとめた報告書を作成
- ・報告書の作成に当たっては、実践したプログラムが子どもたちの成長発達段階においてどのような効果をもたらすのかなどの観点も取り入れるよう留意



## 3. 要求内容

- 平成29年度予算案 37,340千円（1か所あたり1,867千円×20か所）（28年度 37,340千円・1,867千円×20か所）

# 「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」報告書の概要

## 現状と課題

### ■ 活動の範囲

- ・業務の範囲を超えた活動
- ・法律等による「協力」、「連携」による過剰な業務
- ・「個別支援活動」、「民児協活動」、「地域の福祉活動」のバランス
- ・「見守り」は民生委員・児童委員が中心に行うべきものという雰囲気

### ■ 求められる役割の多様化と負担

- ・世帯の課題の複雑化・多様化による支援の困難性
- ・居住環境(大規模高層住宅、市町村合併)による定数基準の妥当性
- ・民生委員・児童委員活動中の事故等への対応
- ・経験の少なさ(I期、II期(6年未満)が6割)
- ・地域での様々な「充て職」

### ■ 対応する問題の複雑化・多様化と力量

- ・経歴による福祉への精通度合い
- ・生活困窮者や複雑・多様化する世帯の問題への理解
- ・認知症高齢者、障害者などの特性への理解 ・外国籍住民への対応

### ■ 災害時の活動

- ・広範囲な活動範囲と時間的、財政的な負担
- ・避難生活の長期化による心の健康問題等の専門職との連携
- ・避難行動要支援者の避難支援の直接的担い手としての期待

### ■ 個人情報の取扱と関係機関との情報共有

- ・要支援者情報の行政や関係機関からの提供
- ・個人情報の取扱に関する理解
- ・自治会や町内会、福祉協力員との情報共有

### ■ 活動への支援・協力的体制

- ・サポート体制
- ・専門職との関わり
- ・連合民児協、単位民児協機能の強化

### ■ 社会的な理解の促進と継続性の確保

- ・民生委員制度・活動の理解(行政や関係機関、地域住民)
- ・民生委員・児童委員の制度・活動に対する理解
- ・児童委員・主任児童委員制度・活動の役割に対する周知
- ・新任民生委員・児童委員に対する制度・活動に対する説明

## 提言

### 早期に対応できるもの

#### (1) 活動への支援の充実

- ① 民生委員・児童委員が安心して活動するための取組
  - ・保険制度
- ② 民生委員・児童委員、民児協活動への支援
  - ・活動費
  - ・行政のサポート体制
  - ・関係機関との連携
  - ・地域福祉計画への位置づけ
- ③ 災害時の民生委員・児童委員活動への支援

#### (2) 力量を高める取組

- ① 研修の充実
- ② 都道府県等における民生委員・児童委員活動の評価
- ③ 民生委員・児童委員活動に参加できるよう職場、家族、地域団体の理解と協力の促進

#### (3) 自治体等の理解の促進に向けた取組(主に制度)

- ① 民生委員・児童委員制度・活動の正しい理解の促進
- ② 個人情報取扱の取扱いの適切な理解による活動しやすい環境づくり

#### (4) 国民の理解の促進に向けた取組(主に活動)

- ① 創意工夫による広報への取組
- ② 「なり手」不足の解消に向けた試み

### 時間をかけて慎重に検討するもの

- ① 民生委員・児童委員の活動範囲に係る他制度の整理
- ② 時代の変遷に即した定数基準や区域の見直し
- ③ 研修等による民生委員・児童委員の「なり手」への仕組みづくり
- ④ 民児協、単位民児協事務局機能の強化

# 民生委員制度創設100周年記念大会について

民生委員制度は、大正6年、大正天皇の岡山県知事に対するご下問が契機となり創設された济世顧問制度が源となり、平成29年に制度創設100年の節目を迎えます（児童委員制度は創設70年を迎えます）。

この100年の節目の年に、全国の民生委員・児童委員の代表者が一同に会し、これまでの100年の歴史を振り返るとともに、将来に向けた委員活動の一層の充実、発展に向けた思いを新たにする機会として、100周年記念大会を開催する。

## 1 主催

全国民生委員児童委員連合会	全国社会福祉協議会	厚生労働省
東京都民生児童委員連合会	東京都社会福祉協議会	東京都

## 2 開催日

平成29年7月	9日（日）	記念式典、表彰、記念講演等
”	10日（月）	シンポジウム

## 3 会場

東京ビッグサイト（東京都江東区有明3-11-1）

## 4 参加者数

概ね10,000名程度を予定



# 社会保障審議会推薦児童福祉文化財について

## 1. 社会保障審議会による児童文化財推薦

社会保障審議会は、厚生労働大臣の諮問に対して答申や意見の具申を行う他、児童福祉法第8条第7項の規定により、児童の福祉の向上を図るために、芸能、出版物等の推薦を行い、又、それらの製作者や興行者に対して必要な勧告を行う権限を与えられている。社会保障審議会福祉文化分科会は、平成13年3月23日より児童福祉文化財の推薦を実施している。

### 児童福祉法第8条第7項

社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

## 2. 児童福祉文化財の推薦業務

福祉文化分科会は、優れた作品・公演等の審査を円滑に行うため「委員会」を設置して審議。福祉文化分科会は、3つの委員会で構成。推薦の決定が委任されている。

各委員会は、社会保障審議会の本委員、各分野における学識経験者の臨時委員と専門委員若干名から構成されている。

出版物委員会  
舞台芸術委員会  
映像・メディア等委員会  
図書等  
演劇、ミュージカル、コンサート、舞踏等  
映画、放送テレビ、ビデオ、CD等

## 3. 推薦基準

- ・ 児童に適当な文化財であって、児童の道徳、情操、知能、体位等を向上せしめ、その生活内容を豊かにすることにより児童を社会の健全な一員とするために積極的な効果をもつもの。
- ・ 児童福祉に関する社会の責任を強調し、児童の健全な育成に関する知識を広め、または、児童問題の解決についての関心及び理解を深める等、児童福祉思想の啓発普及に積極的な効果をもつもの。
- ・ 児童の保育、指導、レクリエーション等に関する知識及び技術の普及に積極的な効果をもつもの。

## 4. 推薦数

平成27年度の推薦数 72点  
出版物:38点 舞台芸術:14点 映像・メディア等:20点  
平成27年度の特別推薦 16点  
出版物:6点 舞台芸術:6点 映像・メディア等:4点

## 5. 広報・啓発

児童福祉文化財広報・啓発ポスター・サイトを制作し、広報・啓発に取り組んでいる。

